公害弁連第47回総会議案書

2018.　4.　8　東　京

全国公害弁護団連絡会議

事務局　　熊本県中央区京町２−１２−４３

熊本中央法律事務所

TEL　０９６−３２２−２５１５
FAX　０９６−３２２−２５７３

〔総会スローガン〕

1　裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。

2　官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。

3　「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。

4　公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。

5　福島原発事故の責任を明確にし、未曽有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。

6　実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。

7　廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。

8　史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。

9　真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。

10　公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。

11　最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目　　次

【一】基調報告
第一　公害・薬害の根絶と環境保護を求めて …… 1
第二　公害裁判の前進と課題
一　原発問題への取り組みと課題 …… 3
二　大気汚染公害裁判の前進と課題 …… 6
三　基地騒音裁判の前進と課題 …… 7
四　海・川を守るたたかいの前進と課題 …… 8
五　水俣病のたたかいの前進と課題 …… 9
六　地球温暖化のたたかいの前進と課題 …… 14
七　アスベスト訴訟の前進と課題 …… 17
第三　公害弁連の今後の方向と発展について …… 19

【二】各地裁判のたたかいの報告
（原発）
〔1-1〕福島原発被害弁護団の取り組み …… 福島原発被害弁護団　幹事　弁護士　笹山　尚人　23
〔1-2〕国と東電に勝訴!!―「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟判決 ……
「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟弁護団　事務局長　弁護士　馬奈木厳太郎　26
〔1-3〕福島原発被害首都圏弁護団の取り組み～3月16日東京地裁判決の意義・課題及び今後について～ ……
福島原発首都圏弁護団　共同代表　弁護士　中川　素充　27
〔1-4〕高裁勝訴に向けて～原発国賠千葉訴訟（一陣）の状況報告 ……
原発被害救済千葉県弁護団　事務局長　弁護士　滝沢　信　29
〔1-5〕原発事故被災者支援弁護団の活動状況 …… 原発被災者弁護団　弁護士　大森　秀昭　31
〔1-6〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み～汚染地域の環境復元と地域社会回復を求めるたたかい～ ……
「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団　事務局長　弁護士　白井　劍　33
〔2〕原発なくそう！九州玄海訴訟 …… 弁護団　幹事長　弁護士　東島　浩幸　35
〔3〕福井原発訴訟について …… 滋賀弁護士会　弁護士　井戸　謙一　36
〔4〕浜岡原発 …… 浜岡原発永久停止弁護団　弁護士　大橋　昭夫　37
〔5〕川内原発訴訟の現状 …… 原発なくそう！九州川内訴訟　弁護団　共同代表　弁護士　森　雅美　39

（アスベスト）
〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み …… 大阪アスベスト弁護団　弁護士　伊藤　明子　41
〔2〕尼崎におけるアスベスト被害の救済 ……
兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団　事務局長　弁護士　和田　信也　45
〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告～首都圏での勝利判決をめざして～ ……
首都圏建設アスベスト訴訟弁護団　弁護士　森　孝博　46

（大気汚染）
〔1〕川崎公害裁判報告 …… 川崎公害裁判弁護団　事務局長　弁護士　篠原　義仁　49
〔2〕西淀川公害訴訟の報告 …… 西淀川公害訴訟弁護団　弁護士　村松　昭夫　50
〔3〕東京大気のたたかい …… 東京大気汚染公害裁判弁護団　弁護士　原　希世巳　51
〔4〕みずしま財団の2017年度の報告 …… 公益財団法人　水島地域環境再生財団　事務局長　藤原　園子　53
〔5〕あおぞら財団2017年度活動報告 ……
公益財団法人　公害地域再生センター（あおぞら財団）研究員　林　美帆　55

（基地騒音）
〔1〕第2次新横田基地公害訴訟　報告 …… 弁護士　小林　善亮　58
〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟　報告 …… 弁護士　川津　知大　59

〔3〕第二次普天間基地爆音訴訟・控訴審の報告 …… 弁護士　白　　充　61

（水俣病）
〔1〕ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟の現状 ……
ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟弁護団　弁護士　板井　俊介　63
〔2〕全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟」……
ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟弁護団　事務局長　弁護士　井奥　圭介　64
〔3〕ノーモア・ミナマタ第２次新潟訴訟のたたかい …… 新潟水俣病弁護団　団長　弁護士　中村　周而　65
【特別報告】新潟水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件 …… 新潟水俣病弁護団　弁護士　西埜　　章　67
〔4〕ノーモア・ミナマタ東京第２次国賠訴訟の現状と課題 ……
ノーモア・ミナマタ東京弁護団　団長　弁護士　尾崎　俊之　69

（リニア新幹線公害）
ストップ・リニア訴訟の現状 …… 弁護団　共同代表　弁護士　関島　保雄　71

（薬害裁判）
〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟　報告 …… 薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団　弁護士　中島　　晃　75
〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟のご報告 …… 薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団　事務局長　弁護士　阿部　哲二　76
〔2〕HPV ワクチン薬害訴訟 …… 薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団　事務局長　弁護士　阿部　哲二　77

（産業廃棄物問題）
九州廃棄物問題研究会報告 …… 弁護士　高橋　謙一　79

（海・川問題）
〔1〕熊本県下のダム問題の動向 …… 川辺川利水訴訟弁護団　事務局長　弁護士　森　　徳和　80
〔2〕よみがえれ！有明海 …… よみがえれ！有明訴訟弁護団　弁護士　後藤　富和　81
【特別報告】石木ダム事件 …… 弁護団　事務局　弁護士　平山　博久　83

【三】特別報告
全国公害被害者総行動実行委員会の報告 …… 全国公害被害者総行動実行委員会　事務局長　中山　裕二　85
日本環境会議（JEC）の報告 …… JEC 理事長・一橋大学名誉教授　寺西　俊一　89
道路住民運動全国連絡会報告～旧来型大型公共事業からの転換を～ ……
道路住民運動全国連絡会（道路全国連）　事務局長　橋本　良仁　90
＜ JNEP 活動報告＞「パリ協定」実行と日本のエネルギー政策の転換をめざして ……
公害・地球環境問題懇談会（JNEP）事務局長　清水　　瀞　92
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動 ……
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議　事務局長（第９次横田基地公害訴訟原告団）福本　道夫　94
最近の環境アセス法の動向 …… 弁護士　藤原　猛爾　96

【四】2017 年度　組織活動 …… 98

【五】2018 年度　活動方針 …… 99

【六】公害関係資料 …… 103

【七】2017 年度　活動日誌 …… 104

【八】公害弁連歴代人事一覧 …… 105

【九】公害弁連規約 …… 110

【一】基　調　報　告

第一　公害・薬害の根絶と環境保護を求めて

第１　原発被害の責任と被害者への賠償問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災、福島第一原発事故からすでに7年が経過した。

この間、政府は、県外被害者に対する借り上げ住宅の無償提供を2017年3月に廃止し、同時期に福島第一原発付近の浪江町、飯館村、富岡町の居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除し、さらに、2018年3月末をもって避難指示区域の避難者への日常生活阻害慰謝料の支払いを終了する方針であり、原発問題の早期解決の世論誘導を図っている。そして同時に、高浜原発、川内原発に続き、本年3月には大飯原発も再稼働させるに至っている。

しかし、全国21地裁、28件が係属している避難者が被った精神的苦痛に対する損害賠償訴訟の先陣を切って下された2017年3月17日の前橋地裁判決は、国の責任を断罪した。その後は、同年9月の千葉地裁判決は国の責任を否定したが、同年10月の生業訴訟の福島地裁判決が国の責任を認めたことにより、国の責任論もほぼ確実なものとなった。

さらに、本議案書が出版される頃には、原発賠償京都訴訟（京都地裁）、福島原発首都圏訴訟（東京地裁）、さらに、福島原発被害いわき避難者訴訟（福島地裁いわき支部）の連弾と続いているであろう。

これらの判決の中で、国の原発政策の誤りと東京電力の責任がより一層明確にされることになるが、さらに、真の被害実態をより明らかにする作業が求められる。

そして、その作業の積み重ねは、原発のコスト論に直接的に影響するものといえ、2018年1月に「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」を発表した原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟などの運動体、あるいは、2018年3月9日に「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（原発ゼロ基本法案）」を国会に提出した立憲民主党、日本共産党、社民党ら政党活動とも呼応しながら、脱原発へ向けた国民世論の動きを一段と加速するものとなるであろう。

このような情勢において、私たち公害弁連が果たすべき役割は、大きな国民運動の中で、とりわけ裁判闘争により闘いを切り開く諸団体と信頼関係をもって連携し、より幅広く法廷外における国民運動の形成のために尽力するという点に求められている。

第２　その他のたたかい

１　アスベスト

2014年10月の大阪泉南アスベスト最高裁判決後、石綿工場における労働者の被害は訴訟上の和解による解決が進められているが、建設現場での暴露に基づく建設アスベスト訴訟は全国6地域で闘われ(福岡、大阪、京都、神奈川、東京、札幌)、2017年10月横浜地裁、同月の東京高裁判決によって7度目の国の責任断罪の判決が下された。さらに、直近の2018年3月14日にも、国を8たび断罪する東京高裁判決が下され、今後、舞台は、いよいよ「一人親方」を含めた建設現場の労働者に対し、国、メーカー、及び事業者としてのゼネコンらによる基金制度創設に向けての取り組みが正念場を迎える。

２　水俣病問題

公式確認61年を迎えた水俣病問題は、熊本、近畿、東京のほか、新潟も含めて、1000名以上の原告団による訴訟が進行しているが、2017年11月29日、新潟水俣病における義務付け訴訟控訴審において、東京高裁は原告9名全てを水俣病と認める判決を下した。このようなたたかいの後押しを受け、熊本地裁における審理を中心としたたたかいが佳境に入ろうとしている。

３　よみがえれ！有明訴訟

2010年の福岡高裁開門判決の確定と、その後の様々

な判決の狭間で漁業者と営農者の対立が煽られている状況にある「よみがえれ！有明訴訟」は、確定した開門判決が行政によって無視され、かつ、間接強制金を支払い続けるという法治国家にとってあるまじき事態となっていた。その後、福岡高裁における審理の中で、開門を前提としない基金制度創設による和解案が示され、これまで開門を求めてきた漁業者にとって厳しい情勢となっているが、その中でも開門実施のための作業を含め、営農者らを含めた粘り強い交渉と解決を目指したたたかいが求められる。

４　基地問題

基地問題については、2016 年 12 月、第 4 次厚木基地騒音訴訟最高裁判決が「睡眠妨害の被害は深刻で軽視できない」旨認定しながら、一審・二審が肯定した夜間飛行の差し止めを覆し、将来分の賠償も退け、世論から批判された。しかし、2016 年 11 月の第二次普天間基地爆音訴訟（那覇地裁沖縄支部）、2017 年 2 月の第三次嘉手納爆音訴訟（同）では、従来の損害額から増額させた判決が下され、第 2 次新横田基地公害訴訟も 2017 年 10 月に一審判決が下されている。これら訴訟は、すべて控訴審に移っており、今後高裁での判決が待たれる。

また、宮崎では自衛隊基地の爆音を対象とした新たなたたかいが提起され注目に値する。

５　リニア新幹線

さらにリニア新幹線計画に対しては、2016 年 5 月、リニア中央新幹線の沿線住民 738 名が工事実施計画の認可取消を求めて提訴した。

このたたかいの途上、2017 年末、リニア中央新幹線工事を請け負うスーパーゼネコン（大成、鹿島、清水、大林）4 社による談合事件が発覚し、大きく報道されるに至った。この事業には、国が鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて、3 兆円もの血税が投入されており、ゼネコン 4 社は、この血税から大きな利益を得るために談合したものと評価されるべきである。このような血税の無駄遣いにより、公害被害者に対する施策が疎かになることは許されないことである。

６　薬害

薬害では、ヤコブ訴訟は東京訴訟が 2017 年 3 月ですべて和解成立となったが、いわゆる子宮頸がんワクチン禍訴訟が 2016 年 7 月、全国 4 地裁（東京、名古屋、大阪、福岡）で提起され、各地で訴訟が進行している。

これら公害・薬害をめぐる多くの訴訟がたたかわれる中で、各団体が相互に情報交換し、助け合い支え合う体制作りが求められる。

第３　地球温暖化

産業革命以前（1850 年以前）からの地球の平均気温の上昇 2℃を十分に下回る水準にすることを目的とし、1.5℃に抑制するよう努力するとして、今世紀後半に、温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを明記するパリ協定が、2016 年 11 月、発効した（いわゆる COP 22）。

しかし、2017 年 6 月、トランプ米大統領はパリ協定からのアメリカの脱退を宣言したが、アメリカ世論はこれに反対し、さらに、それまでパリ協定に加入していなかったシリアが加入したことにより、参加しないと述べるのはアメリカのみとなって米トランプは孤立した。

今後とも、温暖化を招かない自然エネルギーへの転換に取り組む事が重要になる。私ども公害弁連も、法廷の内外からその取り組みに携わっていきたい。

第二　公害裁判の前進と課題

一　原発問題への取り組みと課題

1　福島原発事故による被害救済を求める集団訴訟

⑴　前橋地裁判決

2017年3月17日、福島第一原発事故で群馬県内に避難した住民らが損害賠償を求めた訴訟で、前橋地裁は、津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国と東電に損害賠償の支払いを命じる判決を下した。この判決は、全国で約30件、約1万2000人が参加している同様の集団訴訟の中で初の判断であり、とりわけ裁判所が国の賠償責任を認めたことや避難指示区域外からの避難者にも損害を認めたことは、各地の訴訟に関わる多くの人々を勇気づけた。一方、認められた損害額は低廉であると言わざるをえないものであった。

⑵　千葉地裁判決

9月22日、福島第一原発事故で千葉県内に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟で、千葉地裁は、東電の責任を認め、損害賠償の支払いを命じた。この判決は、ふるさと喪失慰謝料を損害として認め、中間指針の範囲に留まらない区域にも損害を認めたものであり、損害論では大きな前進を勝ち取った。一方、津波の予見可能性を認めながらも、結果回避義務を否定して、国の責任を否定した。国民の生命と経済的合理性を同じ天秤に乗せ、後者を優先させたものというしかない。

⑶　福島・生業判決

10月10日には、福島第一原発事故当時から福島県や隣接県に居住している住民が中心となって損害賠償を求めた訴訟（生業訴訟）で、福島地裁は、国と東電に津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国と東電に損害賠償の支払いを命じた。この生業訴訟の判決は、集団訴訟の中で原告数が約3800人と最多であり、先の群馬訴訟に続いて国に法的責任を認めた意義は大きい。とりわけ、生業訴訟では、裁判所が国の指針で対象外とされた地域の住民に対しても損害を認めるなど、賠償額の上積みにとどまらず、賠償の対象地域の拡大も認めたことは、被害救済の大きな足がかりとなるものである。一方、認められた損害額は低廉であると言わざるをえいものであり、本来あるべき損害の評価をせず、あるべき賠償水準を認めなかった点は、司法の役割を存分に発揮したものとは到底言えない。

⑷　3判決の到達点

以上の3つの判決においては、国の責任を巡っては、前橋と福島・生業判決は津波の予見可能性を認め、その結果として規制権限不行使による国の賠償責任を認めた。他方で、千葉判決は、津波の予見可能性を認めつつ、その知見の程度と結果回避可能性を問題視し、かつ「時間とコスト」を理由として津波対策を先送りすることを合理化するなど、看過しがたい判断を示しており、各訴訟の控訴審及び全国の後続訴訟において乗り越えることが求められる。

また、被害・損害の認定については、千葉判決が、実質的に「ふるさと喪失」損害を認めた点は評価できるが、その余の点については、前橋、千葉、福島・生業の各判決とも、押し並べて、中間指針等の水準とさほど変わらない、被害実態に見合わない低額の慰謝料水準にとどまっており、この点も控訴審及び後続訴訟において乗り越えられるべき課題である。

⑸　小高に生きる訴訟・判決

2018年2月7日には、東京地裁において、「小高に生きる訴訟」の判決があり、居住制限区域等にあたり2016年7月に避難指示が解除された南相馬市小高区の住民321名に対して、「従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係を基盤として、継続的かつ安定的に生活する利益（「本件包括生活基盤に関する利益」）を侵害されたとして、中間指針等が認める850万円の日常生活阻害慰謝料とは別個に300万円（＋弁護士費用30万円）の慰謝料を認める判断が下された。

⑹　2018年３月の３連続判決

こうした中、2018年3月には、次の3つの裁判が連続して判決を迎える。

①　京都地裁訴訟
（9月29日結審、3月15日判決）

京都府への避難者（避難指示対象区域2世帯2名、自主的避難等対象区域43世帯124名、その他の福島県内5世帯9名、福島県外3世帯9名）が、一人500万円を請求している。区域外（自主的）避難者が中心であり、避難の合理性を基礎づけるものとして低線量被ばくの健康影響について厚く立証しており、この点の判断が注目される。

②　東京地裁の首都圏訴訟
（10月25日結審、3月16日判決）

自主的避難等対象区域（いわき市など）等から首都圏への区域外避難者が原告の中心を占め、避難慰謝料、ふるさと喪失（生活破壊）慰謝料として3000万円の一部請求として1200万円、その他生活費増加分、避難費用等を請求している。避難者の精神的な被害状況、及び結果回避措置について専門家証人による立証がなされており、判断が注目される。

③　福島地裁いわき支部の強制的避難者訴訟
（10月11日結審、3月22日判決）

避難指示対象区域から主に福島県内（及び首都圏）への避難者が原告となり、東電のみを被告として月額50万円の避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料2000万円を請求する（1陣判決は、81世帯220名が対象）。強制避難地域の住民について、多数原告についての個別立証と検証を実施しており、ふるさと喪失慰謝料についての判断が注目される。

⑺　運動の連携強化の前進

相次ぐ判決を受けて、従来から連携を模索していた各地の原告団と支援団体が協同を強めている。千葉・福島（生業）の原告団、弁護団と千葉支援団体は、9・2千葉集会を、千葉・生業の共同の判決前決起集会と位置付け、全国各地の訴訟団も参集して、運動で共同することの意義を確認した。

その延長上に、従来あった原告団連絡会、弁護団連絡会に加えて、本年1月27日には、支援団体の全国的なネットワークが結成された。また原告団連絡会としての統一要求の取りまとめも行われ、こうした運動上の共同のもとで3月の連続判決を迎える体制が確立されたことは特筆に値する。

2　原発の差止を求める裁判闘争の到達点と課題

⑴　原発再稼働の動き

福島原発事故後においても、原発を稼働させるという方針が変更されなかったことを踏まえ、シビアアクシデント対策や、最新の知見を既存施設にも反映させる規制への転換（バックフィット制度）を織り込んだ規制基準への見直しがなされ（新規制基準）、「政界で最も厳しい水準の規制基準」などと称して、この基準に基づく安全性審査とそれを踏まえた再稼働の動きが続いている。

⑵　相次ぐ仮処分決定と大飯３・４号機本案事件の高裁での結審・判決へ

こうした動きに対抗して、原発の差止を求める仮処分の申立が全国で取り組まれ、2017年には、これに対する決定が相次いだ。2017年3月28日、大阪高裁は、大津地裁が、高浜原発3・4号機の運転差止めを認容した仮処分決定を取り消し、申立を却下する不当決定を下した。3月30日、広島地裁は、伊方原発3号機の運転差止を求めた仮処分申立を却下する決定をした。6月13日、佐賀地裁は、玄海原発3、4号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定をした。7月21日、松山地裁は、伊方原発3号機の運転差止を求めた仮処分申立を却下する決定をした。

こうした中、伊方原発3号機の運転差し止めを広島市の住民らが求めた仮処分申請の即時抗告審で、広島高裁は12月13日に、2018年9月30日まで運転を差し止める決定をした。熊本県の阿蘇山が過去最大規模の噴火をした場合は安全が確保されないとして「新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理だ」と結論付けた。この決定は、期限付きのものとはいえ、福島第1原発事故後、原発の運転を差し止める初めての高裁の司法判断である。同年3月の大阪高裁逆転決定をはじめとして、厳しい決定が続いている中で、大きな成果を上げたものとして評価できる。

大飯3・4号機の差止判決の控訴審（名古屋高裁金沢支部）においては、島崎邦彦東大地震研名誉教授の証人尋問が実施されたが、その後、住民側が求める証人申請を裁判所が却下して忌避に発展したが、最終的には、11月20日に結審し、判決期日の指定はいまだない。原発差止を巡るたたかいの課題は大きいといえる。

３　原発のない社会を目指す国民的な運動へ

福島原発事故から7年が経過しようとしている。2017年3月末をもって帰還困難区域等を残して全ての避難指示が解除され、同時に区域外避難者に対する住宅支援が打ち切られた。また、これと連動して2018年3月末をもって、避難指示区域の避難者への日常生活阻害慰謝料の支払いも終了する。避難指示が解除された浪江町、富岡町などの地域においても、地域の復興は程遠い状態であり帰ることもできない中での補償の打ち切りが進められ、原発事故被害の切り捨てが敢行されようとしている。

他方で、原発再稼働の政府方針のもと、各地の原発の新規制基準による審査、合格判定、再稼働が進められている。原子力を「重要なベースロード電源」と位置付けて2030年度において電力の20～22%を原発によって賄うという2014年「エネルギー基本計画」は見直しの作業が進められている。こうした中、経団連は、原発の「リプレイス・新増設等」を求める意見を公表した。

他方で、脱原発や自然エネルギーを推進する民間団体「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟（原自連）」は今年1月10、国内原発の即時廃止を目指す「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」の骨子を発表した。立憲民主党も、原発ゼロの実現に向けた基本法案について、3月上旬に国会に提出する方針を確認している。

福島原発事故の被害者の救済のための訴訟、原発稼働の停止を求める訴訟を一つづつ確実に勝ち抜くとともに、広汎な国民世論と団結して、原発のない社会を目指す取り組みを進めることが求められている。

二　大気汚染公害裁判の前進と課題

1　新規救済制度をめぐって

⑴　東京都助成制度

東京都のぜん息医療費助成制度は、本年４月１日から､助成内容の大幅切下げが強行される。すなわち、これまで自己負担分全額助成だったのが、6000円まで自己負担で、これを超える額のみ助成となる。

これにより、医療費無料による受診抑制の解消と、これに伴う病状改善と生活の質の向上という効果にも大きなかげりが生じることは避けられない。

しかしながら、重症化ないし重症者にとっての存在意義はいぜんとして大きく、負担軽減の効果を受けられない認定者が更新することなく制度から離脱することが危惧され、この点での周知徹底を、都にも要求しつつ、患者会としても医師会、薬剤師会等を通じて、大々的に取組んでいるところである。

一方、都としては自己負担額全額の三分の一については､「未来永ごう」助成を継続していくと公言していることとのかねあいで、上記助成額がこれに見合っているかの検証作業を都に実施させることを求め、その具体化を確認させることができた。

⑵　国レベルの救済制度

国レベルの新たな救済制度作りをめぐっては、引続き国会請願署名運動に取組み、14万2000筆を達成するとともに、紹介、賛同議員も、衆議院20名、参議院11名の計31名におよんでおり、また有力議員の獲得をめざした個別議員オルグ活動も、精力的に取組まれており、本年春には、署名提出をめざして、運動に拍車がかかっている。

一方で、環境省との勉強会も、環境省人事の交代もふまえて、地道な取組みが進められている。

さらにこの間、新たに地方議会からの運動が取組まれ、昨年10月には、埼玉県議会において、国にぜん息等医療費救済制度の創設を求める決議が採択され、これまで川崎患者会で粘り強く取組まれてきた、横浜市議会でも同種決議採択の可能性が高まっている。また埼玉の動きに刺激を受けた千葉では、本年1月18日に、未救済患者も含めた「新千葉患者会」の結成総会が行われ、千葉県議会に対する働きかけもスタートしている。

2　道路公害対策を求めて

⑴　自転車走行空間整備

自動車優先の都市政策・道路政策が自動車排ガス公害を激化させたことから、これを克服する方策として自転車走行空間の整備を要求してきた。

この点2016年12月の自転車活用推進法の成立も大きな力となり、東京では2017年12月時点で、都内で自転車ネットワーク計画を策定した自治体は10区市、この１～２年以内に計画を策定する予定の区市をいれると、その数は26区市に及んでいる。今後、区市とも連携して国道・都道の幹線道路を軸に広域的な自転車走行空間ネットワークを形成させていくことが重要となっている。

⑵　総量削減対策

臨海部への大型車の誘導のため、環境ロードプライシングの実施を求めてきた川崎では、首都高が高速料金改訂で環境改善がはかられるとして、これを拒否してきたが、料金改訂の結果をもってしても、臨海部の高速湾岸線と住民地域の高速横羽線の分担率の改善はみられたものの、横羽線自体の大型車走行台数自体は増加傾向となっており、何ら環境改善に役立っていないことが明らかとなり、原告側提案の環境ロードプライシング導入の正当性がますます明らかとなっている。

⑶　PN（Particulate Number）規制

PN規制とは、これまでのPM規制は10μ（10、000nmナノメーター）以下の排出粒子の重さを規制するものであるため、PM2.5やナノ粒子による大気汚染を改善することができないことから、これを克服するために自動車から排出されるＰＭの個数を規制しようとするものである。

欧州では2014年９月から実施され、23nm以上の排出粒子の個数を６兆個/km以下とすることとされ、2017年９月からは6000億個/km以下に強化、更に今後規制対象粒子を10nm以上に拡大することが検

討されている。

これに対して日本では今ようやく環境省の専門委員会で検討が開始されたばかりである。しかし日本のメーカーは現に大量の車を欧州に輸出しているのであり、国内でPN規制を実施することに大きな障害はなく、早期実施が求められる。

⑷　電気自動車普及

昨年2017年、世界各国は目標を決めて、競うように電気自動車（EV）などの低公害車の普及を宣言した。6月にはインドが「2030年までにすべての販売車両をEVに限定する」、7月にはイギリスとフランスが「2040年までにガソリン・ディーゼル車の販売を禁止する」とし、9月には中国が、2019年以降、メーカーに一定の割合でEV等の販売を義務づける「新エネルギー車ポイント」制を採用することが発表され、12月には台湾でも「2030年までに全ての公用車とバスをEVにし、2040年までにガソリン燃料の新車販売を禁止する」とされた。

これに対して日本では2016年4月の閣議決定で2030年までに新車中の「次世代自動車」割合を5～7割とするのが目標とされたが、この「次世代自動車」にはポスト新長期規制（H22）適合のディーゼル車も含むものとされ、全くの尻抜けという他はない。

世界の状況もふまえた、精力的な取り組みが求められている。

三　基地騒音裁判の前進と課題

1　基地問題を取り巻く事情

一昨年12月に、沖縄県民の反対にもかかわらず配備されたオスプレイが名護市沿岸に墜落し、2017年10月にはヘリコプターが東村高江の民有地に墜落するなど米軍機の事故は現実的な恐怖となっているにも関わらず、日本政府はアメリカ合衆国に対して飛行中止を求めることなく基地周辺住民の安全を放置している。そのような中、12月には米軍ヘリの窓が普天間第二小学校に落下し、その原因が不明な状況で今年1月18日には米軍のAH攻撃ヘリが再度同上学校の上空を飛行するという事態となている。学校上空の飛行を最大限、可能な限り避けるという日米合意に反するにも関わらず、日本政府がしたことといえば、同小学校において避難訓練を実施するというものである。

このように基地周辺住民は、騒音被害を受けているだけでなく、生命・身体への危険を負うという負担を強いられている。

2　基地騒音裁判の動き

基地騒音裁判においては、今年も一定の成果があった一方、昨年12月の最高裁判所の第4次厚木訴訟判決を踏襲する判断が続くという、正に司法の役割を放棄する事態が続いている。

すなわち、本年10月11日に東京地方裁判所立川支部で言い渡された2次新横田基地公害訴訟は、W値75以上の地域に居住する原告について総額約6億円をこえる損害賠償を国に命じる一方で、米軍機等の飛行差止めや将来に亘る損害賠償請求を退けた。

本判決が損害賠償請求を認めたことにより、W値75以上の地域においては、米軍機等により受忍限度を超える違法な騒音による被害が広く生じていることが改めて認定されたことになる。賠償額も不十分ではあるが、前回訴訟から一定の増額がおこなわれた。

他方で、本判決は、米軍機の運航は、国の指揮・命令が及ばない「第三者の行為」であるとして、実体的な判断に立ち入ることなく差止請求を退け、自衛隊機の飛行差止請求についても民事訴訟としては認められないという理由を以て訴えを却下した。

また、本判決は、原告らの将来に亘る賠償請求を排斥した。

さらに、本判決は、平成17年のコンター「見直し」により、W値75未満とされてしまった地域に居住する

原告らの賠償請求を排斥した。

本判決は、騒音の違法性を認めた点で一定評価しうるものの、総じて従来の最高裁判決や過去の他基地訴訟の内容を無批判に踏襲したものであると言わざるを得ない。

このように裁判所は、住民の被害を認める一方、いわゆる第三者行為論によって事実上米軍の飛行差し止めを一切認めないという態度に終始している。

そんな中、自衛隊基地のみの騒音訴訟という新しい基地訴訟が第一陣原告122名で提起された。すなわち、宮崎県の新田原基地訴訟である。

新田原基地は、純粋な自衛隊基地訴訟なので第三者行為論という逃げ道はなく、司法の判断が注目される。

3　今後の展望

第三者行為論を打破しなければいくら騒音被害を受けていても金で解決すればよいということになりかねない。

これを打破するために、小松基地訴訟は長い年月をかけて健康被害の立証に努め、厚木では即座に第5次訴訟を立ち上げ、提訴を行った。岩国、嘉手納、普天間では控訴審が始まっている。

新田原基地訴訟も全国基地爆音訴訟弁護団連絡会に加入する予定であり、各基地弁護団で叡智を結集し、更なる前進を勝ち取りたい。

四　海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、人の一生にもみたないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主要に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出しら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議がでは、国際社会が2020年までに生物多様性保全のための実効性のある緊急行動を起こすことを求める新たな戦略目標が採択された。日本は戦略目標が採択された締約国会議の開催国として、率先して行動を起こす義務を国際社会に対して負っている。

この間、2009年に誕生した民主党政権は、大規模公共事業による自然破壊が進んでいることへの反省を表明し、大規模公共事業のあり方を見直し、これまで行われた大規模公共事業においても環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施すことを政策に掲げ、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門、川辺川ダム建設の中止や、ダム建設の凍結と抜本的な見直しなどを公約した。こうした公約には、われわれの長年にわたる戦いの成果が反映している。

このような状況のなか、われわれは、川辺川ダムの政府による休止表明を勝ち取り、荒瀬ダムは紆余曲折を経て撤去工事が始まった。荒瀬ダム撤去工事開始後、自然は驚異的な復元力を発揮し、われわれに自然復元の希望を与えている。

他方、民主党政権が掲げた大規模公共事業見直し政策は、大規模公共事業推進勢力の巻き返しの前に次第

に後退させられた。ダム建設による自然破壊の象徴の一つである八ッ場ダムは建設再開が決定され、2010年12月に確定した諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、国による徹底したサボタージュと、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟で馴れ合い的な対応をして開門阻止仮処分決定を導き出すような状況のなか、2013年12月の履行期限が経過した今日でも開門義務は履行されず、国が確定判決を履行せず、間接強制を命じられるという憲政史上初の異常事態が継続したままである。

さらに、本議案書で特別報告をした長崎県、佐世保市が事業者である石木ダム訴訟も係属中であり、事業認定の取消訴訟は2018年3月20日に結審の予定である。

そして現在、安倍内閣は、公共事業推進政策を掲げ、ふたたび公共事業による海と川の破壊の歴史を繰り返そうとしている。沖縄県においては基地のない沖縄を願うオール沖縄による県民の意思を踏みにじり、生物多様性の宝庫である辺野古の珊瑚礁の海を埋め立てて新たな米軍基地を建設しようとしている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。これまで、海と川の破壊に対するたたかいは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、安倍内閣の公共事業推進政策に警戒しつつ、こうした戦いを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

五　水俣病のたたかいの前進と課題

1　水俣病をめぐるたたかいの概略

「水俣病は終わっていません」。2017年9月、スイス・ジュネーヴで実施された「水銀に関する水俣条約」の第1回締約国会議において、胎児性水俣患者の坂本しのぶ氏が世界に向かって訴えた。

水俣病をめぐるたたかいは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たなたたかいの土俵に移り、現在でも公害弁連傘下の訴訟のみならず、多くの訴訟が係属している。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ（いわゆる1次）国賠訴訟が司法救済制度による解決方式の構築を求めて提起された結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ多くの水俣病被害者が取り残されており、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末を以て、同法の申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での水俣病特措法への申請者数は、熊本・鹿児島・新潟3県合計で65,151名に上っている（内訳は、熊本県42,961名、鹿児島県20,082名、新潟県2,108名、2012年8月30日毎日新聞）。

このため、2013年6月20日、水俣病被害者48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円（慰謝料400万円と弁護士費用50万円））の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した（ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟）。

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通

じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2018年3月17日現在、すでに熊本地裁では第11陣まで終え、熊本、東京、近畿の原告数は合計1,505名に達している（熊本1,312名、大阪122名、東京76名）。

一方で、メチル水銀中毒の症候2つ以上の組み合わせを求めるいわゆる昭和52年判断条件をめぐっては、2013年4月16日、最高裁判所が、事案ごとに全証拠を総合的に検討し、昭和52年判断条件に該当しない場合であっても水俣病と認定する余地があるとして、感覚障害しかない原告勝訴の判決を下した。その後、2013年10月25日には、国の公害健康被害補償不服審査会も上記最高裁判決を踏襲して感覚障害だけの患者を逆転認定する裁決を下したが、環境省は、2014年3月7日付けで、判断基準自体は見直さず、症状の組み合わせがない場合の総合的検討の在り方を整理するにとどめる通達を発し、被害者団体からは一斉に抗議が上がった。

2017年5月1日で公式確認から61年を迎えた水俣病問題は、未だ多くの被害者が取り残されていることが明らかになり、さらにたたかいは継続する。

2　司法救済制度の確立を求めて

⑴　司法救済制度とは何か

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者（以下「未救済被害者」という）に対する補償をどう実現するかという点にある。

現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟は、未救済被害者のための制度構築として「司法救済制度」の実現を目的とするものである。

司法救済制度とは、「誰を水俣病被害者と認めるか」、「水俣病被害者に対していかなる補償をするか」の判断を、行政ではなく裁判所が行う制度である。かつて、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟からは「司法救済制度」と呼ばれてきた。

この構想の出発点は、誰が被害者であるかを加害者たる行政（国・熊本県）に判断させることに対する被害者の拒絶感にある。すなわち、これまで、国、熊本県は、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に対する補償予算を可及的に少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘され断罪されてきた。直近の最高裁による司法判断が、2013年4月16日の水俣病認定義務づけ訴訟（いわゆる溝口訴訟）最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとしない行政に対し、基準の改定を中心とした改革を求めることは当然、重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法を司るのはあくまで行政（環境省）であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが極めて高いというべきである。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定審査会のデータを分析した結果、52年判断条件に合致する944名中205人しか認定されていなかったことが判明した（「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」）。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来水俣病被害者として訴え出た者も活用できるよう、まさに恒久的な制度である必要がある。

⑵　司法救済制度の手順

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、原告らを水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんどないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにしなければならない。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。この基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査を進める。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても基本合意しておく必要がある。

なお、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

⑶ 司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイメージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

しかし、①の点は、現在、補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数（患者数7200人）を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになると考えられる。

次に、②の点は、行政が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

さらに、③の点は、薬害スモンのほか、ハンセン病、肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

最後に、④の点についても、水俣病患者のためにその生涯を捧げた原田正純医師（2012年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側にも与えることが、本来の『法の下の平等』といえるだろうか」（『マイネカルテ』西日本新聞社）として疑問を呈していた。原爆症認定訴訟において、国（厚労省）は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さないたたかいが重要になる。

水俣病被害者救済については、これまで何度も判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終わっていない（馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっていない」のではなく「終わらせない」、『水俣病裁判と原田正純医師』、花伝社、2013年）。こうした現実を直視したとき、司法救済制度こそがもっとも現実的な解決策であり、これを支持する世論を形成していくことは十分可能である。

⑷ 患者掘り起こし

水俣病訴訟においては、医師団やスタッフの患者掘り起こし運動と一体となった活動が必須である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、民医連を中心として全国の医療スタッフに呼び掛け、1000人大検診が追求された。

その後、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた2012年6月24日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが（住民健康調査実行委員会・藤野糺委員長）、そこでは、1396名中88パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

そして、2014年11月22日から23日にかけて、医師120名、スタッフ250名規模で、447名の大検診を実施し、428名に水俣病の症状が認められた。

直近では、2015年10月31日から11月1日にかけて、いわゆる水俣病特措法の対象地域外である天草市河浦町宮野河内地区で住民108名を対象に健康調査を実施した結果、75%にあたる82名に四肢末梢優位の感覚障害の所見が見られたとする調査結果を発表している。

このように、多大なる医師や看護師、スタッフの協力により、今後とも、水俣病被害者の実態把握を解明する動きが継続している。

３　国（環境省）の動き

環境省は、多くの患者会の猛反発を受けながら、2012年7月31日付けで、いわゆる「水俣病特措法」の申請を打ち切った。この打ち切りは、同法第7条2項で「救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定」すると規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」（細野豪志環境相・当時）との建前論で、2013年4月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものであるが、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あたう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかであった。

その上で、政府は、2013年秋、熊本で実施された第33回「豊かな海づくり大会」（水産資源の維持培養や海域環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56年以降、毎年全国各地を巡りながら開催されている農林水産省が中心となって行われる行事）において水俣の海の再生をアピールし、国外的には、2013年10月に熊本市において国連の水銀削減に関する水俣条約締結会議を開催して、水俣病問題解決の世論作りをアピールしようとした。

しかし、多くの水俣病被害者が取り残されている現実と新たな訴訟の継続、昭和52年判断条件を事実上否定する最高裁判決とその後も昭和52年判断条件の見直しを否定する政府に対する被害者団体からの反発により、環境省の策動は完全に破たんしている。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大かつ重篤な被害」を加害者側（政府・熊本県・チッソ）らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

とりわけ、環境省が2014年3月7日付けで発した公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する通知は、2013年4月16日の最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、1年にわたって検討された結果であった。

しかし、同通知は、症状の組み合わせがなく感覚障害だけでも認定可能とする一方、水俣病の症状は、メチル水銀の「ばく露が停止してから長くとも1年程度まで」に発症するとし、これを超えてからの発症については、メチル水銀ばく露との因果関係がないとして切り捨てることとした。2004（平成16）年の水俣病関西訴訟最高裁判決が是認した大阪高裁判決は、魚介類の摂取を中止してから4年程度のいわゆる遅発性水俣病の存在を認めている。同判決が遅発性水俣病の発症時期を限定的にとらえている点で妥当ではないのであるが、同通知は、同最高裁判決にすら抵触するものである。

また、同通知は、中央公害対策審議会答申（1991年）を踏まえ、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっている」としているが、今後認定審査を受ける者が昭和45年までの発症を証明することは、カルテの保存期間等を考慮すれば、事実上不可能であるし、さらに、2013年4月16日の水俣病義務づけ訴訟最高裁判決で勝訴した原告すら認定されない結果となり、その不当性は明らかである。

結局、同通知は、症状の要件を緩和したかのようなポーズを取りながら、因果関係の審査で厳しく絞り込むことで、水俣病患者切り捨て政策を継続する意思表明といわざるを得ない。

なお、2015年1月、同通知が出された後に行われた、水俣病認定申請に対する不服審査の国の審査会において、正式な審査結果の公表前に裁決の見通しが環境省側に漏れていたことが発覚したが、それ以外にも、審査会委員に対して環境省が「説明」を行ったことや、当時の森本英香官房長が蒲島郁夫熊本県知事に面会し「（裁決は）通知の考え方は踏まえた形にしてくれる。会長が内々に言っている」と伝えたことも明らかにされている（朝日新聞2017年12月27日社説）。

報道からも「根本にあるのは、司法から何度となく問題を指摘されながら、認定の在り方を改めない行政のかたくなな態度だ。今も2千人が患者と認めるよう声を上げ、1500人が裁判を続けている。この現実を政府は直視しなければならない」（同上）と批判されている。

４　熊本県の動き

熊本県は、2013年10月25日、国の公害健康被害補償不服審査会が同年4月16日の最高裁判決に沿った逆転裁決をして以降、「国の二つの機関において判断が食い違い、考え方が整理されていない」として環境省を批判し、そのような状況が続くのであれば、国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を返上し、

国の臨時水俣病認定審査会（以下「臨水審」という）で代行する意向を示すとともに、公健法の補償制度を検証するよう求めていた。

しかし、そもそも上記通知のもとで臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはならない。

熊本県の姿勢は、報道からも「国がかたくなな姿勢を変えないのであれば、県が単独でも調査を実施し、そこで得られた事実を国に突きつけ、あるべき救済制度を提言すべきでないか。弥縫策の繰り返しにピリオドを打つためにも、県がさらに一歩踏み込み、問題解決への主体的姿勢を示して欲しい」と指摘されている（熊本日々新聞 2014 月 1 月 13 日朝刊）。

現時点では、熊本県は、それ以上の姿勢を見せてはいない。

5　チッソの動き

水俣病の原因企業であるチッソは、チッソ分社化と税制優遇措置を獲得するために、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理は PPP とは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している（2009 年 3 月 4 日熊本市内で開催されたシンポジウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は 2010 年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは 2010 年 7 月 6 日、同法の「特定事業者」に指定され、同年 12 月 15 日、松本龍環境大臣（当時）はチッソの事業再編計画を認可した。2011 年 1 月 12 日、チッソは 100% 子会社の「JNC 株式会社」を設立し、同年 2 月 8 日付けで大阪地裁はチッソから JNC 株式会社への事業譲渡を許可しており、同年 3 月 31 日までに事業譲渡が行われ、同 4 月 1 日から事業を開始した。今後は、チッソが保有する JNC 株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるという状況である。

この点について、環境大臣の許可の前提となる「救済の終了」の捉え方について、2017 年 9 月 30 日、水俣条約の締約国会議における中川雅治環境相は「水俣病は解決していない」との認識を示している。ただ、2018 年 2 月の選挙によって新たに市長となった高岡利治水俣市長は、「（水俣病特措法が定める）条件を満たせば、国に要望していく」と述べるなどチッソの意を受けている立場を示している。

しかし、全ての水俣病被害者への賠償義務を負うチッソが、ノーモア・ミナマタ第 2 次訴訟を始め、公健法上の認定申請者が多数取り残されている状態で分社化を実行することが許されないことはいうまでもない。

報道では、水俣病特措法に関連してチッソが国から借り入れた債務 993 億円の返済猶予を受けたとされ（熊本日日新聞 2018 年 3 月 5 日朝刊）、公的支援を受ける立場としての説明責任を問う声もある。

6　水俣条約を巡る動き

2009 年 1 月 20 日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年 2 月 20 日、ケニアのナイロビで開催された第 25 回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013 年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全 5 回の政府間交渉を実施する方針が確認された。

これを受け、2013 年 1 月 19 日、ジュネーブ（スイス）での第 5 回会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、金採掘現場での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013 年 10 月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれた。

2013 年 10 月 10 日に熊本市内で開催された採択会議で水俣条約は成立し、条約の発効には 50 ヶ国の批准が必要とされているところ、アメリカが第 1 号の締結国となった後、2 年ほど遅れた 2016 年 2 月 2 日、政府はようやく 23 番目の締結国となる旨の閣議決定を行った。国内的には「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立となる。

その後、2017 年 8 月 16 日、「水銀に関する水俣条約」

は発効した。35の条文と5つの附属書からなる本条約は、水銀の採掘から廃棄まで全ての段階で規制措置を定め、水銀仕様製品を2020年までに原則製造・輸出を禁止した。

これを受け、2017年9月24日、スイス・ジュネーヴで開催された水俣条約第1回締約国会議においては、今後、4年ごとに各国の水銀削減状況を報告することが確認された。

しかし、現在、発展途上国で問題となっている金採掘のための水銀使用は、その場所を特定することが困難であるほか、仮に水銀排出の技術移転に取り組んだとしても、「10年はかかるだろう」と指摘されている。

石炭火力発電所から排出されて大気中に出た水銀が海洋から魚介類を汚染し、食物連鎖によって人体に蓄積される例も多数認識されている。

また、水銀輸出問題については、同条約によっても「（水銀）輸入国の書面同意があれば輸出可能」との規程に基づき、我が国から外国への輸出は可能とされている。この点は報道においても、「環境省は、『日本の水銀が使われることで、輸出先での新たな（水銀）採掘防止につながる』という。現地で健康被害を起こし、国際市場に流れる可能性があるのに、その役割をなぜ日本が果たすのか。水俣病経験国の対応として大きな課題を残した」と日反されている（熊本日日新聞平成28年2月3日朝刊）。

* ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟の顛末については、『ノーモア・ミナマタ訴訟たたかいの軌跡』（日本評論社、2012年）を参照されたい。

六　地球温暖化のたたかいの前進と課題

パリ協定とCOP23

2015年11月に開催されたCOP21で合意されたパリ協定は歴史的な合意である。パリ協定が歴史的と言われる理由は、すべての国が参加するだけでなく、世界全体の平均気温の上昇を2℃を十分に下回るレベルに維持することを目的とし、21世紀後半に脱炭素社会を創ることに合意したからである。

パリ協定は合意から1年足らずの2016年11月4日に発効し、来年のCOP24までにその運用ルールを作ることになっている。2017年11月6日からボンで開催されたCOP23は、運用ルールの合意に向けて交渉がどこまで進められるか、また、COP24で行われることになっている全体の進捗状況を確認する「促進的対話」の持ち方についての交渉が大きな論点だった。さらに、トランプ政権がパリ協定からの離脱を宣言してから初めて開かれるCOPでもあり、アメリカの離脱の影響も大きな関心を集めていた。

1　COP23の成果と課題

COP23は、2017年11月6日から小島しょ国のフィジーが議長国となって、ドイツのボンで開催された。

COP23の主要な任務は、①来年のCOP24で合意することになっているパリ協定の運用ルールの合意に向けた道筋をつけること、②「促進的対話」の実施方法の準備であった。そして、COP23直前に「プレ2020」が主要な交渉テーマとして浮上した。

パリ協定の運用ルールの交渉

パリ協定は、途上国を含め、すべての国が目標を持つため、その運用ルール作りは、京都議定書のときよりはるかに複雑である。運用ルールの交渉項目は60を超えている。

運用ルールの交渉は、6つの議題別に進められ、非公式ノートの形で議論が取りまとめられた。まとめられた非公式ノートは300頁を超えている。これか

らの交渉でこれをスリム化していくことになるが、ひとまず締約国からの意見が出し尽くされた非公式ノートがまとめられたことで、COP24での合意に向けた土台が作られた。パリ協定の運用ルールの交渉については、COP23は基本的な任務は果たしたと言える。

促進的対話

2018年に行う「全体の進捗状況」について検討する促進的対話は、2016年のCOP22決定で、COP22議長とCOP23議長が協力して、促進的対話をどのように行うかについて締約国と非公式協議を行い、COP23でその中間報告を行うことになっていた。促進的対話は新たに「タラノア対話」と呼ばれることになった。「タラノア」とは「全員参加型で透明性が確保された対話」という意味で、フィジーなど太平洋地域で伝統的に使われている言葉だそうである。促進的対話については、「タラノア対話アプローチ」として取りまとめられた。その主要な内容は以下のとおりである。

・「タラノア対話」は2018年1月からCOP24までの「準備期間」とCOP24での「政治的期間」の2つのフェーズから成なり、COP23議長とCOP24議長が合同で両フェーズを主導する。
・「タラノア対話」は、①我々の到達点は？、②我々はどこを目指すのか？、③我々はどうやって到達するのか？、の3つの問いを中心に構成される。
・「タラノア対話」は削減水準引き上げを促進するよう実施される。

環境NGOは、この「タラノア対話」にCOP23議長のフィジーが関与することを重視していた。COP24議長のポーランドは、電力の80％を石炭に頼り、石炭の輸出国でもあることから地球温暖化問題にはEU内でもっとも消極的な国だからである。「タラノア対話」は2018年1月からスタートし、成果物は報告書や要約にまとめられることになった。

「プレ2020」問題

途上国からの提案で、COP23でにわかに大きな交渉テーマとなったのが「プレ2020」問題である。「プレ2020」というのは、2020年までの先進国の削減目標などの約束について、それが達成されているかどうか、また2020年目標の引き上げなどの交渉を意味している。

パリ協定は2020年から始動するが、2020年までは、京都議定書の第2約束期間の削減目標を提出している先進国はその目標を達成する義務を負っており、日本など京都議定書の第2約束期間の目標を拒否した先進国は、COP16で採択されたカンクン合意の下で提出した削減目標を達成することになっているが、達成の見込みがたっていない先進国も多い。また、資金問題でも先進国は2020年までに年1000億ドルの資金供与を約束しているが、トランプ政権が資金拠出を拒んだこともあり、不透明な状況になっている。

途上国が、こうした先進国の対応に不信を抱いて、2020年までの約束及び行動の実施、2020年削減目標の引き上げを求めることは無理のないことである。また、パリ協定の実施のためにも、2020年までの約束や行動の点検、実施に向けた課題について議論することは必要なことである。

「プレ2020」は、「プレ2020の実施と野心」として取りまとめられ、COP24とCOP25で、「プレ2020」の実施と野心に関する中間確認を行うことになった。

2　トランプ政権のパリ協定離脱とアメリカの市民社会

2017年6月、トランプ政権はパリ協定からの離脱を発表した。しかし、パリ協定はパリ協定の発効後4年間は脱退できない。トランプ政権がパリ協定から離脱できるのは、早くても2020年11月4日以降で、次の大統領選挙の投票が終わった後である。

COP23会期中にシリアがパリ協定への参加を表明したことで、パリ協定に参加しない国はアメリカのみになってしまった。トランプ政権は国際的に完全に孤立している。

「We are still in（我々はパリ協定にとどまる）」

トランプ米大統領がパリ協定からの離脱の意思を表明したわずか4日後に、1200以上の企業・自治体・投資家・教育機関などが、「We are still in」を宣言した。いまもその勢いは広がり続け、5ヶ月間で2500を超えたとされている。

12月11日には「アメリカの約束（AMERICA'S PLEDGE）」というレポートが発表されたが、アメリカの人口の56％、GDPの60％、温室効果ガス排出量の

40％をカバーする都市、州、ビジネスがパリ協定への支持を表明しているとされている。

３　脱石炭キャンペーン

COP23のもう一つの主役は石炭であった。COP23会議場の内外で、連日のように環境NGOの脱石炭のキャンペーンが展開された。

環境NGOだけでなく、11月16日には、イギリス政府とカナダ政府の主導で、石炭火力の段階的廃止を約束する「脱石炭に向けたグローバル連合」が結成された。この連合には、12月12日現在、25の国、8つのアメリカなどの州、24の世界的な企業が参加している。

４　加速する脱化石燃料の動き

パリ協定が合意されてから、脱化石燃料の動きが加速している。

英国は2025年までに「CO_2回収・貯留（CCS）」を伴わない石炭火力を閉鎖するとし、オーストリアは2025年までに、カナダやフィンランドは2030年までに石炭火力を全廃することを公表した。州レベルでもアメリカのニューヨーク州やカナダのアルバータ州などが石炭火力の廃止を宣言している。

また、化石燃料への投資から撤退するダイベストメントの動きも急速に広がっている。ダイベストメントへの確約は、すでに76ヵ国688機関に達し、これにはワシントンDC、ベルリンやシドニーなどの自治体も含まれている。2017年10月には、フランスに本拠地を置くEUで最大のメガバンクであるBNPパリバが、12月には世界銀行がダイベストメントを宣言した。

さらに、自動車の脱化石燃料の動きも激しい。フランス、イギリスなどはガソリン車やディーゼル車の販売を禁止するとし、中国も段階的には2019年から自動車メーカーが販売・輸入する乗用車の一定割合を電気自動車や燃料電池車にすることを義務づけすることを発表した。

５　拡大する再生可能エネルギーの普及

再生可能エネルギーも急速に拡大している。2016年末までに風力発電と太陽光発電の累積導入量が約8億kWに達した。これは原発の導入量の約2倍である。

2016年11月のCOP22では、48ヵ国からなる気候脆弱国連合が、2030～2050年に再エネ100％を実現すると発表した。48ヵ国は国連加盟国の4分1に相当する。

EUは2030年に総発電量の少なくとも45％を再生可能エネルギーで賄うとし、ドイツは2050年には総発電量の80％を再生可能エネルギーで賄うとしている。ハワイ州は2045年には再生可能エネルギー100％を宣言している。中国はすでに風力発電でも、太陽光発電でも世界一になっているが、一次エネルギー消費に占める非化石燃料の割合を、2020年に15％、2030年に20％にする計画を発表している。日本の現在のエネルギー計画では、2030年に総発電量に占める再生可能エネルギーの割合は22～24％であり、ずいぶん見劣りする。

６　パリ協定に逆行する日本のエネルギー政策

日本には、現在42基、2051万kWの石炭火力発電所の建設計画がある。これらの石炭火力が建設され稼働すると、パリ協定の目的・目標の達成が著しく困難になってしまう。

2014年に策定されたエネルギーミックスでは、2030年の自然エネルギーの構成比率を22～24％としているが、この比率はあまりに低すぎる。この自然エネルギーの構成比率には水力発電が入っており、水力以外の自然エネルギーの比率は13～15％に過ぎず、2030年までに風力発電や太陽光発電などの発電量は2016年比で2倍程度に過ぎない。

７　日本の責任

日本は温室効果ガス排出量で世界5番目の排出国である。また累積排出量でも世界6番目の排出国である。前記のとおり、累積排出量は平均気温の上昇と比例関係にある。

日本は明らかに気候変動についての加害国である。気候変動の影響をより強く受ける途上国に対しても、将来世代に対しても、加害に見合った責任があることを忘れてはならない。

七　アスベスト訴訟の前進と課題

1　建設アスベスト訴訟をはじめとする裁判の前進と課題

⑴　建設アスベスト訴訟の全国的なたたかい

全国6地域でたたかっている建設アスベスト訴訟は、2012年12月5日の首都圏建設アスベスト訴訟（東京1陣）・東京地裁判決、2014年11月7日の九州建設アスベスト訴訟・福岡地裁判決、2016年1月22日の関西建設アスベスト訴訟（1陣）・大阪地裁判決、同年同月29日の同訴訟（1陣）・京都地裁判決、2017年2月14日、北海道建設アスベスト訴訟（1陣）・札幌地裁判決に続いて、2017年10月24日の首都圏建設アスベスト訴訟（神奈川2陣）・横浜地裁判決、2017年10月27日の首都圏建設アスベスト訴訟（神奈川1陣）・東京高裁判決において、6度目、7度目の国の責任を認める判決を勝ち取り、建材企業責任も京都地裁判決に続いて断罪された。とりわけ、東京高裁が国責任と建材企業の責任を認めた意義は極めて大きい。もはや国の責任を認める司法判断は揺るぎないものとなり、建材企業も建設アスベスト被害の解決に正面から向き合わざるを得ない状況になった。

今回の神奈川ダブル判決を受けて、マスコミ各社は国が中心となって建材企業などと共に、一人親方を含めた被害救済制度の創設に動き出すことを求め、制度創設に賛同する国会議員数も半数近くに上っている。また、判決後の企業交渉でも、国から制度創設の呼びかけがあればこれに協力する旨を表明する企業が相次いでいる。ところが、すでに司法判断が揺るぎないものとなっているにもかかわらず、国は、不当にも一貫して裁判の早期解決にも制度創設にも背を向ける姿勢を取り続けている。

今後も、全国の高裁・地裁での裁判で、一層前進した勝利判決を勝ち取ることを追及すると共に、裁判や政治を舞台に、「今年こそ、解決の年！」を合い言葉に、裁判の解決と救済制度の創設を早期に実現するたたかいを行っていくことが求められている。

⑵　大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。かかる最高裁判決基準に基づき、2017年8月末時点で、全国で泉南型国賠の提訴者が179名、内和解した人は84名に上った。

しかし、その周知が不徹底であったことから、全国で泉南型国賠に取り組む弁護団、全国的な原告・支援者、被害者団体などが、厚労省本省等に対して、労災認定や管理区分決定を受けた被害者に対して、国が作成しているリーフレットを個別送付するよう粘り強く要請してきた。その結果、厚労省は、2017年6月、泉南型国賠の対象となる可能性のある元労働者・遺族約2300名にリーフレットを個別送付することを決め、泉南最高裁判決から3年を迎えた2017年10月3日、第1弾として労災認定者ら756名にリーフレットを送付し、その後も順次送付が続けられている。こうした効果もあって、泉南型国賠の相談者や提訴者は大幅に増加している。

このような国が国賠訴訟を促す文書を被害者に送るのは極めて異例であり、画期的な成果と評価できる。国には、今回限りではなく継続的な周知徹底が求められている。

⑶　アスベスト被害救済訴訟の概況

2017年も企業責任を前提とした訴訟上和解がいくつか報道されたが、判決に至るケースは少なく、訴訟外の交渉において解決しているケース、代理人が就く以前に企業が一定の補償をしているケースが相当数ある。全体的に企業責任を認める判決傾向は続いているが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題もある。

なお、管理2で提訴した泉南型国賠訴訟で、国から除斥期間の経過を主張された事件につき、同じ管理区分内で肺機能障害「無し」から「有り」に変更した時点が異質な損害発生時（起算点）であるとして争ったが、2018年1月19日大阪地裁は原告敗訴の

判決を出した。この他、びまん性胸膜肥厚と誤嚥による死亡との因果関係を認めて労災不認定を取り消した判決（2017年7月19日大阪地裁判決）など、行政訴訟でも救済が図られた事例がある一方、石綿肺がんの労災不認定問題、学校教員の中皮腫労災・公災不認定問題（2016年11月に名古屋地裁が原告敗訴判決を言い渡した事件については、2018年4月11日名古屋高裁判決が予定されている）、阪神・淡路大震災のがれき処理で中皮腫を発症した明石市職員の公災不認定問題など、行政による認定基準の恣意的運用が救済を大きく阻んでいる実態を見直させる取り組みを強める必要がある。

2　全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けたたたかい

2017年6月、『NHKクローズアップ現代+』で、公営住宅の吹付石綿を吸って中皮腫を発症したという衝撃的な報道がなされた。全国2万2000戸の公営住宅で石綿が使用されており、被害者団体が実施した「建物アスベスト被害ホットライン」には数万コールの相談が寄せられた。また、2018年1月には東京高裁・地裁で再び石綿飛散事故が発生した（東京高裁では2015年12月にも石綿飛散事故が発生）。

解体・改修、除去工事現場での石綿飛散事故は後を絶たず、ずさんな対応が繰り返されており、新たな石綿ばく露による将来の被害発生が懸念される。

世界疾病負荷（GDB）のデータベースに基づくWHOの最新の推計によれば、2016年の石綿ばく露推計死亡数は世界で約22万名、日本では約1万6600名と報告されている。現時点においても、労災認定にすら至らない数多くの被害者の存在が推認され、日本の石綿使用量からすれば、今後も被害者が増加することは確実である。

このままでは新たな曝露による被害発生が避けられず、建物解体時や災害時を想定した規制の強化が急務である。建物解体改修時のアスベスト飛散は、建設作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、同訴訟のたたかいと連動させて全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けたたたかいを進めることが求められている。

第三　公害弁連の今後の方向と発展について

――公害被害者の早期救済と公害根絶、地域再生への取組みの強化を――

1　司法の後退を許さず公害被害者に早期救済を

東日本大震災から７年が経ち、復興庁の発表でも今も全国で７万人を超える人が避難生活をつづけ、そのうち約３万4000人が福島からの県外避難者である。政府は、東京オリンピックに向けて帰還政策を推し進め、帰還困難区域を除く区域の避難指示を解除したが、高齢者を中心にわずかな住民しかふるさとに戻っていない地域も多い。それにもかかわらず、昨年３月には「住宅支援」の打ち切りが強行され、今年３月には原発避難者の精神的苦痛に対する慰謝料の支払いがストップされた。一方、滞在者にとっても、山林や農地の除染は不十分のままで、住宅地においても高線量の土壌汚染が残っており、原発事故によるさまざまな被害を強いられている。また、加害者である東京電力は、裁判の係属を理由に賠償を拒否する態度に出るなど、被害住民の切り捨てが進みつつある。

アスベストの被害者は、アスベスト建材を使用した建物の解体がこれからピークを迎えるために年々増加しており、新たな被害救済の制度作りが急がれる。

また、安倍自公政権になって完全復活した大型公共事業では、財政投融資として３兆円もの巨費が投じられるリニア中央新幹線で、大手ゼネコン４社の談合が発覚して逮捕者が出たり、内閣総理大臣の妻が名誉校長となった森友学園へ時価の約１割の価格で国有地を売却した問題では、財務省が関係公文書を改ざんして国会に提出したことが大問題となっている。また、戦後に定められた都市計画道路について、今頃になって各地で工事が開始され、地域住民との紛争が続発している。さらに、「よみがえれ！有明」訴訟では、諫早湾潮受け堤防の開門判決が2010年に確定したにもかかわらず、国が確定判決を守らずに間接強制金を支払い続けるといった異常事態の中、司法が行政に屈する形で「開門せずに基金」で解決しようとする和解が強引に進められようとしている。

このように、行政の横暴ともいえる事態が繰り広げられ、自然や住民の生活が破壊されようとしている。

このほかにも、水俣病については、60年以上も前に公式確認がなされたにもかかわらず、国や県がいまだに調査を怠り続けているため、多くの被害者が裁判による救済を求め続けなければならない。大気汚染公害では、10年前に訴訟は終了したものの、都市部ではPM2.5の環境基準の未達成により患者の発生が後を絶たない一方、東京都、川崎市を除いて医療費の助成制度がなく、被害者が十分な治療を受けられないでいる。沖縄では、米軍の意向を受けて、高江のヘリパッドや辺野古の海兵隊基地の建設が強行され、貴重な自然が破壊されつつある。一方では、欠陥機であるオスプレイや米軍ヘリコプターによる事故や落下物が頻発して、住民の生活が脅かされている。

このように、公害弁連の設立以来47回の総会を迎える今年になっても、公害・環境問題は依然として後を絶たないのが現状である。そのため、公害被害者の救済と公害根絶を目指して、被害者・支援者・専門家らと連携した不断のたたかいをより一層充実、発展させる必要がある。

2　福島第一原発の被害救済と脱原発に向けての取組み

全国で約30提起されている福島第一原発事故の損害賠償等を請求する集団訴訟では、昨年の群馬・千葉・福島（生業）の３訴訟において一審判決が出された。群馬と生業で国の責任が認められ、３判決とも相当数の原告が原賠審の定めた中間指針等を越える賠償を認めたが、その額は程度の差こそあれ低額に止まった。今年になって南相馬市小高地区の住民を原告とする訴訟及び首都圏訴訟で２つの東京地裁判決、さらに京都地裁、福島地裁いわき支部の避難者訴訟と合わせて４判決が立て続けに出されたが、国を被告とした京都と首都圏の各訴訟では、国の責任が認められたことにより、国の責任については認める方向で流れがほぼ固まったと

いえる。また、2つの判決とも国の責任が東京電力と同額とされ、賠償額についても一定の前進が見られたが、その額は依然として原告らの思いとは相当の差のあるものに止まっている。このうち群馬訴訟では、すでに控訴審の弁論が始まっているため、控訴審のたたかいを強力に展開する必要がある。そのためには、各訴訟における原告・弁護士・支援者・学者の協力が是非とも欠かせないところであり、公害弁連としてもその構築に積極的にかかわってきたところである。4年前に日本環境会議（JEC）とともにJEC原賠研が設立され、全国原発被害弁護団連絡会（全弁連）や原発被害者訴訟原告団全国連絡会（全訴連）が結成され、さらに今年は原発支援ネットや東京・首都圏支援連絡会の支援者らの組織化も進み、現時点での統一要求を掲げて東京電力や経済産業省との交渉も取り組まれた。今後は、この流れをさらに発展させるとともに、国会議員等への働きかけを強めていく必要がある。

一方、脱原発訴訟では、公害弁連に加入している玄海・川内の2訴訟が係属し、玄海訴訟では1万人を超える多数の原告によって進められている。しかし、福島第一原発事故以降、大飯・高浜原発停止を認める仮処分命令が出されたが、高裁段階でいずれも覆されてしまい、各地で原発の再稼働が始まっている。ところが昨年12月13日、愛媛県の伊方原発の差止め仮処分事件で、広島高裁が阿蘇山の火山対策を理由に初めて高裁段階での差止めを認めた。ただ、3月20日には佐賀地裁が玄海原発について「阿蘇カルデラの危険リスクにつき具体的な危険は認められない」として仮処分を却下してしまった。

このように、原発の差止めはなかなか困難な状況が続いているが、原発事故被害訴訟と連携し、かつ世論を味方に粘り強くたたかっていく必要がある。

3　アスベスト被害救済の制度作りを目指して

建設アスベスト訴訟では、全国で6訴訟団が大きな運動を展開しながら訴訟をたたかっているが、昨年10月に横浜地裁と東京高裁で出された首都圏建設アスベスト神奈川訴訟の2判決は、国に責任を認めさせるとともに、過去に京都地裁判決しか認めていなかった建材メーカーの責任を認める判決であった。これは、新たな基金制度の創設による被害者救済を目指している全国の原告らにとって大きな前進を勝ち取るものとなった。また、本年3月14日に東京高裁で出された首都圏建設アスベスト東京訴訟判決では、建材メーカーの責任は認められなかったものの、連続8回目となる国の責任とともに、国賠訴訟における「一人親方」の請求を初めて正面から認め、被害者の救済範囲を広げた意義は大きい。今春、大阪高裁における関西の2訴訟の結審がなされるが、同裁判所では和解の勧告が出されたとの報告もあり、その他の訴訟を含めていよいよ基金制度の創設を迫っていくことが今年の大きな課題となる。

4　行政の横暴や司法無視の態度をただすたたかいを目指して

安倍自公政権のもと、一度決めた公共事業は絶対に誤りを認めず、たとえ確定判決を無視してでも実現し、政・財・官の癒着構造のもと、国民の税金を湯水の如く企業につぎ込む政治が横行している。その最たるものが諫早湾の潮受け堤防の開門を巡る「よみがえれ！有明」訴訟である。2010年12月6日に福岡高裁の開門判決が確定したにもかかわらず、政府が司法の判断に従わず、干拓地の農民らに提起させた訴訟ではあえて争わずに一審で敗訴判決を確定させ、開門せずに金で漁民を黙らせる和解を強引に進めようとしている。このような行政側の姿勢に司法が屈服する形で、福岡高裁は漁民らの提起した独立当事者参加の申し立てを退け、原告ら漁民に対し国の和解を押し付けようとしている。肝心なことは、破壊されてしまった有明海の環境を取り戻し、有明海とともに生きてきた沿岸住民の生活をいかに守るかということである。原告らの意向を重視しつつ、粘り強いたたかいを続ける必要がある。

基地騒音公害訴訟では、一昨年、最高裁が自衛隊機の差止めや将来の損害賠償を認めた下級審の判決を破棄し、学者らの批判を受けながらも解決に向けた道筋を阻んでいるが、厚木基地で新たに8000名を超える訴訟が提起され、また宮崎県内の航空自衛隊新田原（にゅうたばる）基地では全く新しい訴訟が住民ら原告によって提起された。全国の訴訟における原告数は過去最大の4万人に迫る。昨年10月の第2次新横田基地訴訟では、従来と同様に過去の損害賠償のみを認める判決が繰り返されたが、賠償額が他の本土基地並みにまで引き上げられた。一方、厚木基地のように確定判決が繰り返されて4サイクル目に入るといった長いたたかいとなっており、依

然続く飛行訓練やオスプレイの導入などの新たな環境悪化を防ぐためにも、訴訟を中心に粘り強くたたかいを行っていく必要がある。

安倍自公政権のもと、自らの誤りをも認めない政府、各省庁など行政の司法無視ともいえる態度を改めさせることを広く訴えていく必要がある。

5　裁判の成果を踏まえて被害救済や公害地域再生の取組みに前進を

四大公害訴訟以来の水俣や大気汚染のたたかいは、これまで多くの勝利判決や勝利和解を勝ち取ってきたが、今なお苦しんでいる多くの被害者がいる。すべての被害者の救済と地域の再生を目指すたたかいが粘り強く行われている。

第２次ノーモア・ミナマタ国賠訴訟は、熊本・大阪・東京と新潟の各地域で係属しているが、公健法の認定基準として地域や年齢の制限をする不当な差別や「水俣病」の診断基準を不当に狭めようとする国等の主張が公式認定60年以上経った現在も法廷で展開されている。国が途中で打ち切ってしまった特措法においては、救済が認められた公健法の認定区域外の被害者らについても、国は、水俣病だと認定したわけではないと強弁して、徹底的に争う姿勢を続けている。「地域外」とされる原告らの多い第２次ノーモア・ミナマタ訴訟としては、一定の前進がみられる昨年の新潟水俣義務付訴訟の東京高裁判決を梃として、全国の訴訟団･弁護団･支援者が一層緊密に協力し合って国・県・チッソに立ち向かっていくことが肝要である。

大気汚染の訴訟は、約10年前の東京高裁の勝利和解で終了したが、現在大気汚染公害を原因とする喘息等の被害者に対し、医療費補助の救済制度があるのは東京都と川崎市にとどまる。その東京都の制度も本年４月１日から助成内容が全額助成から「6000円まで自己負担」と大幅な切り下げが強制される。そのため、被害者らは、受診抑制や薬の節約を余儀なくされ、その結果として病状の悪化、収入減、受診抑制の悪循環に陥っている。そこで、全国公害患者の会連合会では、国による医療費救済制度の創設を目指す国会請願署名、自治体決議、環境省との勉強会などの運動等が取り組まれているが、その実現が被害救済の面から最も重要な課題といえる。

また、自動車優先社会からの転換を目指す自転車走行空間整備や幹線道路の環境改善を目的とする環境ロードプライシング、PM2.5の規制など地域再生の地道な取組みも着実に進めていく必要がある。

6　公害弁連のたたかいの経験を踏まえて新たな取組みを

公害弁連は、四大公害訴訟に始まり、多くの公害訴訟の弁護団が参加して、被害者・弁護団・支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶、さらには環境再生を目指して活動してきた。現在も四大公害訴訟以来の水俣、大気汚染の取組みが続けられている一方で、大型公共事業の差止めや基地騒音訴訟、アスベスト訴訟そして原発賠償訴訟、原発再稼働差止め訴訟が加入してきている。特に、原発賠償訴訟や原発差止め訴訟は、公害弁連に加入していない弁護団も多いため、それらの弁護団の加入要請とともに、加入していない弁護団との連携強化を図っていくことが課題となっていたが、弁護団や訴訟団に加えて支援者についても連携が強化されつつあり、最初の統一要求を作成し、東電や国に向けた活動が行われようとしている。また、アスベストについても、アスベストの訴訟団・弁護団・支援者らを中心に、基金制度の創設に向けて判決や運動が積み重ねられており、公害弁連としてもこの流れをさらに推し進めていく必要がある。

公害弁連はこれまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会はもちろんのこと、公害事件で多くの協力を得てきた学者、研究者らを中心に構成する日本環境会議、日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球問題懇談会、その他の労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境活動を展開してきた。また、公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、じん肺・アスベスト弁連等とも協力して、公害環境訴訟での勝利判決を目指していく必要がある。さらに公害弁連は、新たな弁護団に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を活かして、公害根絶と被害者救済の目的の達成に努力していくことが求められている。

また、公害弁連自体の問題としては、幹事会や事務局会議が十分に機能していたとはいえず、対内的にも一層強化していく必要がある。

7　地球環境問題、アジア諸国との取組みの強化

地球温暖化問題は、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、気候変動枠組条約、京都議定書に続く3番目の国際条約としてパリ協定が成立したことは高く評価できる。パリ協定では、工業化以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、今世紀後半に世界全体の人為的な排出と人為的な吸収を均衡させる（実質排出ゼロ）ことが合意された。2017年には、ドイツのボンで開催されたCOP23においてパリ協定の運用ルールの合意に向けた話し合いが行われた。昨年6月にトランプ米政権によるパリ協定からの離脱がなされたが、パリ協定に参加しない国はアメリカのみで、完全に孤立した状態となっている。日本では、安倍自公政権に削減目標を守らせることはもちろんのこと、さらにより一層のCO_2削減を実施させる運動を強化する必要がある。それにはまず原発をベースロード電源と位置付けて再稼働を進める政策や石炭火力発電を増加させるエネルギー政策を改め、再生可能エネルギーを一段と増加させる政策転換を図らせなければならない。公害弁連としても、公害・地球問題懇談会の一員として、地球温暖化防止の運動に一層取り組んでいく必要がある。

アジア諸国との交流としては、10年来韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修を受け入れてきていたが、福島第一原発事故以降途絶えてしまった。また、韓国や中国の環境団体と交流して合同シンポジウムを韓国や日本で開催してきたが、これらの交流も最近行われていない。韓国・中国などの弁護士らとの交流を復活させて活性化させることが重要である。

【二】各地裁判のたたかいの報告

（原　発）

《原発避難者訴訟》

〔1-1〕福島原発被害弁護団の取り組み

福島原発被害弁護団　幹事
弁護士　　笹　山　尚　人

1　福島原発被害弁護団の活動

当弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団である。2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、80名の弁護団員が実働している。

被害者の集団としての力と運動を梃子に、福島原発被害によって受けた被害者の被害の原状回復を目指し、原状そのものの回復が難しい場合は、それに比して遜色のない生活の再建、再出発をすることが可能な賠償を国や東電に求めていく。具体的には、東電に対する集団請求、福島第一原発周辺地域から避難を余儀なくされた避難者が原告の「避難者訴訟」、いわき市民約1600名を原告とした「いわき市民訴訟」、南相馬市から避難を余儀なくされた避難者（その後南相馬市に帰還した者を含む）を原告とする「南相馬訴訟」、その他いくつかの個別事例についての訴訟及びADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる紛争仲裁）申立を遂行中である（詳しくは、ホームページhttp://www.kanzen-baisho.com/をご覧いただきたい）。

2　避難者訴訟の取り組み

(1)　当弁護団は、2012年3月7日に東電に対し集団請求を求めたが、東電は、基本的に文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が、2011年8月5日に定めた「中間指針」及びその追補による基準でなければ賠償に応じない。結果、中間指針を超える内容の協議となると交渉が決裂してしまうため、東電が認めない損害について、訴訟をもって対応するほかない。

そのため、双葉町、楢葉町などからの避難者39名が原告団となって2012年12月3日、集団訴訟を福島地裁いわき支部に提訴した。

この避難者訴訟には、その後南相馬市や川俣町山木屋地区の住民などが大挙して参加し、2013年7月17日、12月26日、2014年5月21日、2015年2月18日、2017年5月10日、9月11日と追加提訴が続き、現在は、合計658名の原告団となっている。

(2)　この訴訟は、2013年10月2日の第1回口頭弁論を皮切りに、2017年10月11日に26回の口頭弁論を行い、第1次及び第2次提訴分原告までを第1陣として分離、第1陣は同日結審、2018年3月22日に判決を迎えることになった。

他方、第3次提訴から第6次提訴分までを第2陣としているが、この第2陣は、2017年12月6日から立証に入り、本人尋問を継続中である。

さらに、最後の第7次提訴分は、第3陣訴訟と

しているが、現在のところ2018年4月に第1回の口頭弁論期日を迎える予定である。

⑶　避難者訴訟では、2016年に7月22日、9月30日、11月10日と3回の検証を行うことが実現した。また、原告1世帯につき1人を原則とする本人尋問を重ね、2016年8月からは受命裁判官方式による2つの法廷での同時進行での原告本人尋問を実施し、1度に9名ないし10名の本人尋問を実現した。香川県に避難している原告に対してビデオリンク方式を用いての本人尋問を行うことや、障害のため本人から被害を供述することが困難な原告について介助者の証人尋問を行う形でも被害立証を十分に行うよう努めてきた。また、2017年3月には、ふるさと喪失に関する専門家証人として除本理史教授の専門家証人の尋問も実現した。

　このように、充実して内容のある立証で、かつ時間的にも迅速な立証を行うという被害立証に、弁護団は注力した。

⑷　避難者訴訟の原告は、政府による避難指示によって避難を余儀なくされた者たちである。彼らが受けた、地域社会での生活基盤そのものの破壊という被害について、弁護団は「ふるさと喪失」として、その慰藉料を求める訴訟運営をしてきた。避難慰謝料、それから自宅の再建に足るだけの十分は自宅用の不動産の賠償、自宅家財の賠償。これらの4点の被害について、福島第一原発に最も近い福島地裁いわき支部がいかなる判断を行うか。

3　いわき市民訴訟と南相馬訴訟

⑴　他方、当弁護団は、福島県いわき市拠点において相談活動を行っていたため、いわき市に居住し続けるいわき市民の要求にも対応してきた。いわき市は、福島第一原発の南側に位置し、最も近いところで同原発から30キロあまりに位置する。国の指定の避難地域とはされなかったが、事故直後の混乱期に避難したり物資が欠乏したりして困窮した者も、いわき市への帰還をすべきか否かで悩んだ者も、いわき市に住み続けていることに生命、健康上の不安を抱える者も多数いる。そこで、政策形成訴訟として、安心して住み続けることができるいわき市の確立をめざし、いわき市民が集団で生命、健康への心痛を被害として訴える「いわき市民訴訟」が、2013年3月11日に提訴された。同訴訟は、同年11月21日、2014年12月8日の追加提訴を経て、現在、合計1574名の原告団となっている。この訴訟は、2013年9月19日に第1回口頭弁論を開き、2018年2月までで27回の口頭弁論を重ね、現在も主張整理中である。しかしおおむね立証段階に入り、原告側は、多数の原告の被害を主張するためのアンケート式の陳述書作成を終え、現在、代表原告の陳述書の作成作業を行いつつ、責任論の展開を行う作業に入っている。

⑵　また、2015年9月15日には、弁護団は、あらたに南相馬市における避難者の賠償請求訴訟を提起した。

　原告となったのは、南相馬市原町区に居住する47世帯151人の住民である。この原告団には、今は避難区域の指定が解除された原発から20キロ圏外にいる住民もおり、それらの住民は大部分が帰還している。そのような原告については、ふるさと変容慰謝料として、一律1000万円を請求することとした。また、避難慰謝料も、東電が、避難指示解除から相当期間として設定している2013年8月を終期としている。もちろん、20キロ圏内の今なお避難している原告については、上述の避難者訴訟と同様の請求内容である。現在主張整理中であり、2018年2月までの段階で、第9回期日を終了している。

⑶　そのほかに、2つの集団ADR事件がある。

　当弁護団では、川俣町小綱木地区の住民が、同地区の約95%を組織して賠償請求したい旨の申し出があったので、これについてはADR申立を行って取り組み、2015年10月に12名の本人尋問の後、2016年5月には現地調査を実行した。現在ほぼ主張立証を終え、センターの仲介案を待つ段階である。

　また、川俣町山木屋地区住民の農地の被害については、2015年11月に集団のADR申立を行った。

4　原告団と支援との連携した取り組み

現在までのところ、原告団と支援する運動と連携した取り組みについては次のとおりである。

⑴　避難者訴訟といわき市民訴訟との相互の連携

避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団とは、要求と置かれた実情は異なるが、同じ福島第一原発事故被害者として、相互に協力し合い、ともに運動を進める活動を進めている。

相互の裁判を傍聴しあう、集会にともに参加しあう、現地調査にともに協力し合う、被害の実情を紹介するDVDを製作して普及に取り組む等という取り組みである。

⑵　公害総行動への参加など

また、避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団は、公害総行動に参加し、現在は幹事も出している。公害総行動の関係をはじめ、全国の様々な団体からの現地調査の要望にこたえ、現地を案内し、被害の内容を広める尽力を進めている。

2017年12月には、避難者訴訟第1陣判決に向けて、公害弁連を含む公害関係団体から、公正判決を求めるアピールを挙げていただき、同年12月27日、要請書とともにいわき支部に提出して公正な判決を求める要請を行った。これには公害弁連の中杉幹事長に同行していただいた。

⑶　原告団連絡会の取り組み

原発事故の被害者の原告、原告団の連携協力を強め、十分な賠償の実現のための世論喚起に資すことを目的に、全国の原発事故の賠償請求訴訟の原告、原告団の全国連絡会が2016年2月13日に結成された。10月1日にシンポジウム、2017年2月18日には1周年の決起集会も行なわれた。原告団全国連絡会の活動を旺盛に行うことが必要であり、それに現地福島の原告団として、避難者訴訟及びいわき訴訟の原告団が奮闘している。

5　弁護団の課題

⑴　運動上の課題

2017年は前橋、千葉、福島本庁と、全国の原発被害の集団訴訟のうち3つが判決を迎え、当弁護団の避難者訴訟が判決をむかえる2018年3月には、京都と首都圏の判決もある。責任論についてはこれを認めさせる流れができつつあるが、被害論については予断を許さない情勢と思われる。

2018年3月の新たな判決を受けて、6つの判決の流れの中で、国会議員への要請や、署名活動、集会、メディアへの露出などといった作業をさらに強化し、被害論も含めた政策転換のための運動が必要とされよう。

原告団連絡会や全弁連との連携をしながらこれを進めていきたい。

⑵　いわき市民訴訟の立証の課題

いわき市民訴訟は、これからの立証となるが、低線量被ばくにおける生命、健康に対する危険をもたらされたことを被害としていかにして立証していくかが引き続き課題である。

〔1-2〕国と東電に勝訴！！
―「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟判決

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　馬奈木　厳太郎（東京合同法律事務所）

1　生業訴訟とは

2017年10月10日、福島地裁において、「生業を返せ、地域を返せ!」福島訴訟（生業訴訟）の判決が言い渡されました。全国の集団訴訟のなかで3件目の判決。国、東電双方の法的責任を認めたのは前橋地裁に続き2例目。国の指針を超える賠償を命じたのは、前橋地裁、千葉地裁に続き3例目となりました。

生業訴訟は、被害者約4000名が、国と東電を被告として、事故の責任を追及するとともに、原状回復と損害賠償を求めた裁判です。原告は、事故当時、福島県と隣接県に居住していた方々で、居住地にとどまっている方（滞在者）と、居住地から避難した方（避難者）が、1つの原告団を構成しています。

2　国の責任を認め、救済範囲を広げる

判決は、国の責任について、地震調査研究推進本部が2002年に発表した地震活動に関する「長期評価」は、「規制権限の行使を義務付ける程度に客観的かつ合理的根拠を有する知見」であって、その信頼性を疑うべき事情は存しないとして、それに基づき試算していれば、敷地高を超える15.7メートルの津波を予見できたと指摘。そのうえで、国が津波に対する安全性確保を東電に命じていれば「全交流電源喪失による事故は回避できた」と結論づけ、規制権限不行使は「著しく合理性を欠く」と国の責任を断罪しました。東電についても、同様に予見可能な津波対策を怠ったとして過失が存すると断じました。

判決の特徴は、国（経産大臣）に規制権限を与えた趣旨を、法令の目的に照らして丁寧に認定した点にあります。判決は、経産大臣に何のために規制権限が与えられているのかという点について、確保されるべき安全とは、国民の生命、健康及び財産の保護にあると、明快に示しました。そのうえで、「津波による損傷を受けるおそれがある」原子力施設は、技術基準に適合しない（＝安全性を欠いている状態、すなわち法令違反の状態）ことから、経産大臣には「予想される自然現象のうち最も過酷と考えられる条件」として合理的に想定される津波に対しては、これを予見する義務があったと判断。そうした義務を前提として、2002年の「長期評価」の発表によって、原発が津波による損傷を受けるおそれがあることが判明し、安全性を欠いている状態になったのであるから、これを改めさせるべきであったにもかかわらず、規制権限を行使しなかった違法があると評価しました。

判決の論理は、例えるなら、津波による損傷を受けるおそれのある原発を稼働させるのは、整備不良の飛行機をそのまま飛ばすのと同様だというもので、極めて明快です。

また、判決は、国の指針に基づく賠償の対象地域を拡大し、賠償金についても上積みを認めるなど、救済対象を広げる判断を示しました。

3　判決の意義と今後の課題

今回の判決は、国と東電の法的責任を認めた点に大きな意義があります。これまで国と東電は「津波は想定外だった」と主張してきました。判決はこれを明確に否定しました。原子力を扱う以上、危険を予見したのならば、万全の対策を講じなければならないという、当たり前のことではあるのですが、大変貴重な判断です。

また、「万全の対策を講じなければならない」という判決の趣旨は、再稼働を進める今の国の姿勢にも一石を投じるものです。というのも、新規制基準は、避難計画など住民の安全確保を含んでおらず、万全な対策を講じていないからです。安全性より経済的利益を優

先させる姿勢に警鐘を鳴らす判決です。

被害・損害については、国の指針の不十分さを明確にし、国や東電が主張してきた「年間20ミリシーベルト以下では被害はない」とする“20ミリシーベルト受忍論”を退けました。地域については、福島県のみならず、茨城県の一部にも拡大しました。

何より強調されるべきなのは、生業訴訟では、原告に共通する損害を一律に請求し、「代表立証」（原告個別の立証に代えて代表者の立証で証明すること）の形を採ることにしましたが、これにより原告ではない方も新たに原告となれば、今回の判決と同様の救済を受けうる点です。原告にとどまらない、あらゆる被害者の救済に一歩踏み出した判決だといえます。

ただし、今回の判決では、私たちの主張がすべて認められたわけではありません。裁判の旗印であった「原状回復」も却下となっています。より高い水準の判決を勝ち取るべく、控訴審でさらに主張立証を尽くす予定です。原状回復、原告にとどまらない被害者全体の救済、さらには脱原発を求めて、引き続き全力を尽くします。

〔1-3〕福島原発被害首都圏弁護団の取り組み

～3月16日東京地裁判決の意義・課題及び今後について～

福島原発首都圏弁護団　共同代表
弁護士　　中　川　素　充

第1　はじめに

当弁護団は、「線引きは許さない！」「すべての被害者の被害救済と生活再建を！」をスローガンに避難区域の内外を問わず、福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしている。現在、4次提訴まで、103世帯286人を原告として、国と東京電力とを被告として、東京地裁にて訴訟をしている。今後も、追加提訴を予定している。原告の大半がこれまでなかなか被害の声をあげられなかった避難指示区域の外から避難した人たち（区域外避難者）や滞在者である。

2018年3月16日、1次、2次訴訟の原告17世帯47名について、東京地裁民事第50部（水野有子裁判長、浦上薫史裁判官、仲吉統裁判官）において、国・東電の責任を認める判決が言い渡された（本稿は、その直後に執筆している。）。

第2　この1年間の訴訟活動

1　立証活動

昨年の報告後、5月と7月の2期日にわたり専門家証人の尋問が行われた。証人は、いずれも原告側申請で、①責任論（特に、結果回避可能性）について、元東芝で原発の設計に関わっていた技術者で、失敗学会のメンバーである吉岡律夫氏、②被害論（避難生活の心理的影響）について、早稲田大学人間科学学術院の辻内琢也教授である。

吉岡氏らが中心に作成した失敗学会の「福島原発における津波対策研究会・最終報告書」では、津波の予見可能性について、少なくとも原発事故の2～3年前、早ければ約10年前に、巨大地震に伴う巨大津波を予測する資料が存在していたことを指摘し、また、結果回避可能性について、巨大津波が事前に予測していた場合は、交流電源、直流電源、最終排熱系の3つが同時に喪失することは自明で、①十分な容量と個数の125Vバッテリーと250Vバッテリー②

高圧電源車③水中ポンプ（RHRS 代替用）④全交流電源喪失（SBO）、直流電源喪失、海水ポンプモーター喪失を想定した訓練⑤ RCIC と HPCI の水密化⑥ 1 号機について、IC の PCV 内交流駆動弁用の可搬式交流発電機⑦ベント用 AO 弁駆動用圧縮空気が無くなった時のための小型コンプレッサー⑧消防車など、安全審査は不要で、比較的容易に対策を実施できたと指摘し、法廷でも同様の証言をした。

辻内氏は、原発事故後、毎年、東京・埼玉の原発事故被害者支援団体の協力のもと、被害者のアンケート調査を行っており、また、2015 年 1 月に約 1 万 7000 世帯を対象にした大規模アンケート調査をもとに原発事故被害者が追い込まれている状況を分析すると「構造的暴力による社会的虐待」と考えられる状況が読み取れるとした。法廷でも、原発事故被害者全体に高いストレス状態が見られることの要因について、事故の責任の所在が曖昧なまま被害者に対する救済が十分に行われていないことの長期化が原因であることを指摘した。また、特に区域外避難者にストレス度の高い状況が見られることについて、①区域外避難者が強制避難者と比較して、賠償の対象になっておらず、経済的に苦しい状況にあること②避難をめぐる家族間、夫婦間、親子間の対立③区域外避難者もふるさとを失いたくないのに捨てることを余儀なくされ、避難をし、過酷な経験をしていることを挙げた。

他方、被告側の反対尋問は、重箱の隅をつつくものばかりで、本質的な反論は見られなかった。

また、各原告の避難元、自宅などの土壌汚染の調査をし、大半が放射線管理区域と指定される基準を超える 1 平方メートルあたり 4 万ベクレル以上の放射性セシウムを検出する（中には、その 10 倍以上のところもあった）など、現在も深刻な放射能汚染の実態を明らかにし、これを証拠として提出した。

2　結審、そして判決に向けて

そして、2017 年 10 月 25 日、結審した。結審弁論においては、中学生の原告も意見を述べ、「僕たちはこれから、大人の出した汚染物質とともに、生きることになるのです。その責任を取らずに先に死んでしまうなんて、あまりに無責任だと僕は思います。せめて生きているうちに、自分たちが行ったこと、自分たちが儲けて汚したものの責任をきちんと取っていって欲しいです。そして今は、「（放射能）汚染した場所に戻りたくない」と思っている僕たちを無理やり（放射能）汚染している場所に戻らせることは絶対にやめて欲しいです。」と述べた。

第３　東京地裁判決の概要とその意義・課題

1　判決の概要

そして、本年 3 月 16 日午後 3 時、判決が言い渡された。内容は、47 名中 42 名について、国と東電に賠償を命じるもので、世帯別だと全て棄却された世帯はなかった。（判決直後に執筆しているので、判決の詳細な分析は未了であるため、以下は、私見である。）

責任論については、予見義務について、予見の対象としては、O. P. + 10m の津波としつつ、平成 14 年の「長期評価」について、相当な権威のある機関や専門家等によって相当な手続で、相当な根拠をもって作成された科学的に十分に合理的な見解であるとして、平成 14 年中には、今回の津波と同程度の津波の予見義務があり、より保守的に考えても、少なくとも、O. P. + 10m の津波の予見義務があるとした。そして、結果回避可能性等についても、証拠の偏在を理由に、事実上の立証責任の転換を図り、被告東電が結果回避措置をとらなかった、また、そのことの具体的な主張立証がないとして、結果回避可能性があるとした。しかも、判決は、仮に、裁判所の見解が採れないとしても、今回の津波と同程度の津波の予見義務があると解すれば、①防潮堤等の設置、②原子炉建屋の水密化、③配電盤等又は非常用電源の高所設置のうちの一つを採る義務があったとし、さらに、O. P. + 10m の津波の予見義務があるとしても、全電源喪失を想定したバッテリー設置、手順策定等の対策を実施すれば、少なくとも格納容器の機能喪失はなかったと認められ、放射性物質の放出量を相当抑えることができたとした。

そして、国について、平成 18 年末までに、省令 62 号を改正し、電気事業法 40 条に基づく技術基準適合命令を出すべき法的義務があり、東京電力に対し原子炉施設の安全性を確保する権限を行使していれば、本件事故結果を回避できたとして、その責任を認めた。

この判示内容は、かなり踏み込んだ内容であるが、裁判所の見解を採らない場合でも責任が認められる

ことも判示しており、上級審にも耐えられる手堅さをも有している。

被害･損害論については、区域外避難者についても、放射性物質の汚染による健康への侵害の危険が一定程度あるとして、避難をすることに合理性があると判断している。しかし、本件事故との間の相当因果関係が認められる損害が発生した期間として原則として平成23年12月まで（子ども妊婦は平成24年8月まで）に限定した（旧緊急時避難準備区域からの避難者については、中間指針と同様2012年8月まで）ことについては、自宅・避難元の土壌汚染の現状や内部被ばく等のリスクを軽視しており、問題である。その上で、金額面としては、区域外避難者・滞在者について慰謝料が既払いの控除前で1人あたり70万円から200万円（1人除いて100万円以上であり、1人あたり140万円をベースに増減していると思われる）とした。

2　判決の意義と課題

国の責任について、2017年3月の前橋地裁判決、同年10月の福島地裁判決、本年3月15日の京都地裁判決に続き、四度断罪するものである。今回の東京地裁判決は、もはや、国の責任を認める流れは定着し、決着したものといって過言ではない。

他方、被害・損害論については、区域外避難者・滞在者に対する賠償としては、これまでの各判決と比べれば前進したものの、まだまだ不十分である。しかも、損害の基礎となる避難の合理性の時期については、極めて不当である。これについては、これまでの主張・立証を総括した上で、控訴審などでさらなる主張・立証を充実させていきたい。

第4　いまこそ加害責任を前提にした被害救済

福島原発事故から7年が経過した。しかし、依然として多くの人々が避難を余儀なくされ、また、地元で不安な気持ちで生活しているにもかかわらず、被害の原状回復も完全賠償も実現されていない。むしろ、応急仮設住宅の無償提供打ち切りなど、被害者を切り捨てようとする施策である。

これに対して、全国の原告団･弁護団は、連携を深め、統一要求を策定したり、各訴訟の支援団体や各種団体の枠を超えた全国的なネットワーク組織を作ってきたりした。

この1年間に下された各判決が国・東電の責任を明確にしている現在、我々は、こうした施策を改めさせて、加害責任を前提にした生活再建に適った完全賠償、諸施策を求めて、実現させていくようにしたい。

〔1-4〕高裁勝訴に向けて

～原発国賠千葉訴訟（一陣）の状況報告

原発被害救済千葉県弁護団　事務局長
弁護士　　滝　沢　　信

1　千葉判決の概要

みなさまご承知の通り、千葉地裁は、昨年9月22日、被告東電に対し、原賠法に基づき、原告42名への総額3億7600万円の支払いを命じ（3名の請求を棄却し）ましたが、被告国に対する原告らの請求を棄却しました。

その判決理由の骨子は以下の通りです。

① 東電には、民法上の過失も重過失も認定できない。

② 国には、東電に対する原発規制権限の行使を

怠った国賠法上の責任は認定できない。

③　国が定めた中間指針は、財物・慰謝料とも最低限度の基準であり、裁判で原告が個別に立証すればそれを超える賠償額の認定が可能。

④　原告らの避難生活慰謝料は、中間指針の月額10万円を超えて、一人月額1万円から8万円までの範囲で認める。

⑤　避難慰謝料とは別に、ふるさと喪失による慰謝料も、各原告の実情等を総合考慮し、一人50万円から1000万円の範囲で認める（ただし、中間指針4次追補による700万円は控除する）。

2　どんな判決なのか

千葉地裁は、この種の原発国賠集団訴訟で最大の目標と原告が位置づけている「国の法的過失責任」を認めませんでした。これは、昨年3月17日の前橋地裁、10月10日の福島地裁判決と結論を異にするもので極めて遺憾です。判決理由では、国と東電には、大津波による炉心溶融への予見可能性を認めながら、国にはいつどんな規制権限を出すかの裁量までは逸脱していない上、本件原発事故は回避が出来なかった可能性もあるとの論旨で、国の責任はないというものです。一方、千葉判決が、わが国の民事損害賠償訴訟で、地域コミュニティーの喪失に伴う精神的損害を、「ふるさと喪失慰謝料」という形で、避難による慰謝料とは別個に正面から認定したことは、損害論では決して小さくない成果と言ってよいと思われます。また、千葉判決は、いわゆる国の中間指針の基準を「最低限の基準」と捉え、これを超える避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料を認定し、いわゆる区域外避難者にも避難の因果関係を認とめました。このことはその認定慰謝料額はともかく、一定の評価は出来るものと考えます。

3　控訴審へ

原告らのうち、32名が控訴し、今後は東京高等裁判所民事22部（河野清孝裁判長）で審理が行われることになりました。

原告らの控訴の趣旨は、①国の規制権限不行使の違法を認定すること、②損害額の大幅増額、の2点です。

控訴審では、この千葉判決が国を勝たすために認めた「規制の裁量」を巡ってさらに争われることになります。原発という「万が一にも事故を起こしてはならない」（最高裁伊方判決）とされる危険な施設に対し、その事故を事前に予見出来たにも拘わらず、事故防止規制権限行使に国の裁量を認める余地があるなどという司法の認定が許されるのかを控訴審では重点的に展開することになります。

控訴審の第一回公判期日は未定ですが、おそらく、今年の9月くらいになるのではないかと思われますので、正式に起案り次第ご報告いたします。

4　東電の控訴理由への怒り

本件は、東京電力も控訴し、これまでに、詳細な控訴理由書も提出されています。しかし、その控訴理由書の中身を読むと、千葉地裁がふるさと喪失慰謝料を認めたことに対する危機意識を露わにしています。東電の控訴理由は、原発損害は、これまで中間指針に基づき支払っている以上、それを超えるものは支払う必要がないということに尽きます。すなわち、事故の年に慌ただしく作った国の「中間指針」を「法律に準ずる」ものと断じ、これが裁判規範としても機能すべきものだというのです。東電は、大部分の被害者がこの指針を受け容れ、既に7兆円支払って来たとして、あたかも少数の被害者が裁判を起こしているだけだと言わんばかりです。

要するに、東電は、裁判所は中間指針を超える損害の認定などは出来ない、と言っているのです。もし、東電の言い分が正しければ、被害者は加害者が一方的に決めた賠償基準に強制的に従う義務がある、と言っているのと同じで、司法判断そのものを加害者が縛るという驚くべき主張を展開しているのです。

このような独善的言い分を東京高裁が認めるのかどうか、私たち国民は、目と耳を集中させて注視して行く必要があると思います。

みなさまのご支援を引き続きよろしくお願いします。

〔1-5〕原発事故被災者支援弁護団の活動状況

原発被災者弁護団
弁護士　大　森　秀　昭

1　ADR 申立事件

2011 年 8 月に当弁護団を結成して以降、原紛センターに対する和解仲介手続申立事件の受任件数は、800 件超に達している。申立人の数は、個人約 1 万 3000 人（他弁護団との共同受任案件を除く）、法人 172 社であり、その内の集団事件は、個人が約 1 万 0900 人、法人が 22 社であり、多くの集団申立事件を受任、遂行してきた点に特徴がある。

この集団申立事件は、地域ごとの被災者の被害の実情、特徴を踏まえて賠償を求めたものであり、その主な地域と申立人数等は以下のとおりである。

①南相馬市原町区・鹿島区　538 世帯：1730 人
②南相馬市小高区　554 世帯：1400 人
③飯舘村長泥、蕨平、比曽地区　235 世帯：620 人
④葛尾村　194 世帯：573 人
⑤伊達市小国、雪内・谷津、布川・御代田地区　809 世帯：2423 人
⑥福島市渡利、大波地区　1483 世帯：4150 人

そして、これらの集団申立事件では、ひばり大田基準（①）、小高基準（②）等の被害地域の実情を踏まえた賠償基準、計画的避難区域の指定が遅れた飯舘村住民の被ばく不安慰謝料（③）、特定避難勧奨地点周辺世帯の慰謝料（⑤）、特定避難勧奨地点世帯の不動産賠償（①）、東京電力の田畑賠償額を超える賠償（③）、等々の ADR 和解案を獲得する成果を上げてきた。

しかしながら、東京電力は、不当にも、飯舘村蕨平、比曽地区の被災者に対する被ばく不安慰謝料の支払いを認めた和解案及び飯舘村の被災者に対する田畑賠償の和解案の受諾を拒否する対応を続けており、ADR 和解成立に向けた活動を強める必要がある。また、現在も係属中の避難指示区域外の福島市、伊達市の被災者の中間指針を超えた慰謝料の請求事件（⑤、⑥）では、一部事案で仲介委員が和解案提示に消極的な姿勢を示す状況が生じており、和解案提示、和解成立に向けた取組をより強めていく必要がある。

2　訴訟事件

当弁護団では、以下の 4 件の国および東京電力を被告とする損害賠償請求訴訟を遂行している。4 件の訴訟の原告数の合計は、514 世帯 1509 人となっている。

これらの訴訟は、いずれも、原告が賠償を求める損害について、中間指針に明確に示されていないことや、原紛センターの ADR 事件でこれまでに提示された和解案の内容から、ADR で損害の賠償を得ることが困難であると判断し、訴訟手続によって賠償の実現を得るべく提訴した経緯にある。

この 4 つの訴訟は、現在、責任論の主張立証を重ねている段階であり、先行訴訟の主張立証を、後続訴訟の主張立証に随時利用したことから、ほぼ同じペースで進行しており、各訴訟とも、本年中には損害論の主張立証の段階に入っていく進行状況にある。

他弁護団が獲得した先行訴訟の判決の成果や、東電元役員の刑事訴訟等で明らかにされつつある新たな証拠を踏まえ、被告らの責任を明確なものとし、原告らの被害を真に回復できる判決の獲得を目指して、活動を続けている。

⑴　阿武隈会訴訟

旧緊急時避難準備区域に指定された福島県田村市都路町地区への移住者、および同地区に不動産を取得して移住等を検討中であった原告が、2014 年 3 月 10 日に東京地方裁判所に、自然との共生生活喪失慰謝料 1 人当たり 1000 万円と不動産及び家財の賠償等を求めて提訴した訴訟であり、原告数は 30 世帯 60 名である。

原告らは、自然との共生生活、第二のふるさと、終の棲家を求めて自然豊かな都路町に住居を求め、土地を購入して宅地や農地を整備し、建物を建築す

る等、長年の労力と資金を投じて「自然に囲まれた暮らし」を実現しようとしてきた者達であり、原発事故によりその環境を回復することが困難となり、多大な財産的損害と精神的苦痛を被ったことから、その賠償を求めている。

⑵　南相馬市鹿島区訴訟

福島第一原子力発電所から30km圏以遠に居住し、特定避難勧奨地点にも指定されていない被災者が原告となり、2014年10月29日に福島地方裁判所相馬支部に提訴した訴訟であり、原告数は、その後の追加提訴を含め、135世帯、334名である。

原告らは、行政機関の指示により避難を強制された地域であるにもかかわらず、避難地域としては最も早い時期である2011年9月に賠償が打ち切られたことに対して、放射線に対する恐怖や生活の混乱などの被害は30km圏内の地域と異ならないことを理由に、1人当たり600万円の慰謝料の支払いを求めている。

この訴訟は、相馬支部が福島地裁本庁に回付し、原告らは居住地に近い相馬支部での審理実施の上申を繰り返したが、これが受け入れられず福島地裁本庁に係属している。

⑶　田村市都路町訴訟

旧緊急時避難準備区域に指定された福島県田村市都路町に居住していた原告が、2015年2月9日に福島地裁郡山支部に、1人当たり1000万円の慰謝料の支払いを求めて提訴した訴訟であり、原告数は追加提訴を含め、191世帯、602名である。

原告らは、賠償終期とされた2012年8月以降も、山林に囲まれた都路町地域は山林の除染が実施されていないために住環境が回復されていないこと、そのために避難生活を続けることを強いられていること、放射線被害をおそれて若い世代が帰還できずに世帯分離が続いていること、このために地域コミュニティーが破壊されたこと等を理由として、豊かな自然に恵まれた地域における生活を根こそぎ奪われたこと自体を損害ととらえ、その慰謝料を請求している。

⑷　小高区訴訟

避難指示解除準備区域、居住制限区域に指定された南相馬市小高区に居住していた原告が、2015年10月8日に福島地裁相馬支部に、1人当たり2000万円の慰謝料の支払いを求めて提訴した訴訟であり、原告数は追加提訴を含め、158世帯、494名である。

原告らは、小高に住み、小高で暮らしてきた住民が原発事故で地域コミュニティー・ふるさとを喪失した慰謝料として、1人当たり2000万円の賠償を求めている。原告らは、この訴訟によって、事故前の地域での人的交流や自然の豊かなふるさとを取り戻すことを求めている。

この訴訟も、相馬支部が福島地裁本庁に回付したため、原告らは居住地に近い相馬支部での審理実施の上申を繰り返したが、受け入れられず福島地裁本庁に係属している。

3　審査会に対する要望書の提出

当弁護団は、2018年1月15日付けで、原子力損害賠償紛争審査会に対して、以下の3点を要望する要望書を提出した。その内容は、当弁護団のホームページ（http://ghb-law.net/?p=2038）に掲載し公表している。

審査会が被害の回復に必要十分な指針を適時に示し、その指針に基づきADRにおいて賠償が実現されることが、原賠法が示した原発賠償の本来のあり方である。しかし、ADRの現状は、指針の内容の不十分さと東京電力の和解案受諾拒否等の不当な対応によって機能不全の状態にある。当弁護団としては、審査会に対し、今後のADRの問題点を以下のとおり指摘し、その改善を求め続けている。

① 審査会は、中間指針策定後の司法判断を踏まえ、従前の中間指針の賠償基準の見直しを行うべきである。

② 審査会は、持続している原発被害の実情に着目し、被害者の真の生活や事業の再建を実現すべく、中間指針の対象とされていない損害に関する新たな賠償基準を策定すべきである。

③ 審査会は、東京電力に対し、原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案の受諾拒否、留保の対応の是正を求めるとともに、同センターに対し、かかる東京電力の対応を理由として和解案提示に消極的な姿勢を示すことのないよう指導監督を行うべきである。

〔1-6〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み

～汚染地域の環境復元と地域社会回復を求めるたたかい～

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団　事務局長
弁護士　　白　井　　劍

1　原発被害者に共通の思い「ふるさとを返せ」

福島第一原発事故から７年が経過しました。東日本の広範な地域が汚染され多数の被害者が生まれました。事故前の居住地、現在の居住地は人それぞれに違っていても、被害を受けた人々の思いは同じと思います。生まれ育ったふるさとを事故前の状態に戻して返してほしい。安全な居住環境を返してほしい。安心して生活していた当たり前の日常を返してほしい。その思いは、すべての被害者に共通だろうと思います。

2　浪江町津島地区（帰還困難区域）

日本テレビ系列の長寿番組「ザ！鉄腕！ダッシュ」をごぞんじでしょうか。番組に登場する「ダッシュ村」は福島原発事故以前、福島県双葉郡の浪江町津島地区にロケ地がありました。テレビ局が目を付けるだけあって、自然豊かで人情味厚い桃源郷のような地域です。

浪江町は羽をひろげた蝶々に似た形状です。蝶々の左の羽が津島地区にあたります。浪江町の西北側です。原発事故直後にプルームが北西方向に流れ、地域全体が高濃度放射能に汚染されました。2013 年 4 月帰還困難区域（空間放射線量年間 50mSv 以上）に指定され、立ち入りが厳しく制限されています。現在でも高い線量が計測されます。

津島地区は周囲を５つの山に囲まれた自然豊かな地域です。その自然の恵みを住民たちは享受していました。地域のコミュニティーは強い絆で結ばれていました。何世代にもわたって営々と続けられてきたその生活が原発事故によって突然に断ち切られてしまいました。

3　様変わりしたふるさと

立入許可をもらって自宅に帰るたびに原告たちが目にするものは、ふるさとの様変わりした姿です。家屋はわずかの期間に荒廃してしまいました。家の中も庭もネズミ、ハクビシン、サル、イノシシなどに荒らされ、足の踏み場もないほどです。田は柳が生い茂り雑木林のようです。畑も牧草地も荒れ野となりました。

無形の郷土芸能などもふるさとの大事な構成要素です。部落の祭りや神楽、踊りなどの伝承芸能です。長い歳月をかけて紡いできた文化、伝統、歴史が原発事故のために危殆に瀕しています。

4　事故直後の高線量被ばく

津島地区は、その中心部が福島第一原発からは約 30km 離れています。情報がなかったので住民たちは事故直後も普段どおり生活していました。避難してきた人々を受け容れて世話をし、地区内を駆けずり回っていました。

国も東電も津島地区住民に情報を隠していました。そのために、住民たちはこの数日のうちに高線量の放射線に被ばくしてしまいました。この初期被ばくのために住民のだれもが健康不安をかかえています。とくに子どもたちの健康不安は深刻です。

5　浪江町津島地区の住民の約半数が提訴

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」は、原告の全員が、事故前、津島地区に居住していた人たちです。2015（平成 27）年 9 月 29 日に福島地方裁判所郡山支部に提訴して始まりました。全国各地の約 30 の訴訟のなかでもっとも後発の訴訟のひとつです。

津島地区の住民は約 1300 名。そのうち約半数の 669

名（223 世帯）が提訴しました（2015 年 9 月 29 日第 1 次、2016 年 1 月 14 日第 2 次、5 月 20 日第 3 次、9 月 23 日第 4 次、2017 年 1 月 20 日第 5 次、5 月 12 日第 6 次の各提訴）。

被告は国と東京電力です。国の国家賠償法上の責任、東京電力の不法行為責任を追及します。

6　訴訟のメインは津島地区の環境復元

訴訟は、環境復元請求と被害回復請求の二本立てです。被害回復は環境復元を前提にしています。あくまでも津島地区の環境復元が請求の主眼です。

「生まれ育ったふるさとを事故前の状態に戻して返してほしい。安全な居住環境を返してほしい。安心して生活していた当たり前の日常を返してほしい」という原告たちの思いをストレートに形にして、この要求を中心にした訴訟を組み立てています。

環境復元請求は確認請求と給付請求の 2 項目を立てています。確認請求は、津島地区全域について原発事故以前の状態（毎時 0.046 マイクロシーベルト）に戻るまで放射線量を低下させる義務が被告らにあることの確認を求めています。給付請求は、津島地区全域について 2020 年 3 月 12 日までに放射線量を年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）まで低下させることを求めています。年間 1 ミリシーベルトは平常時の一般公衆が被ばくする限度量として ICRP（国際放射線防護委員会）が定めた基準です。

7　訴訟の進行状況

2016 年 5 月 20 日の第 1 回口頭弁論以来、ほぼ 2 か月に 1 度のペースで期日をもってきました。

この夏からは証拠調べにはいると思います。まずは津島地区の検証をすることを裁判所に求めて交渉中です。

8　先の見えないまま放置される津島地区

地域環境の復元とコミュニティーの回復が急務です。ところが、津島地区は除染計画からはずされてきました。もちろん現在の除染のあり方を肯定するのではありません。除染とは、じつは「移染」でしかありません。しかし、その除染の努力さえせずに津島を放置した国や東電に対して住民は憤っています。今後の復興・再生の道筋はまったく見えてこないのです。住民たちが諦めるのを待っているのだろうと思います。

政府は「特定復興再生拠点区域」を定めて、「先行して整備するエリア」と位置付け、規制を解除していく方針です。2017 年 9 月には浪江町が復興再生拠点を定めて計画を策定しました。しかし、「拠点」は全体のごくごくわずかの面積に絞り込まれてしまっています。

福島県は総面積の 7 割が森林です。津島地区では 8 割を超えます。かつて原告たちはそれぞれに裏山の水源から引いた水を生活に使っていました。裏山は山菜やキノコの宝庫でした。山林を含む地域全体が生活圏そのものです。山林を汚染されたまま放置するとすれば、それは地域全体を廃村にして切り捨てる政策にほかなりません。

9　「廃村・棄民政策」は許さない

このまま手を拱いていては明治時代の谷中村と同様、ふるさとが「廃村」になり、自分たちは「棄民」にされてしまう。廃村・棄民政策は絶対に許さない。津島地区の住民たちの半数が訴訟に立ち上がったのは、そのような思いからでした。

国は、福島原発事故の汚染地域の環境を復元せず放置しておきながら、幕引きをはかろうとしています。海外に原発を輸出し国内での再稼働を推進しています。こんなことが許されてよいわけはありません。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団は、東電と国の責任を徹底して明らかにし、その責任で地域環境を復元することを徹底して求め、ふるさとを自分たちの手に取り戻す決意です。

〔2〕原発なくそう！九州玄海訴訟

弁護団　幹事長
弁護士　　東　島　浩　幸

1　玄海原発３～４号機は、2017年１月17日に原子力規制委員会による設置変更許可処分が出され、同年３～４月には玄海町長及び佐賀県知事の再稼働への同意がなされた。九州電力は、2018年３月にも３号機の再稼働をする旨表明している状況である。

2　当訴訟は、国と九州電力を被告として、九州電力玄海原発１～４号機の稼働差止め等を求める訴訟である。当訴訟の大きな方針は、多数の人々が連帯して大型の訴訟をし（「1万人原告訴訟」）、それをてこに脱原発へのてことするというものである。実際に、当訴訟は、2016年11月の追加提訴で原告総数１万人を突破し、現在原告総数10275名（47都道府県すべて及び韓国・フランス・イタリア・スイス在住）となっている。しかるに、今の時点で脱原発には至っていない。世論調査では、再稼働反対が50～60％あるところであるが、脱原発を実現する世論に発展させるためにはどうしたらよいのかが課題である。

3　当訴訟の本訴は24回の口頭弁論を経つつ、まだ主張の応酬が続いている。

　他方、2017年１月31日に申し立てた玄海原発３～４号機の再稼働差止めの仮処分は、同年９月29日の第４回審尋で法廷での審理は終了となった。それは、玄海原発３～４号機の再稼働が当時2018年１月に予定されていたことを裁判所が考慮し、その前に決定を出すことを考えていたからである。

　2017年は原発差止め訴訟や仮処分でも住民側敗訴の数が多くなってきた（例えば、高浜原発についての大津地裁決定に対する大阪高裁決定、四国電力伊方原発仮処分の広島地裁決定・愛媛地裁決定など）。どのように司法判断レベルでの逆転をしていくのかという悩ましい課題を抱えながらの審理終了であった。

4　ところが、10月になって神戸製鋼不正検査データ問題が発覚した。神戸製鋼が、顧客との間で取り交わした製品仕様に適合していない製品の検査証明書のデータを書き換えたり、顧客との間で取り交わした検査項目の検査を実施していないという不正問題であり、製品の安全性を担保する上での致命的欠陥である。九電によっても、玄海原発３・４号機に神戸製鋼グループの製品が使われているとのことである。原子炉冷却材バウンダリを構成する加圧器のボルト、原子炉格納容器の鉄筋・テンドン、原子炉圧力容器を含む主要設備の溶接部や燃料集合体、制御棒の一部にも神戸製鋼グループの製品が使われているとのことである。九電は、詳細な調査を行っておらず、その内容の公表もない。

5　さらに、広島高裁が、2017年12月13日、阿蘇カルデラの巨大噴火などを理由に伊方原発を「立地不適」として稼働差止め仮処分を命じた。同高裁は、新規制基準の一部である火山ガイドを素直に当てはめれば、阿蘇カルデラの破局的噴火で火砕流が伊方原発に到達する可能性が小さいとはいえないとしたのである。阿蘇カルデラの破局的噴火の危険性等は玄海原発にも当然当てはまるものである。今までの住民側勝訴の理由は地震動を中心とするものであったが広島高裁は火山の危険でも住民が勝てることを示し、かつ、高裁レベルでの初の住民勝訴であるところに意義がある。

　当訴訟では、この２つを梃に逆転を狙っているところである（３月には佐賀地裁での仮処分が出る予定）。

6　また、世論をさらに力のある世論にしていく課題については、私たちは被害（可能）自治体への取り組みを重視している。客観的には、玄海原発から

30km 以内の基礎自治体の 8 自治体のうち、4 自治体が玄海原発再稼働反対を表明している（伊万里市、松浦市、壱岐市、平戸市）。さらに、糸島市長選挙で脱原発候補が当選する可能性がある。また、全国の原発から 30km 圏内自治体へのアンケート調査（2017. 12. 30 毎日）では、周辺自治体（回答 119）のうち、5 割が再稼働への同意権を求めている。これは川内原発再稼働の時とは大きく変わって周辺自治体がモノを言うようになっていることを表している。

主体的には、私たちは、2017 年 10 月から 2018 年 1 月にかけて県内 20 基礎自治体への要請行動（再稼働の可否、避難計画等の要請）をし、自治体と意見交換をした。これは、昨年 9 月の佐賀県知事の「再稼働と避難計画はリンクしない」との発言が住民の命健康を守るものではないとして、基礎自治体から抗議を挙げてもらう一環でもあった。書面に出て来ない基礎自治体の不安感は強いものがあるし、自治体には原発についての情報が共有されていないとも実感した。

7　政治的にも、河野外相が現在のわが国のエネルギー基本計画を公式に批判するなど脱原発につながる動きがある。日立製作所の英国での原発事業に対し、日本側が融資する 2 兆 2000 億円に政府保証を付けることで大筋合意し、国民リスクが極大まで大きくなる矛盾噴出の動きもある。

8　私たちは、これらの刻々と動く情勢を見つつ、再稼働を許さない国民世論ともに今後もたたかっていくつもりである。

〔3〕福井原発訴訟について

滋賀弁護士会
弁護士　　井　戸　謙　一

福島原発事故当時、福井県嶺南地方（若狭湾沿岸）には、日本原電の敦賀原発 1・2 号機、日本原子力研究開発機構のもんじゅ、関西電力の美浜 1 ～ 3 号機、大飯 1 ～ 4 号機、高浜 1 ～ 4 号機、以上の 14 機の原発が稼働していた。その後、廃炉が相次いだため、現在稼働し、あるいは稼働しようとしているのは、敦賀 2 号機、美浜 3 号機、大飯 3・4 号機、高浜 1 ～ 4 号機の 8 機に減少した。とはいえ、これだけ狭い範囲に原発が密集しているのは、世界でも例がないと言われる。また、他府県や人口密集地に及ぼす影響が大きいのも、若狭湾沿岸の原発群の特徴である。高浜原発の 5km 圏内人口は、福井県高浜町よりも京都府舞鶴市の方がはるかに多い。大阪市や神戸市は、高浜原発から 100km 圏内にあり、名古屋市は敦賀原発や美浜原発から 100km 圏内にある。近畿圏 1400 万人の水がめである琵琶湖は、どの原発からも 80km 圏内にある。

そのため、若狭湾沿岸の原発の運転差止め等を求める訴訟は、福井県のみならず、周辺府県の住民によって多数起こされてきた。住民らは、すでに (a) 大飯原発 3・4 号機の運転差止め判決（福井地裁平成 26 年 5 月 21 日・判例時報 2228 号 72 頁）、(b) 高浜 3・4 号機の運転差止め決定（福井地裁平成 27 年 4 月 14 日・判例時報 2290 号 13 頁）、(c) 高浜 3・4 号機の運転差止め決定（大津地裁平成 28 年 3 月 9 日決定・判例時報 2290 号 75 頁）を勝ち取っている。このうち、(b) は、仮処分異議審で（福井地裁平成 27 年 12 月 24 日・判例時報 2290 号 29 頁）、(c) は保全抗告審で（大阪高裁平成 29 年 3 月 28 日・判例時報 2334 号 4 頁）、それぞれ取り消された。現在係属している訴訟は、①大飯 3・4 号機の運転差止め請求訴訟（名古屋高裁金沢支部）、②大飯 1 ～ 4 号機の運転差

止め請求訴訟（京都地裁）、③美浜３号機、大飯１～４号機、高浜１～４号機の運転差止め請求訴訟（大津地裁）、④美浜３号機、高浜１・２号機の運転延長許可等の取消請求訴訟（名古屋地裁）、⑤大飯３・４号機の設置変更許可取消請求訴訟（大阪地裁）、⑥高浜３・４号機の運転禁止仮処分申立て（大阪地裁）、⑦大飯３・４号機の運転禁止仮処分申立て（大阪地裁）、以上の７件に及ぶ。

このうち、①と⑥は既に審理が終結している。①は、上記 (a) 判決の控訴審であり、判決言渡し期日はまだ指定されていない。⑥は、高浜３・４号機にミサイルが着弾する可能性があることを唯一の理由とする仮処分申立てである。北朝鮮によるミサイル危機を煽り、子どもたちに無意味な避難訓練をさせながら、原発をどんどん再稼働させようとする安倍政権に対し、避難訓練をさせるのなら、その前に原発を止めよと求めている。決定日はまだ告知されていない。⑦は、昨年末に申し立てられたばかりであるが、基準地震動の策定方法について、下記の島崎名誉教授の警告を理由としている。②～④は、まだ審理終結の見通しは立っていない。

①では、平成 29 年 4 月 24 日、島崎邦彦東大名誉教授・前原子力規制委員会委員長代理の証人尋問が実施された。島崎氏は、大飯原発の基準地震動 856 ガルは過小評価であり、大飯原発については必要な審査が行われておらず、許可を出すべきではなかったと明言した。原子力規制委員会における唯一の地震学者として大飯原発設置変更許可に関わった島崎氏が、自らの判断の誤りを率直に述べられた姿は聞く者に感銘を与えた。

①②③では、若狭湾岸の地盤の地域性の問題が大きなテーマになりつつある。基準地震動を策定するにあたり、過去の地震データの平均式を使うことの正当性として関西電力が主張する大きな根拠が、原発敷地が水平成層であって特異な地盤構造がないことである。上記 (c) の仮処分決定を取り消した大阪高裁は、関西電力のこの主張をそのまま認めた。しかし、原告側は、学者の方々の協力を得て、関西電力の地盤データの評価方法が恣意的であることを順次明らかにしている。また、関西電力が、新規制基準が求めている地盤の三次元での把握を怠っていることも強く主張している。

③では、使用済み核燃料の処分方法が決まらないことを差止めを求める理由として付け加えた。将来の世代に命を育むことのできる環境を残すことは、私たち自身の人格権の一内容であるという主張であり、その権利を「いのちをつなぐ権利」と名付けた。裁判所が、これを正面から判断することを望みたい。

以上のように、若狭湾の原発については多くの市民が多様な訴訟に取り組んでいる。市民や学者の協力によって、原告側の主張は、理論的にも進化している。被告は、福島原発事故の後、電事連の中でリーダー的役割を果たしている関西電力である。今後もこれらの訴訟の推移に注目をお願いしたい。

〔4〕浜岡原発

浜岡原発永久停止弁護団
弁護士　大　橋　昭　夫

浜岡原発稼働差止めの訴訟は、東京高裁、静岡地裁本庁、静岡地裁浜松支部に係属していますが、私が担当しているのは、浜松支部の「浜岡原発永久停止訴訟」ですので、これについて報告します。

本件訴訟は、2011 年 5 月 27 日に、浜岡原発の立地する御前崎市、菊川市、掛川市の住民 35 名が原告となり提訴されたものです。

その後、第 10 次にわたって提訴され、原告数も、静岡県内に居住する 703 名になり、静岡地裁管内では過去にない大型訴訟になっており、既に 22 回の口頭弁論期日が開催されています。

第 4 次の訴訟からは、中部電力の他に、国も被告と

していますが、口頭弁論は主として中部電力との間でなされています。

原告は、浜岡原発は新規制基準にも適合しておらず、さらに深層防護も不十分で、巨大な地震や津波等の自然災害に対応できず、その危険性は大であると主張しています。

中部電力は今までに、会社のホームページに掲載してある程度の主張しかしてきませんでしたが、昨年あたりから、地震、津波の問題についても十分な安全対策を講じている旨反論をしてきています。

しかしながら、中部電力が福島第1原発事故以来行ったことは、海上に22メートルの防波壁と、原子炉建屋に水密扉と強化扉を作ったということのみであり、マグニチュード9クラスの地震が発生すれば、破壊力のある津波が高度22メートル以上を超えて到来することが予測されるもので、十分な安全対策を施したということにはなりません。

この裁判を支援するために、2012年11月18日、「浜岡原発永久停止裁判・静岡県の会」が発足していますが、会内には、地質学者、環境物理学者等の研究者もおり、これらの研究者の力を借りて、中部電力の安全性の主張に対する反論をしています。

この裁判は、提訴以来、約7年が経過していますが、3・4号機に対する原子力規制委員会の安全審査が長引いていることもあって、すぐには再稼働が予測できず、審理は漂流ぎみになっています。

その一方で、中部電力は、高額な広告費を使って、再稼働に向けた宣伝をしています。

再稼働については、原発の安全性が確保されることは勿論ですが、今後発生する使用済み核燃料の処理が解決されなければなりません。

浜岡原発では、使用済み核燃料の冷却プールもあと少しで満杯で、処理する術がなくなっています。

静岡県知事も、小泉元首相と同様に、この処理の問題を重視しており、再稼働に反対の姿勢を取っています。

浜岡原発では今、1・2号機の廃炉作業が進行しています。

原子炉の解体により、機材、コンクリートなどの廃材が出て来ますが、これを買い受けようとする企業はなく、これをみても、放射性廃棄物の安全な処理が確立していないことが明白になっています。

5号機には海水が入り、現在、再稼働の目処は全く立っていないようですが、中部電力は3・4号機の再稼働の意欲は捨てていないようです。

実効性のある避難計画もない現状で、しかも、菅元首相の要請により稼働停止となった以降、電気も十分足りており、今や節電の要請もなく、中部電力の経営にとっても世界一危険な浜岡原発の再稼働は不必要なはずです。

当弁護団と「浜岡原発永久停止裁判・静岡県の会」は、703名に達した原告を1000名にし、1人1人の原告が隣人に浜岡原発の危険性を訴えていくという、草の根のたたかいを進めています。

福島第1原発の事故の恐ろしさが人々の脳裡から希薄化しつつある現在、私たちは、もっと浜岡原発永久停止の世論を高めていく必要があると考えています。

法廷内でのたたかいは勿論大事ですが、このたたかいと法廷外のたたかいが連動しなければ、勝利の展望はないと思われますので、静岡県内に50程ある浜岡原発永久停止、再稼働反対の市民団体と連携を深め、浜岡原発の危険性を県民に訴えていく予定です。

弁護団としては、仮に原子力規制委員会の審査が終了し、再稼働となった場合は、稼働差止めの仮処分を申立てようと話し合っています。

〔5〕川内原発訴訟の現状

原発なくそう！九州川内訴訟　弁護団　共同代表
弁護士　森　雅　美

1　福島第一原発事故からやがて7年になろうとしています。事故の被害に対する記憶が薄れ、次第に風化していく中で、被災した人々の損害賠償請求に対する一連の判決や、特に運転差し止めに関する12月13日の広島高等裁判所の決定は、原告団や弁護団に大きな力を与えてくれました。

「原発なくそう！九州川内訴訟」は、2012年5月30日に第一次提訴以来、第10次までで原告総数2848人となっています。訴訟は、2017年度末までに被告九州電力および国の反論が行われ、原告は5月頃までにそれに対する再反論を出すことになっています。今年はいよいよ実質審理にはいることになります。

2　大きな反対の世論にもかかわらず、川内原発は、全国に先立って2015年8月11日に1号機が、同年10月15日に2号機が、再稼働されました。2016年に、原発の稼働に消極姿勢を打ち出した三反園訓氏が鹿児島県知事に当選し稼働停止の動きが期待されました。しかし知事は、公約どおり専門委員会を設置はしましたが、その姿勢は徐々に後退し、脱原発の力にはなりえない状況です。

3　訴訟での主張は、基準地震動、火災流（火山活動）の危険性、避難計画不備を柱としています。

⑴　基準地震動に関しては、各地の差し止め訴訟においても、新規制基準が福島第一原発事故の原因調査を踏まえたものではなく、地震の規模等につき評価が過小と主張していますが、各地の裁判所においてなかなか理解されるには至っていません。

⑵　火山活動に関しては、広島地裁や福岡高裁宮崎支部決定では「過去の最大規模の噴火がVEI7以上の破局的噴火であって、これにより火砕物密度流等の設計対応不可能な火山事象が当該発電用原子炉施設に到達したと考えられる火山が当該原子炉施設の地理的領域に存在する場合であっても、当該発電用原子炉施設の運用期間中にそのような噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、立地不適としなくても、原子炉規制法の趣旨に反するということはできない。」としました。

しかし、広島高裁は、逆の論理を採用しました。「火山ガイドは、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出された火山について、①将来の活動可能性を評価する際に用いた調査結果と必要に応じて実施する②地球物理学的及び③地球科学的調査の結果を基に、原子力発電所の運用期間（原則として40年、原子炉等規制法43条の3の32）中における検討対象火山の活動可能性を総合的に評価し、検討対象火山の活動の可能性が十分小さいかどうかを判断すべきものとしている。しかし、現時点の火山学の知見を前提とした場合に、上記①ないし③の調査により原子力発電所の上記運用期間中における検討対象火山の活動可能性が十分小さいかどうかを判断できると認めるに足りる証拠はない。」と述べたのです。

この論法からすれば、川内原発についても立地不可ということになります。

南九州にはこれまで破局的噴火をもたらしたカルデラが4つもあり、鬼界カルデラは7200年前に破局的噴火をしているところです。破局的噴火をすれば地域の生物、動植物を壊滅させてしまうもので、原発の問題とは別問題という論議があると思われます。しかし、破局的噴火だけであれば失われるものは甚大としても、地域の再生は長期的には可能といわれます。しかし、そこに原発があればもはや再生は不可能と考えられています。この点に関し、当弁護団でも丁寧に主張立証しているところであり、これに続く判断を期待したいと

ころです。

(3) 避難計画について

福岡高裁宮崎支部は、避難計画を規制の対象にしていないという政策は不合理ではなく、立法政策の問題であるとしました。

しかし、万が一の事故の際に備えて実効性ある避難計画なくして稼働を認めるというのは住民の生命、財産、身体の安全に対する著しい軽視というほかありません。

そもそも、一旦事故があれば住民の被ばくは避けられず、避難計画など無駄であるので必要ないと考えているのではないかとの懸念さえ抱かせるところです。

この点に関し、住民の安全を充分に守れる避難は、現実的に不可能と主張しているところです。

4 多くの国においては、チェルノブイリ、福島と続いた事故を契機に、脱原発に踏み切っています。日本において、何故そのようにならないのか不可思議です。

原発を推し進めようとする人々には、未来に対する展望や倫理観が欠如しているのではなかろうかと危惧するところです。

ともあれ、脱原発に向けて、裁判所の判断を動かしていかなければどうにもならないのであり、そのための知恵を生み出さなければなりません。

（アスベスト）

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み

大阪アスベスト弁護団
弁護士　伊　藤　明　子

1　関西建設アスベスト〔大阪・京都〕訴訟

⑴　建設アスベスト訴訟の意義と目標

アスベストに関する行政認定（労災認定、石綿救済法認定）の約半数は建築作業従事者の被害である。建設アスベスト被害は、労災認定だけでも毎年数百件、この10年間の行政認定件数は約1万件にものぼり、わが国最大の労働災害であるとともに、最悪のユーザー被害（欠陥商品被害＝公害）でもある。

かくも被害が拡大した根本的な原因は、建材企業と国にある。すなわち、ニチアスやA&Aマテリアル（旧浅野スレート、旧朝日石綿）、太平洋セメント、ノザワなどの建材企業は、意図的にアスベストの危険性を隠しながら、長期に亘って大量の石綿建材を製造・販売し続けた。一方、国は、建築作業従事者の命や健康を守るための規制は行わないまま、建築基準法で不燃材・耐火構造に指定するなど、建材企業と一体となって石綿建材の普及促進を図った。もとより労働者に対する安全配慮義務を怠った使用者（ゼネコンなど）にも責任があるが、現場特定の困難等からその法的責任を追及できるケースは極めて限定される。また、建築現場では、労働者と同じ石綿ばく露実態がありながら、労働者性が認められない被害者（いわゆる「一人親方」）も多い。

建設アスベスト訴訟は、こうした一人親方の救済も含めた「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止策を最終的な目標としている。建材企業と国の法的責任を明確にすることは、全てのアスベスト被害の救済にとっても、今後のアスベスト対策（最重要課題は建物解体改修時の飛散防止）にとっても、決定的に重要である。

⑵　2016年1月の連続勝訴判決

ア　大阪1陣訴訟・大阪地裁判決

2011年7月に提訴した関西建設アスベスト大阪1陣訴訟（被害者数19名）は、2015年5月26日に結審し、2016年1月22日、大阪地方裁判所第16民事部（森木田邦裕裁判長）は、三度国の責任を認める判決を言い渡した。

同判決は、東京地裁判決、福岡地裁判決に続き、労働者との関係で防じんマスク着用及び警告表示・掲示に関する国の規制権限不行使の違法を認めると共に（屋内作業に関する規制の違法時期は福岡地裁と同じ1975年以降と認定）、石綿の製造使用禁止が遅れた違法を初めて認めた（実際の原則禁止は2004年だが、青石綿・茶石綿の製造等を禁止した1995年時点で白石綿も禁止すべきだったと認定）。

一方、一人親方については、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして国の責任を認めず、建材企業に対する責任も否定した。

イ　京都1陣訴訟・京都地裁判決

大阪訴訟とほぼ同時期（2011年6月）に提訴し、結審（2015年6月1日）した京都1陣訴訟の判決日は、大阪地裁判決の1週間後である2016年1月29日に指定された。

同日、京都地方裁判所第4民事部（比嘉一美裁判長）は、関西建設アスベスト京都訴訟（被害者数26名）において、初めて建材企業の責任を認め、国に対しては原告4連勝となる判決を言い渡した。

大阪訴訟・京都訴訟では、東京・横浜に比べて被害者数が少ないこともあり、それまでの3判決（横浜・東京・福岡）を克服すべく、建材別シェアを

基礎にした被害者ごとの主要原因建材・企業の特定等、新たな突っ込んだ主張・立証を行ってきた。京都地裁はこれを正面から受け止め、主要な石綿建材企業9社について、被害者22名との関係で共同不法行為責任を肯定した。利益追求のため危険性を隠蔽して、石綿建材の製造・販売を継続した建材企業の加害責任に真摯に向き合ったもので、画期的な判断である。

国の責任についても、違法時期を先行判決より1～2年早く認め（吹付作業に関する規制の違法時期は1972年以降、屋内作業に関する規制の違法時期は1974年以降）、屋内作業対策として、防じんマスク着用及び警告表示・掲示に加えて、集じん機付電動工具に関する違法も認めた。また、屋外作業対策についても初めて違法を認めた（違法時期は2002年以降、違法事由は屋内作業対策と同様）。

同判決も、いわゆる「一人親方」に対する国の責任は否定したが、立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題である旨判示した。

⑶ 神奈川W判決とその意義

2017年10月24日の神奈川2陣訴・横浜地裁判決、同年10月27日の神奈川1陣訴訟・東京高裁判決は、国の責任を6連続、7連続で認め、両判決とも建材企業の責任を認めた（詳細は「首都圏建設アスベスト訴訟の報告」に譲る）。

とりわけ、建設アスベスト訴訟では初めてとなる控訴審判決で、国と建材企業の責任が認められた意義は絶大である。もはや国の責任を認める司法判断を揺るぎなきまでに確立し、建材企業の責任を認める大きな流れができた。建材企業の責任を認める判決は、一人親方救済の方向性をも示している。

神奈川1陣訴訟の結審後、京都判決後も被害者との面談すら頑なに拒否してきた業界最大手の1つ、太平洋セメントが交渉に応じるという大きな変化が見られた。首都圏での連日の宣伝行動や大規模な申し入れ行動、関西をはじめ北海道、九州での首都圏のたたかいに呼応した要請・抗議行動など、全国的な運動を粘り強く展開した成果と考えたい。

太平洋セメントに限らず、シェアの大きな建材企業はもはや無傷で逃げ切ることはできなくなった。W判決後の交渉でも、「国から働きかけがあれば応分の負担を検討せざるを得ない」と回答する企業が増加した。多くの新聞社説が国と建材企業による基金制度の創設を求め、国会議員の賛同も半数近くに達するなど（2018年2月現在、351名、49.6％）、建設アスベスト被害の早期解決を求める世論は益々高まっている。

⑷ 建設アスベスト訴訟の全国的なたたかいと関西（大阪・京都）訴訟の課題

2018年3月14日には、2つ目の控訴審判決となる東京1陣訴訟・東京高裁判決が予定されている。

その前後、同年2月9日には、京都1陣訴訟・大阪高裁（大阪高裁第4民事部）が、同年3月22日には、大阪1陣訴訟・大阪高裁（大阪高裁第3民事部）が結審し、遅くとも年内に2つの大阪高裁判決が出る見込みである。大阪地裁、京都地裁での各2陣訴訟も順次追加提訴を行い、2018年2月現在、被害者単位ではいずれも16名となっている。

この間、当弁護団では、民法学者の協力を得ながら全国の弁護団と共に共同不法行為論の研究を行いつつ、シェア資料や設計図面等をはじめとする証拠を多数収集し、建材企業の責任を丁寧に主張立証してきた。大阪1陣訴訟では建築士の証人尋問を行い、石綿建材が多用された場所、頻度、種類、メーカーなどを具体的に明らかにした。また、国の責任に関しても、製造等禁止に関して新たな主張立証を展開している。

神奈川2陣訴訟・東京高裁判決は、国・建材企業の責任を認めた画期的判決であるが、いずれの責任も違法始期が遅く、違法期間、違法事由が限定的であること、一人親方に対する国の責任が否定されたこと等、克服すべき課題も多い。関西（大阪・京都）訴訟は、先行する東京高裁判決に二の矢、三の矢を放つだけでなく、最終的な解決を見据えながら、時期・水準の両面で前進させる2つの大阪高裁判決を獲得する役割を担っている。

2008年5月に東京・横浜で提起された建設アスベスト訴訟は、全国6地域（北海道、東京、横浜、京都、大阪、九州）でそれぞれ1陣訴訟・2陣訴訟が係属している（九州は2018年2月26日に2陣訴訟を提起）。2018年1月現在、被害者689名のうち既に477名（69％）が亡くなっており、1日も早い解決が望まれる。神奈川W判決によって、全面解決に向けた客観的情勢が大きく前進した今こそ、裁判において建材企業と国

の責任をさらに追及しつつ、全国的なたたかいの中で政治による早期解決を求めていきたい。

2　大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

⑴　厚労省による個別通知

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。

しかし、その周知は公務所でのポスター掲示等しかなされず、最高裁判決後の提訴者は2017年8月末時点で179名、和解した人は84名（被害者単位）に止まっている状況であった。当弁護団で、地元の原告・支援者、全国的な被害者団体などと共に、厚労省本省や各地の労働局等に対して、国が作成しているリーフレットを労災認定や管理区分決定を受けた被害者に個別送付するよう再三要請してきたところ、厚労省は、いわゆる泉南型国賠の対象可能性のある元労働者・遺族約2300名にリーフレットを個別送付することを発表した。国が国賠訴訟を促す文書を被害者に送るのは極めて異例であり、画期的な成果である。

泉南最高裁判決から3年を迎えた2017年10月3日、第1弾として労災認定者ら756名にリーフレットが送付された。この機会に合わせて、10月4日・5日の2日間、「アスベスト被害全国ホットライン」を実施したところ、全国6ポイントで受けた相談件数は約550件に上った。個別通知を受け取った方からの相談は、同月末時点で全国で少なくとも250件程度が確認されている。やはりというべきか、泉南やクボタの被害者が多く、大手企業では一定の補償を行っているケースが少なくないことなどが明らかになってきた。今後、全国で個別通知を機に1人でも多くの被害者が救済されることを期待したい。

ただ、最高裁判決後少なくとも54人について除斥期間が経過したと報道されており、国の通知が遅れたことによる新たな不作為責任という看過できない問題も生じている。国には、今回限りではなく継続的な周知徹底を求めていくつもりである。

ちなみに、泉南地域では3陣訴訟として2018年2月時点で被害者41名が提訴し、31名が和解済である。1陣26名・2陣33名と合わせて裁判で救済される被害者はまもなく100名を超える。引き続き地元の原告・支援者とも連携して3陣訴訟の被害者を掘り起こし、最後の1人まで救済を図る所存である。

⑵　原一男監督『ニッポン国vs泉南石綿村』

原一男監督によるドキュメンタリー映画『ニッポン国vs泉南石綿村』が完成した。2018年2月の泉南での先行上映では1週間で地元を中心に800人余が鑑賞した。2017年の山形国際ドキュメンタリー映画祭市民賞、釜山国際映画祭最優秀ドキュメンタリー賞、東京フィルメックス観客賞を受賞し、泉南アスベスト国賠訴訟の8年半のたたかい、100年の被害とは何であったかを描き切った作品として高く評価されている。同年3月以降、全国約30カ所で劇場公開され、海外での上映も企画されている。

泉南アスベスト国賠訴訟の「原告団」と地元の支援団体「泉南地域の石綿被害と市民の会」は、2015年6月、新たに「泉南アスベストの会」を結成して、3陣訴訟の被害者掘り起こしや建設アスベスト訴訟の支援をはじめ、全国的な公害・じん肺・石綿被害者団体、韓国等との交流、石綿救済法見直しに関する要請など引き続き精力的に活動している。

泉南アスベスト国賠訴訟では1971年以降就労の労働者や家族・近隣曝露の被害者に対する国の責任が否定された。これらの救済は、建設アスベスト訴訟の解決や石綿救済法の抜本的改正の中で見直されるべき大きな政治的課題でもある。

3　アスベスト被害救済訴訟の概況

2017年も企業責任を前提とした訴訟上和解がいくつか報道されたが、多くは守秘義務条項があるため詳細は不明である。判決に至るケースは少なく、訴訟外の交渉において解決しているケース、代理人が就く以前に企業が一定の補償をしているケースが相当数あることが予想される。企業責任を認める傾向は今後も続くと考えられるが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題もある。

前記2の厚労省の個別通知の効果もあり、いわゆる泉南型国賠が全国各地で提訴され、石綿紡織工場や石

綿建材製造工場の従業員だけでなく、出入りのモーター点検業務、運送業者や守衛などの被害も救済されている。この間、肺がん・中皮腫の遅延損害金の起算点、症状悪化の場合の差額請求、企業賠償金の充当方法等、これまで十分意識していなかった論点が浮かび上がってきた。国賠対象となる局所排気装置を設置すべき作業の範囲等を含めて、できる限り救済を広げる方向で新たな問題点に取り組みたい。なお、管理2・非合併で提訴した泉南型国賠訴訟で、国から除斥期間の経過を主張された事件につき、同じ管理区分内で肺機能障害「無し」から「有り」に変更した時点が異質な損害発生時（起算点）であるとして争ったが、2018年1月19日大阪地裁で原告敗訴の判決が言い渡された。

この他、びまん性胸膜肥厚と誤嚥による死亡との因果関係を認めて労災不認定を取り消した判決（2017年7月19日大阪地裁判決）など、行政訴訟でも救済が図られた事例がある一方、石綿肺がんの労災不認定問題（2012年認定基準の合理性を争った2018年1月30日横浜地裁判決は原告敗訴した模様）、学校教員の中皮腫労災・公災不認定問題（2016年11月に名古屋地裁が原告敗訴判決を言い渡した事件については、2018年4月11日名古屋高裁判決が予定されている）、阪神・淡路大震災のがれき処理で中皮腫を発症した明石市職員の公災不認定問題（2018年1月15日に神戸地裁に提訴）など、行政による認定基準の恣意的運用が救済を大きく阻んでいる実態を見直させる取り組みを強める必要がある。

4　全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けた全国的なたたかいを

2017年6月、『NHKクローズアップ現代+』で、公営住宅の吹付石綿を吸って中皮腫を発症したという衝撃的な報道がなされた。全国2万2000戸の公営住宅で石綿が使用されており、被害者団体が実施した「建物アスベスト被害ホットライン」には数万コールの相談が寄せられたという。多くの人がアスベストの危険を身近に感じたことだろう。

2018年1月には東京高裁・地裁で再び石綿飛散事故が発生した（東京高裁では2015年12月にも石綿飛散事故が発生）。解体・改修、除去工事現場での石綿飛散事故は後を絶たず、ずさんな対応が繰り返されている。新たな石綿ばく露による将来の被害発生が懸念される。

建物の解体・改修、除去時の石綿飛散は、建築作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が急務である。

世界疾病負荷（GDB）のデータベースに基づくWHOの最新の推計によれば、2016年の石綿ばく露推計死亡数は世界で約22万名、日本では約1万6600名と報告されている。現時点においても、労災認定にすら至らない数多くの暗数の存在が推認され、日本の石綿使用量からすれば、今後も被害者が増加することは確実である。

2017年には、長年、じん肺・アスベスト問題の救済に心血を注いでこられた海老原勇医師、山下登司夫弁護士が急逝され、泉南の運動を率いて下さった半田秀男名誉教授も他界された。私たちは、志半ばで斃れた多くの原告・被害者はもちろん、一緒にたたかってきた先達や仲間の遺志を心に刻みつつ、今後も多くの方々の知恵と力を結集して、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

〔2〕尼崎におけるアスベスト被害の救済

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　和　田　信　也

1　尼崎アスベスト弁護団では、現在、①被害者の相談、②クボタに対する救済金請求交渉、③公害健康被害補償不服審査会への審査請求、④労災申請、⑤泉南アスベスト最高裁判決に基づく国家賠償請求訴訟を行っています。このうち、本年になって新たに取り組み始めた③及び⑤について説明します。

2　ご存知のとおり、クボタは、一定の要件のもとで、「救済金」を支払うとの救済金制度を設けております。そのため、クボタに対する救済金請求の相談が寄せられています。

ところで、クボタは、その要件の一つとして、環境再生保全機構において、石綿関連疾患の認定を受けていることを定めておりますが、近時、立て続けに、環境再生保全機構が認定しなかった事例に接しました。

申請疾病はいずれも中皮腫です。ご存知のとおり、中皮腫は、診断が難しい疾病とされており、専門医の間でも見解が分かれることがあります。まして、専門医でない医師の場合には、その診断が適切に行われたのか、疑問が生じる事例もありえます。

現在取り組んでいる事例は、中皮腫との診断が出ているにもかかわらず、その診断が病理学組織診断の結果と必ずしも整合しておらず、画像所見も典型的な中皮腫のものとは異なるとして、申請が棄却された事例での審査請求です。

クボタの旧神崎工場から600メートルのところで32年も在住していた方で、アスベスト曝露は明らかです。環境再生保全機構も、申請者に悪性腫瘍があることは認めております。ところが、中皮腫とは認められない上、肺がんを発症する程度の曝露はないとして、申請を棄却したのでした。

不幸にして、被害者はお亡くなりになり、現在は、遺族である娘2人が引き継いで、審査請求をしています。遺族は、母が中皮腫で亡くなったと思っていたところ、中皮腫ではないとの判断に驚き、では、母は何が原因で亡くなったのかを明らかにしたいとの思いから審査請求に踏み切りました。

現在、医師の協力を得て、再度の病理組織検査を行い、複数の医師に診断してもらった意見書を証拠として、提出する予定です。

環境再生保全機構は、病理組織診断や放射線画像所見などのみに依拠し、申請者の居住実態などに目を向けていません。中皮腫か否かを判断する環境再生保全機構の現在の審査方法には問題があると言わざるを得ません。

この事例は、お亡くなりになった方の検体が残っていたため、再鑑定による医師の意見書の作成が可能で、審査請求をするに至りましたが、他の事例では、既に葬儀も済ませて検体が全く残っておらず、審査請求自体を断念せざるを得ない事例もありました。

中皮腫はアスベスト被害の端的な証拠であるにもかかわらず、中皮腫の診断自体がなされないことは大変問題です。審査請求を行うことで、環境再生保全機構の認定の在り方を改めさせていきたいと考えています。

3　いわゆる泉南アスベスト最高裁判決を受けて、国は、一定の要件の下で、被害者と和解をするとしています。しかし、実際の運用では、被害者の完全救済はまだまだであると実感させられます。

現在提訴している被害者は、昭和32～34年の間、佐賀県鳥栖市にあった旧日本エタニットパイプの鳥栖工場において、石綿セメント管の製造に従事していた元労働者で、びまん性胸膜肥厚で労災認定を受けています。

泉南アスベスト最高裁判決によれば、当然、和解対象となるべきですが、実際には、国は様々な注文

を付けてきます。曰く、「原告が作業していた石綿工場建屋の各作業工程…の配置状況（各作業工程が行われていた場所同士の距離や位置関係のほか、仕切りの有無等を含む。）を明らかにした上で、原告が担当していた…作業…のそれぞれについて、作業頻度（当該作業を毎日行っていたのか、一定の間隔を空けて行っていたのか）や作業時間（当該作業を行うのにどのくらいの時間を要したのか）等を明らかにされたい」と述べ、何十年も前の作業状況や工場の状況を具体的に明らかにするよう求めてきます。

しかし、国自身が、労災認定をしておきながら、訴訟になると一転して、これを認めず、何十年も前の曝露状況の具体的な立証を求める国の主張からは、被害者を救済しようとする態度が全くうかがえません。泉南アスベスト最高裁判決を骨抜きにしないためにも、こうした国の対応を改めさせるよう、和解交渉を通じて、国に求めていきます。

〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告

～首都圏での勝利判決をめざして～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
弁護士　森　孝博

1　建設アスベスト訴訟の概要

建設アスベスト訴訟は、石綿被害が建築業に集中的に現われているという状況のなかで、元建築作業従事者とその遺族が、「謝れ、償え、なくせアスベスト被害」を合言葉に立ち上がり、石綿建材の製造・販売メーカーと国の責任を追及し、甚大な被害を救済させるため、全国各地で提起してたたかっている。現在、1最高裁、6高裁、4地裁に係属し、被災者訴訟である原告数は合計689名である。

【全国建設アスベスト訴訟の概要】

① 首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟
（2012年12月5日東京地裁判決、東京高裁第10民事部に係属）

② 首都圏建設アスベスト神奈川第1陣訴訟
（2012年5月25日横浜地裁判決、2017年10月27日東京高裁判決、最高裁に係属）

③ 九州建設アスベスト訴訟
（2014年11月7日福岡地裁判決、福岡高裁に係属）

④ 関西建設アスベスト大阪第1陣訴訟
（2016年1月22日大阪地裁判決、大阪高裁第3民事部に係属）

⑤ 関西建設アスベスト京都第1陣訴訟
（2016年1月29日京都地裁判決、大阪高裁第4民事部に係属）

⑥ 北海道建設アスベスト第1陣訴訟
（2017年2月14日札幌地裁判決、札幌高裁に係属）

⑦ 首都圏建設アスベスト東京第2陣訴訟
（東京地裁に係属）

⑧ 首都圏建設アスベスト神奈川第2陣訴訟
（2017年10月14日横浜地裁判決、東京高裁に係属）

⑨ 関西建設アスベスト大阪第2陣訴訟
（大阪地裁に係属）

⑩ 関西建設アスベスト京都第2陣訴訟
（京都地裁に係属）

⑪ 北海道建設アスベスト第2陣訴訟
（札幌地裁に係属）

2　建設アスベスト訴訟の到達点

⑴　国の責任

このような全国各地での裁判のたたかいのなかで、下記表のとおり、東京地裁、福岡地裁、大阪地裁、京都地裁、札幌地裁、横浜地裁（神奈川第２陣訴訟）が国の責任（規制権限不行使の違法）を認めた。そして、2017年10月27日、東京高裁第５民事部が、唯一国の責任を否定した神奈川第１陣訴訟横浜地裁判決（2012年５月25日）を取り消し、国の責任を認める初の高裁判決を言い渡した。現在、国は建設アスベスト訴訟において７連敗であり、もはや国の責任を認める司法の判断は揺るぎないものとなっている。

【各判決の比較】

		東京地裁 12.12.5	福岡地裁 14.11.7	大阪地裁 16.1.22	京都地裁 16.1.29	札幌地裁 17.2.14	横浜地裁 17.10.24	東京高裁 17.10.27
国	【規制権限不行使】							
	①防じんマスクの着用	○	○	○	○	○	○	○
	②警告表示（安衛法57条）	○	○	○	○	○	○	○
	③建築現場の掲示	×	○	○	○	○	○	○
	④集じん機付電動工具	×	×	×	○	×	×	×
	⑤製造禁止	×	×	○	×	×	×	×
	【違法性が問われる時期】							
	①吹付け作業の危険性	1974年	—	—	1972年	—	—	—
	②①以外の屋内作業の危険性	1981年	1975年	1975年	1974年	1981年	1976年	1981年
	③屋外作業の危険性	×	×	×	2002年	—	—	×
	④間接曝露の危険性	1992年	1975年	1975年	1974年	—	—	—
	【5%以下の違法】							
	①吹付け作業	○	—	—	○	—	—	×
	②①以外の全ての作業	×	○	○	○	—	—	×
	【一人親方】	×	×	×	×	×	×	×
企業	【過　失】							
	①石綿不使用義務違反	×	×	×	×	×	×	×
	②警告表示義務違反	○	×	×	○	×	○	○
	【因果関係】							
	①共同不法行為（719条）	×	×	×	○	×	○	○
	②個別責任（709条）	—	—	—	○	—	—	○

しかも、基本的には国の違法事由、違法期間が拡大され、一層厳しく断罪されている。とくに、あらゆる違法事由（防じんマスク、警告表示・掲示、集じん機付電動工具、製造禁止）が認められ、石綿工場での違法事由（局所排気装置）を含めると、国が行ってきた石綿粉じん曝露防止対策の怠慢さが明らかにされたことが重要である。それとともに、大阪地裁判決が、1995（平成７）年時点以降ではあるが、製造禁止の規制権限不行使の違法を認めたことも極めて重大である。つまり、少なくとも製造禁止が約10年遅れたことにより、石綿（建材）の使用量が増大し、被害が拡大しているのである。しかも、建築作業従事者は、石綿建材の使用（加工）時のみならず、将来の解体・改修時にも曝露するので、製造禁止措置の遅れは重大である。

⑵　企業の責任

東京地裁判決では、メーカーらの注意義務違反は認めたものの、疾患の原因となった石綿建材および製造・販売企業の特定ができず、加害行為と被害発生の因果関係が認められないことを理由に、メーカーらの賠償責任を認めなかった。その後、福岡地裁、大阪地裁、札幌地裁でも同様にメーカーらの責任を否定する判決が続いていた。

しかし、京都地裁判決で、初めてシェア10％以上の企業９社の共同不法行為責任（警告表示義務違反）の成立が認められた。続く2017年10月24日の横浜地裁（神奈川第２陣訴訟）でも企業の責任が認められ、そして、建設アスベスト訴訟における初の高裁判断となった2017年10月27日の東京高裁判決でも、企業の責任が認められた。

このように、国の責任とともに建設アスベスト被害に対する企業の責任も認める司法判断が大きな流れとなりつつある。

3　建設アスベスト訴訟の首都圏での勝利に向けて

⑴　建設アスベスト訴訟の原告689名（患者単位）のうち477名（69％）が解決を見ずにお亡くなりになった。とりわけ最大の被害者を擁する東京第１陣訴訟では、308名のうち、提訴前に既に136名が亡くなっており、提訴後９年余りのたたかいの中

で更に98名が命を落とした。死亡者は308名中234名（76%）にも及んでおり、原告らの「生命あるうちの解決を」の声は極めて切実である。

そして、本年3月14日に全国で2番目の高裁判決となる東京第1陣訴訟の東京高裁判決が言い渡される予定である。また、関西建設アスベスト京都第1陣訴訟、同大阪第1陣訴訟も、それぞれ本年2月9日、3月22日に大阪高裁で結審を迎える予定であり、年内に判決となる可能性が高い。

⑵　泉南国賠訴訟最高裁判決とそれに続く建設アスベスト訴訟の各地裁判決、さらに東京高裁判決により、建設アスベスト被害における国の法的責任は一層明確となり、不動のものとなったといえる。また、京都地裁判決に続き、横浜地裁判決、東京高裁判決でも、被告メーカーの共同不法行為責任が認められ、大きな勇気と確信がもたらされた。このような、建設アスベスト訴訟の流れに確信をもち、これらの判決を武器に、さらなる大きな運動を構築していけば、「建設石綿被害者補償基金」制度の創設をはじめ全面解決に向けて大きな前進を勝ち取ることができると確信している。これから出される判決も武器にさらなる大きな運動を構築し、建設アスベスト問題をこれまで以上に「政治問題化」し、「建設石綿被害者補償基金制度」を創設させ、建設アスベスト問題の全面解決を勝ち取るつもりである。

皆さまには、これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。

（大気汚染）

〔1〕川崎公害裁判報告

川崎公害裁判弁護団　事務局長
弁護士　　篠　原　義　仁

和解解決後、年１回をメドに国交省関東地方整備局等との間で開催されている「道路連絡会」も、2017年11月22日開催で第23回を数えるに至った。そこで、そこでの協議内容を以下のとおり報告する。

１　川崎南部地域の大気汚染状況

この間、原被告双方の関係者の協力で、沿道環境改善は着実に進み、そして、この間の単体対策（自動車）の前進もあって、昨年度の大気汚染状況の報告では、NO_2、SPMとも環境基準を達成するところとなった。しかし、他年度にあっては、その年々の気象状況によってNO_2やSPMの未達成局も発生し、ましてや、NO_2の環境基準は改悪された環境基準の上限値との比較であり、下限値の達成問題、川崎市独自の環境目標値（旧環境基準と同一）の達成問題については、未だひきつづく課題となっている。

また、新たに環境基準が設定されたPM2.5については、単年度だけでなく長期にわたってその達成状況を監視してゆかなければならず、より一層の環境改善が望まれるところとなっている。すなわち、この間の長年にわたる環境改善対策の結果、それは、運動の成果として一定の改善が図られていることは事実であるが、ひきつづきの取り組みが必須となっている。

２　国道15号（いわゆる京浜第一国道）の環境改善

当事者双方の同意に基づいて植栽された高木、中木、低木についていうと、低木の活着率の悪さが目立ち、その補植、除草、清掃がその課題となっている。

また、高木、中木についても、より多くの補植（植栽）が必要となっている。とりわけ、川崎市側からみての横浜寄り及び東京寄りの区間は、手がつかず未整備で、その区間での高木、中木の植栽と自転車通行帯の整備がきわめて重要となっている。これについては、昨年度中に２回にわたる合同現地調査が実施され、その具体化が当事者双方の共通の認識となり、他方、自転車のネットワーク化は国の法整備にともなって、地方自治体としてもその整備が要求されていて、国道15号の関係でも、JR・京急線の八丁畷駅から国道15号に至る市道でもその検討が開始され、これと結合しての自転車ネットワーク化が急がれている。

３　国道１号（いわゆる京浜第二国道）の環境改善

車道を上下一車線削減して、歩道・自転車道を創設する課題については、たびたび報告してきたところであるが、現在は、国交省として遠藤町から都町に至るまでの約１キロにわたる区間について、前記整備に先立つ地下埋設物（ガス管、水道管等）の移設について、県警と川崎市及び関係事業者との間で時間をかけての調整を継続中で、とりわけ、一車線削減に伴う交通規制に係る諸設備・構築物の移設等につき、現在は関東地方整備局と県警との間で最終の調整に入っている段階となっている。

県警との関係では、年末の12月８日の会議、そして２月時点での２回目の会議を経て、そのメドが立った段階で全体の事業計画に係る地元説明会を、国交省と原告側（地元住民組織を含む）との共催形式で開催する予定となっている。

また、この事業展開に合わせて、原告側は、国道15号と同様に国道１号の道路沿道にも、川崎公害裁判の

成果として国道１号の環境改善事業が実施されていることについて、そのことを説明する記念碑を設立するよう求め、現在交渉中となっている。

他方、国交省として複数の自排局を新設するという当初約束について（1局は、川崎区旭町に設置ずみ）、原告側は、川崎市幸区の尻手交差点に設定するよう求め、1年前には、その地点での合同現地調査を実施したが、まだその実現を見ていない。

この自排局の増設の課題は、この１年での実現をめざして奮闘してゆくことが必要となっている。

４　環境ロードプライシング

首都高速道路公団（旧）は、高速料金改訂で環境改善は、図れるとして、原告側の要求する高速横羽線と高速湾岸線間の料金格差の導入＝ロードプライシングの実施につき拒否しつづけている。

高速料金の改訂は、全国一律でこれを行い、スムーズな高速道路の利用を図ろうとするもので、原告側が要求する大気汚染激じん地域での環境改善をめざす、環境ロードプライシングとは本質的に異なるものとなっている。

高速料金の改訂の結果としての道路交通量（大型車）は、距離別料金制（平成24年導入）、対距離料金制（平成28年導入）の結果として、大型車の非住居地域を走る高速湾岸線の走行台数の大幅の伸びを示す一方で、住民地域を走行する高速横羽線（2階建構造でその下を産業道路が走る）についても、微増の走行台数となっている。これについて、旧公団は、「大型車の断面交通量の分担率は湾岸線は24%増え、横羽線は3%減」と説明するものの、その実態としての実走行台数は、全く減っておらず、すなわち環境改善には役立っていないことが、2016年報告、2017年報告でも明らかとなった。

そうだとすると、将来的に安定的に住居地域での大型車の走行台数を減らすためには、原告側の提案する、高速湾岸線と高速横羽線の環境ロードプライシングの導入しかないことが、ますます明らかとなった。今年度の取組み目標は、ここに照準をあてて追求してゆくことが重要となっている。

なお、高速湾岸線と用地を接してコンビナート地域を走っている片側3車線の国道357号線（原告側は、非住民地域でのこの一般道・国道の建設には反対していない）についていうと、東京側と横浜側は、基本的に完成し、川崎地域とその接続地域のみが未完成となっている。

これについては、昨年度報告でも触れたが、その進捗は遅く、2017年度（平成28年1月20日発注）においては、仮称「国道357号多摩川トンネル」に関連してその環境調査、トンネル予備設計、道路予備設計業務が実施されている段階で、その実現、完成までには、まだまだ時間を要するところとなっている。

国道357号線は、高速湾岸線なみの道路幅を有する一般道で走行は無料であり、その意味では、原告側の表現では「窮極のロードプライシング」となっている。従って、その早期実現をめざす取り組みはますます緊要となっている。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団
弁護士　　村　松　昭　夫

１　公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月、国、旧阪神高速道路公団との間で和解解決し、その後現在まで、国交省近畿地建及び阪神高速道路株式会社と道路公害根絶に向けた「道路連絡会」を継続的に行ってきている。

西淀川区の大気汚染は以前のような危機的な状況ではないものの、引き続き汚染が続いており、今後も、大気汚染のメカニズムの解明とともに、大型車規制や交通量削減などの公害根絶に向けた取り組みが求められている。

2　第21回道路連絡会について

2018年2月21日に準備会を行い、3月27日に第21回道路連絡会を開催する予定である。また、2015年10月からは、国交省との間で自由な意見交換を目的にした「道路連絡会ワーキング」を開催し、国道43号線から湾岸線への大型車の移行の促進、PM2.5を中心とした大気汚染対策、歌島交差点問題などに関して意見交換を行ってきている。

原告団及び弁護団は、この間の上記の「道路連絡会ワーキング」の議論や様々な調査結果とその分析結果を道路連絡会の議論に反映させ、国道43号の大幅な大型車削減に向けた取り組み、とりわけ、削減目標を設定しての削減の取り組みを求め、NO_2も0.04以下を目指す方向での意見交換を行う予定である。

3　今後の課題

今後も、国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていることを訴え続けることが必要である。なお、未認定の公害被害者の救済に向けて公害患者会、民医連、労働組合等によって結成された「あおぞらプロジェクトIN大阪」は一定の役割を果たしたことを確認して解散したが、未認定患者救済の課題も引き続き追及していきたい。

〔3〕東京大気のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士　原　希世巳

1　「東京都ぜん息医療費助成制度」をめぐって

東京都のぜん息医療費助成制度は本年4月1日から月6000円までの自己負担が導入される。私たちはこの制度改定に向けて継続的に東京都福祉保健局と、自己負担額の相当性検証のための医療費総負担額の掌握方法や、患者・医療機関に対する制度改定の周知等のための交渉をしてきた。

東京患者会の会員の多くは毎月のぜん息医療費の助成金額はおおむね5000円台である。東京・川崎以外の患者の医療費の月平均が7453円（2015年全国患者会アンケート）であることを見れば東京都の助成制度の効果は歴然である。東京の多くの患者は医療費無料化により症状は安定し、かつてのような重責発作による緊急治療も激減した。

しかし、他方6000円まで自己負担となると、認定患者にとって制度のメリットが実感できなくなるため、認定の更新をしない患者が増えていくおそれがあることも確かである。私たちとしては国に対する医療費助成制度の創設の課題を急ぐとともに、認定患者を継続させていくための周知・宣伝活動に力を注いでいる。

2　国に対する医療費助成制度創設を求める運動

⑴　国会対策

東京患者会は全国患者会とともに、国の医療費助成制度を求める運動を最大の課題として取り組んできた。

請願署名については東京土建の1.5万筆とは別に8.2万筆を集めた。目標の10万筆にはあと1歩である。

全国では15万筆ほどとなっており、この通常国会には提出することとなろう。

しかし署名運動だけで突破できる状況ではないことも明らかである。この課題のために本気で国会の状況を変えていくことを目指した国会議員をどれだけ組織できるかという点が一つの勝負である。

東京患者会では国会対策チームを作って、本格的に国会議員への働きかけを強めることとし、これまで自民党議員を中心に10数名の議員・政策秘書と懇談等を繰り返している。また繰り返し国会議員要請に足を運ぶ患者たちの姿を見て、与党議員の対応にも相当の変化が現れている。何とか近いうちに議連結成の動きを作っていきたい。

⑵ 埼玉、横浜、そして千葉へ

国会対策チームの活動は思わぬ方向に大きな動きを生み出している。患者が埼玉県選出の某自民党議員に何度か足を運ぶ内に、埼玉県議会の自民党議員を紹介され、昨年10月には県議会で、国に医療費救済制度の創設を求める決議が採択された（その県議は元都内在住で小児喘息の既往があり「皆さんのつらさはよく分かります」と言っていたとのことである）。

同旨の決議は平成23年と25年に東京都議会で採択され、また平成25年には名古屋の河村市長が要請書を公表しているが、今回の埼玉での決議は大いに注目された。これをきっかけに川崎の患者会がこれまで接触を続けてきた横浜市議会の自民県議団でも、決議採択の動きが高まっている。

更には埼玉県議会決議が大きなきっかけとなり、千葉でも公害患者会を作って自治体への働きかけを進めようとの動きが始まった。千葉あおぞら連絡会の諸氏と千葉県在住の3人の東京患者会員が中心になって、県内の公害患者を組織していく動きが進み、1月18日には「新千葉患者会」の結成総会が行われた。私もそこに呼ばれて30分ほどの講演をしたが、まことに熱気あふれるスタートとなった。早速新患者会は千葉県議会に対する働きかけを始めている。

3 道路公害対策を求めるたたかい

⑴ 道路連絡会・準備会

2017年度は次のように道路連絡会、準備会を行った。

2017. 2. 8　第 9回道路連絡会
7. 4　第15回道路準備会
11. 28　第16回道路準備会
2018. 2. 14　第10回道路連絡会

また9月13日には道路緑化問題に関して東京都公園緑地部と交渉を行った。

⑵ 自転車走行空間整備

私たちはこれまで自動車優先の都市政策・道路政策が自動車排ガス公害を激化させた要因であることから、これを克服する一つの方策として自転車走行空間の整備を要求し、東京大気裁判の和解条項では国と東京都に自転車走行空間の整備に努力する旨約束させている。

そして2016年12月の自転車活用推進法の成立も大きな力となり、2017年12月時点で、都内で自転車ネットワーク計画を策定した自治体は10区市(各区のHPで公開されている)、この1～2年以内に計画を策定する予定の区市をいれると、その数は26区市に及ぶ。この間の道路連絡会等では国も都も区市のネットワーク計画に対しては全面的に協力していくことを言明している。今後、区市とも連携して国道・都道の幹線道路を軸に広域的な自転車走行空間ネットワークを形成させていくことを追求したい。

⑶ PN（Particulate Number）規制の実現に向けて

PN規制とは、これまでのPM規制は10 μ（10000nmナノメーター）以下の排出粒子の重さを規制するものであるため、PM2.5やナノ粒子による大気汚染を改善することができないことから、これを克服するために自動車から排出されるPMの個数を規制しようとするものである。

欧州では2014年9月から実施され、23nm以上の排出粒子の個数を6兆個/km以下とすることとされた。そして2017年9月からは6000億個/km以下に強化され、更に今後規制対象粒子を10nm以上に拡大することが検討されている。

これに対して日本では今ようやく環境省の専門委員会で検討が開始されたばかりであり、国民には全く知らされていないのが実情である。道路連絡会での追及に対しても環境省は「様々な検査が必要」などと国内でこれを実施するまで相当の期間を要するかのような対応である。しかし日本のメーカーは現

に大量の車を欧州に輸出しているのであり、国内でPN規制を実施することに大きな障害はないはずである。早期実施を求めてゆきたい。

⑷　電気自動車など超低公害車の普及を

昨年2017年は世界各国の政府が目標を決めて、競うように電気自動車（EV）などの低公害車の普及を宣言した年だった。6月にはインドが「2030年までにすべての販売車両をEVに限定する」、7月にはイギリスとフランスが「2040年までにガソリン・ディーゼル車の販売を禁止する」とし、9月には中国が、2019年以降、メーカーに一定の割合でＥＶ等の販売を義務づける「新エネルギー車ポイント」制を採用することが発表され、12月には台湾でも「2030年までに全ての公用車とバスをEVにし、2040年までにガソリン燃料の新車販売を禁止する」とされた。

これに対して日本では2014年6月の閣議決定で2030年までに新車中の「次世代自動車」割合を5～7割とするのが目標とされたが、この「次世代自動車」にはポスト新長期規制（H22）適合のディーゼル車も含むものとされ、全くの尻抜けという他はない。東京大気の和解条項でも国は低公害車の普及に努力することを約束している。道路連絡会でも今後大いに追及していきたい。

なお自動車工業会は「EVでも発電時に大量のCO_2等を排出しているので同じことだ」と言っている。確かに石炭火力発電が蔓延する様な状況を許してしまうようではその通りとなる。再生可能エネルギーの普及、地球温暖化防止のたたかいと連携して進めていく必要がある。

〔4〕みずしま財団の2017年度の報告

公益財団法人　水島地域環境再生財団
事務局長　　藤　原　園　子

はじめに

倉敷公害訴訟の和解金の一部を基金に、患者さんの願いを受けて、2000年に設立されたみずしま財団は、住民を主体に、企業・行政・専門家など多様な主体の協力を得て、パートナーシップで環境再生・まちづくりを進める拠点となることが設立趣意書に盛り込まれています。

2017年度の報告として力を入れて進めている事業についてご紹介いたします。

1　協働取組推進事業

2013年8月、環境省協働取組事業の一環で立ち上げた「環境学習を通じた人材育成・まちづくりを考える協議会」は具体化にむけスタートしています。地域資源の情報、環境学習のプログラムなど、ホームページ（HP）上での情報発信もしています。

HPアドレス　http://esd.mizushima-f.or.jp/

3つのワーキンググループを立ち上げ、地域資源を活用しながら、学びの機会を提供しています。

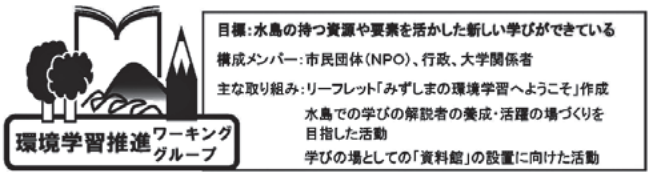

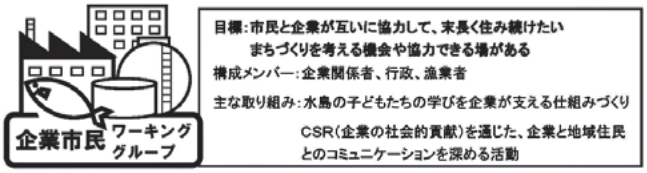

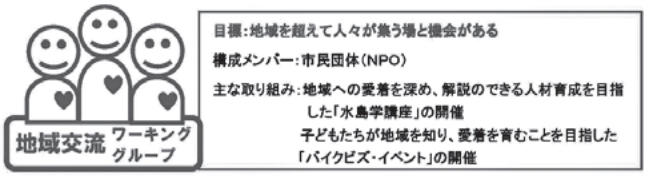

好評なのが、水島学講座（歴史編）です。水島の魅力を再発見する動きにつながっています。

・第４回（9/19）「本堂で聞く！連島の成り立ちについて～宝嶋寺を中心に～」
・第５回（10/24）「古代の水島について」
・第６回　「自転車で水島のいいところを探そう～水島で古墳？！～」

第５回の様子

２　資料整理・活用事業

各地と連携しながら公害訴訟等の資料を保存、整理を現地で行い、教育への活用をしています。

今年は資料を活かして、患者会設立時のメンバーとしてただ一人倉敷公害訴訟の和解を見届けた中西つるさんの半生を紹介した展示を作成、倉敷市環境学習センターや、「あさがお会館」（患者さんの集まりの場）に展示しました。つるさんの生き様は同じ病気で苦しむ患者さんを励ましただけでなく、周囲の人々の生き方にも強い影響を与え、さらに直接お会いしていない世代にも、様被害の実相を伝えてくださっています。

展示期間中、全国教育研究集会（岡山開催）のフィールドワークを受け入れ、県内外の小・中・高校の教員にも展示を見ていただく機会となりました。

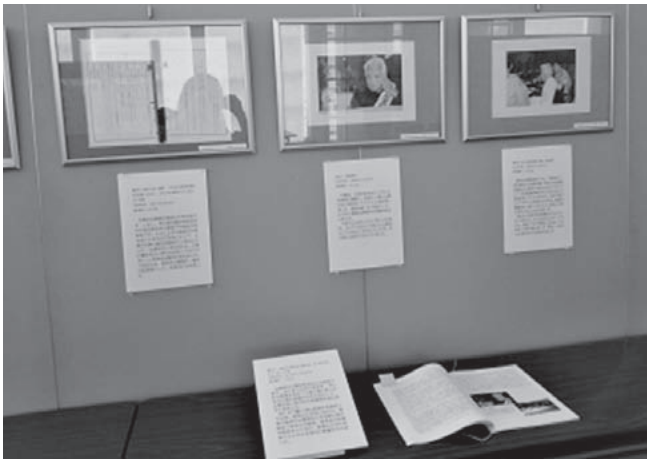

なお、以下ホームページ（HP）で裁判資料を見ることができます。また、裁判資料・患者運動の資料の目録が完成しています。

■ 資料公開

（独法）環境再生保全機構の HP 上で公開し、学習に使える体制を整えています。

記録で見る大気汚染と裁判

http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/

■ 倉敷公害訴訟資料目録作成

倉敷公害訴訟和解２０年

倉敷公害訴訟資料目録

公益財団法人　水島地域環境再生財団
2017年7月

３　地域における COPD 対策推進事業

高齢化する公害患者さんの生活の質（QOL）と日常動作（ADL）の向上をめざして開発された呼吸リハビリテーションを、社会全体へ活かす取り組みが進んでいます。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者さんを早期発見す

ること、予防に取り組むことを地域の関係主体と連携して実施しています。呼吸リハビリテーションを継続して取り組める体制作りについて検討しています。

倉敷市保健所、倉敷市連合医師会、市内の医療機関に働く医療従事者等と協働して検討会を設置し、よりよい取り組みのため話しあっています。

昨年度よりスタートした「フライングディスク」は今年も好評でした。COPD を始め、在宅酸素の患者さんにとって、外出・交流・運動の機会が少ないという現状があります。

仲間と話しながら、楽しみながら運動できる機会が地域で広がっていくとよいと思います。

4　ESD（持続可能な開発のための教育）を広げて

持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育が「持続可能な開発のための教育（education for sustainable development・ESD）」です。

今年はみずしま財団研究員が出前講座で、水島の公害経験から学ぶ環境学習とキャリア教育というテーマで初めて、岡山市内の中学校へ出向きます。ESD の視点を活かした内容を提供します。

■ ESD プログラム集

水島での学びは、問題の背景に対する理解、多面的で総合的なものの見方、価値観、課題を発見し、解決のための方法を自分の力で考える力を養うことにつながります。

環境省発行のモデルプログラムに掲載中です。

ESD モデルプログラムガイドブック 3
「産業と環境の共生を考える～大気汚染公害の歴史から、問題解決にむけた人間の行動を学ぶ」
https://edu.env.go.jp/esd/news/702

おわりに

学びや研修事業を強化し、水島の教訓を未来に活かしたいと、日々奮闘中です。

賛助会員として、ぜひ水島を応援してください。

賛助会員（個人）　年間 3000 円
電話：086−440−0121、FAX：086−446−4620
URL：webmaster@mizushima-f.or.jp
http://www.mizushima-f.or.jp
ブログ随時更新中です

〔5〕あおぞら財団 2017 年度活動報告

公益財団法人　公害地域再生センター（あおぞら財団）
研究員　　林　　美　帆

◆地域の交流拠点に！
～姫里ゲストハウスいこね&くじらカフェをオープン～

西淀川公害訴訟弁護団のお一人である井上善雄先生が育った住まいが姫里にあります。昭和初期に建てられた洋館付き長屋という特徴をもつこのお家を、井上弁護士から「地域のために役立ててください」と、ご提供いただきました。使い方や運営方法、建物の耐震など、いろいろなことを約 2 年間、専門家や協力者といっしょに検討し、この古民家の魅力をいかしたゲストハ

ウスと、地域の人たちがゆっくり時間を過ごせるカフェとして運営していくことになりました。

2017年の夏から、工事にとりかかり、外壁や内壁は自分たちで壁塗りするなどし、9月にくじらカフェとしてオープン。天然酵母のパンやランチ、ケーキ、コーヒーなどの販売やイベントでの利用などで地域の方々の憩いの場として使っていただいています。

続く12月にはゲストハウスをスタートさせ、個人や大学のゼミ、海外からのグループなどで、観光や仕事、研修の際などの宿泊に使っていただいています。まだスタートしたばかりで、これからですが、人と人がつながる交流の場としていきたいと思います。

改修後の
「姫里ゲストハウスいこね＆くじらカフェ」

◆みてアート（御幣島芸術祭）2017 ～にしよどがアートのまちになる日。～

大阪市西淀川区は、「公害の街」と呼ばれた時代を経て、「ものづくりの街」と「住まいの街」が一体となった新たな魅力をもつ街として歩んでいます。そんな西淀川区の人たちがアートをきっかけに交流するイベントが「みてアート」です。5回目の昨年は、11月3日（金・祝）～4日（土）に開催し、スタンプラリーの参加者数は778人、イベント全体の参加者は約3,000人でした。昨年の特徴は、バスターミナルの跡地をメイン会場にしたことです。作品展示、雑貨販売、ワークショップやライブなど、アートがあふれる2日間になりました。

段ボール動物園が完成

◆市民自転車学校プロジェクト（CCSP）始動

あおぞら財団では「自転車まちづくり」に取り組んでおり、その中心は自転車愛好家たちによる任意団体「自転車文化タウンづくりの会」が担っています。2017年7月、同会のプロジェクトとして、「市民自転車学校プロジェクト（CCSP）」をスタートさせました。交通事故や不法駐輪問題など自転車に関わる様々な問題を解決し、「自転車力を生かした文化に満ちるまち（自転車文化タウン）づくり」の一環として、子どもから大人まで一人一人が自転車について学びながら成長していくことをめざしています。

自転車安全教育プログラムの開発、教材づくり、年代や技能にあわせた講座やツアーの開催、リーダー育成などに取り組んでいきます。昨年は、未就学児を対象にした子ども自転車教室を、京都の7つの保育園や、大阪市阿倍野区でのマナーアップフェスタなどで実施しました。

子ども達がゲーム形式で
楽しく自転車の乗り方を学ぶ

◆公害患者の生きがいづくり ～呼吸ケア・リハビリテーションの普及～

あおぞら財団では、公害患者さんの健康回復やいきがいづくりの事業に取り組んでいます。この事業では、公害病だけでなくCOPD（慢性閉塞性肺疾患）を対象とした「楽らく呼吸会」の開催、医療・介護・福祉関係者向けの呼吸ケア・リハビリテーション講習会、区役所での

理学療法士による肺年齢チェック

肺年齢チェック等を行っています。今年度の新たな試みとしては、肺年齢チェックに理学療法士に参加してもらい、参加者の方にはより専門的なアドバイスをしてもらいました。公害患者さんやCOPD患者さんのQOL（生活の質）の向上のために、地域における呼吸ケア・リハビリテーションの普及啓発を行っていきます。

◆公害の経験から学ぶ教材開発

現在、教育現場で広く導入されているアクティブラーニングに対応する教材を、エコミューズ（―公害と環境資料館）の資料を活用して開発しました。昔の西淀川の写真をみて推理するフォトランゲージ、公害クイズ、「203X年にあなたの住むまちで公害が起きたら？」という設定で行政職員・住民・工場経営者・医者などの役を演じるロールプレイ教材、西淀川公害が激甚だった当時の住民たちの追体験をするシミュレーション教材などです。

また西淀川フィールドワーク・プログラムを紹介するリーフレットも作成しました。西淀川に学びに来てもらえるよう発信していきます。

ゲストハウス「いこね」で
教材を活用した研修を実施

◆第５回公害資料館連携フォーラム in 大阪

新潟・富山・四日市・水俣と、2013年から開催してきた公害資料館連携フォーラムですが、第５回目でようやく大阪での開催（2017/12/15～17）となりました。

このフォーラムで、チャレンジしたのは「人権教育との対話」であり「語り部からの学びの見直し」です。公害というテーマは環境教育や人権教育で取り上げられてきました。公害資料館連携フォーラムには、環境教育の専門家が多く関わっていますが、人権教育の視点を学ぶことは、これからの公害から学ぶ視点を増やす上で糧となったと思います。西淀川のこれまでの蓄積を見てもらったのが、「地域づくり」や「資料保存」、「企業」の分科会でした。大気汚染公害は複数の企業や道路からの複合汚染であるために、原因者がはっきりしないという分かりにくさを抱えています。その分かりにくさゆえに困難だった和解について「地域づくり」の分科会で共有し、「企業」分科会では企業側の気持ちを学生から読み取ってもらうことを試みました。

結果としては、参加者は182名となり、多くの人と熱い議論を重ねることとなりました。

地域づくり分科会にて報告する
森脇君雄さん

（基地騒音）

〔1〕第２次新横田基地公害訴訟　報告

弁護士　　小　林　善　亮

１　これまでの経過

2013年3月26日、横田基地周辺住民が航空機の飛行等の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めて提訴しました（第2次新横田基地公害訴訟）。原告数はその後の追加提訴を含めて約1078名となっています。地域は東京都と埼玉の8市1町にまたがっています。

横田基地の飛行騒音については、1976年から裁判がたたかわれてきました。これまで、夜間早朝の飛行差止めと将来請求は残念ながら認められてきていません。しかし、2005年の新横田基地公害訴訟控訴審判決は、「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の謗りを免れない」と長年にわたり騒音を放置した国の姿勢を厳しく指弾し、1年間に限り将来の損害賠償を認めました（将来請求は最高裁で否定されました）。

その後も、横田基地の騒音は収まっていません。そればかりか、2012年には、横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐し「自衛隊横田基地」が設置されました。日米共同統合運用調整所も新設され、日米一体化が進み横田基地の機能強化がなされました。さらに、パラシュート訓練も行なわれ、CV−22オスプレイの配備が取りざたされるなど、周辺住民は、騒音被害の増大や墜落や落下の不安も抱えています。

２　今回の訴訟のポイント

今回の訴訟では、今までの訴訟の成果を踏まえた上で幾つかの点で新たな請求をしています。まず、横田基地への自衛隊航空総隊司令部移駐を受け、飛行差止めの対象に米軍機だけではなく、自衛隊機も加え、差し止めを求める時間帯も広げました（夜7時から朝7時まで）。横田基地では、日米合同委員会の合意により、夜10時〜朝6時までは緊急時を除いて飛行が禁止されることになっています。しかし、午後10時前に駆け込みで航空機が飛行することや、午前6時過ぎに飛行を行うことが非常に多くなり、この時間帯の被害が大きくなっていることから、差止を求める時間帯を広げました。また、これまでの裁判ではWECPNL（うるささ指数）で75W以上の地域の住民にしか損害賠償請求は認められてきませんでした。しかし、75W未満の地域にも騒音被害に苦しむ住民はおり、国の定める環境基準も70Wとなっています。従来以上に被害救済の範囲を拡大すべく、75W未満の方も原告となっています。

３　第一審判決の内容

提訴から約4年半、2017年10月11日、東京地方裁判所立川支部において、第一審判決が言い渡されました。

⑴　飛行差し止めについて

一審判決は、米軍機の運航は国の指揮・命令が及ばない「第三者の行為」であるとして、実体的な判断に立ち入ることなく差止請求を退け、自衛隊機の飛行差止請求についても民事訴訟としては認められないという理由をもって訴えを却下しました。

裁判所は、住民被害の原因を根本的に削減し、住民の生活を守ってもらいたいという原告の悲願に今回も応えようとしませんでした。

⑵　損害賠償請求（過去分）について

一審判決は、従来の裁判例に従って75W以上の地域に居住する原告について総額約6億円をこえる損害賠償を国に命じました。違法な騒音被害が広く生

じていることが改めて認定されたものです。賠償額はこれまでの横田基地の騒音訴訟で認められてきた水準を増額しました（75W：4000円、80W：8000円、85W：12000円）。国が行った住宅防音工事の評価も、部屋数に限らず一律で賠償額を10％減額するにとどめたことも、従来の判決よりも原告側の主張に耳を傾けたものと言えます。

しかし、70W地域の原告については、75W以上の地域ほどの騒音や被害が認定できないなどとして賠償を認めず、原告が求めていた騒音がなくなるまでの間の賠償請求（将来の賠償請求）も認めませんでした。

4　たたかいの場は東京高裁へ

一審判決は、国の公共性の主張（横田基地での米軍の活動には高度の公共性があるため違法性の判断において斟酌されるべきとの主張）や、危険への接近に関する主張（騒音の存在を認識認容していた原告らについての損害賠償義務は減免されるべきとの主張）を退けたうえで、「被告が騒音による権利侵害を少しでも抜本的に解決しようとする努力を十分に果たしているとはいい難い」として、騒音を放置してきた国の怠慢を厳しく指摘しています。

国に怠慢があるのであれば、司法の出番であり、住民の被害救済のために、裁判所がさらに踏み込んだ判断をしなければならないのではないか。

判決は、従来の最高裁判決の判断からすると、前進した面も少しありますが、基本的に先例を無批判に踏襲したものと言わざるを得ません。原告側は、騒音被害の司法的解決を切望する基地周辺住民の信頼に応える判決をさらに求め、東京高裁に控訴をしました。

米軍基地の騒音問題に終止符を打つ判決を勝ち取り、「静かな空」を取り戻すまで、たたかいを続けていきたいと思います。

〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟　報告

弁護士　　川　津　知　大

1　第三次嘉手納訴訟に至る経緯

1982年に提訴された第一次嘉手納爆音訴訟は、1994年に第一審判決が、1998年に控訴審判決がそれぞれ言い渡されました。

また、2000年に提訴された第二次嘉手納爆音訴訟は、2005年に第一審判決が、2009年に控訴審判決がそれぞれ言い渡されました。

上記各判決は、いずれも、嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と認定し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものでしたが、差止については第三者行為論により認めませんでした。そのため、第一次嘉手納爆音訴訟の提訴から、現在まで、既に35年もの期間が経過していますが、嘉手納飛行場から生ずる爆音は、相変わらず、沖縄県内に轟き続け、住民に生活妨害や睡眠妨害、健康被害を及ぼし続けています。

私たちは、沖縄に静かな夜を取り戻すため、2011年4月、那覇地方裁判所沖縄支部に対し、総勢2万人を超える原告が第三次嘉手納爆音訴訟を提訴しました。

2017年2月23日、第三次嘉手納爆音訴訟の第1審判決が下され、国に対し過去最高の賠償額を認めましたが、差止については代わらず第三者行為論を採用し、現在でも違法な爆音が放置され続けています。

これまで、裁判所は嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と度重なる判断をしているにもかかわらず、違法な爆音は放置され続けています。さらに、最近では、幼稚園に米軍機の部品が落下し、米軍機から小学校の校庭に窓枠が落下する事故が相次ぎ、不時着も頻繁に起こっています。

このような状況に沖縄県民の怒りは頂点に達しており、控訴を申立て、現在控訴審の審理中です。

2　対米訴訟判決

2017年2月9日、米国政府を相手に飛行差止と損害賠償を求めた、対米訴訟の判決が言い渡されました。

同判決は、「受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与えるという限度で国際慣習法が存在することは明らかである。そして、本件訴えが対象とする合衆国軍隊の航空機の運航等は、その活動の目的ないし行為の性質上、外国である被告の軍隊の主権的行為であることは明らかである」として、「本件訴えについては、裁判権を欠く」として訴えを却下しました。

この対米訴訟では、米国は、応訴意思の確認を受けて、本訴についての裁判権が免除されると述べた上で、「この訴訟に応訴する意思はない」「訴訟に関する書類を受領する者を指定する意思も、法的根拠を説明する意思も有していない」と回答しており（仮訳）、訴状送達すらされていませんでした。

しかしながら、2010年4月1日に施行された「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」第10条は、「外国等は、人の死亡若しくは傷害……が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害…に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。」と定めていることから、本対米訴訟は、同法に基づいて取り扱われるべきでした。

本対米判決は、日本国の同意に基づき日本国に駐留する米国軍隊の航空機の運航等について周辺住民らの訴えは裁判権を欠くと結論付け、周辺住民らが米国に対して被害除去を求める途を絶ってしまいました。それにとどまらず、民事裁判権法の適用を否定しており、同法の存在意義を無意味なものとしてしまう判断をしました。

対米訴訟判決は、日本国政府追従、引いては米国追従の判決で、裁判所は司法の責務を放棄したとの誹りを免れません。

この対米訴訟に対しては、既に控訴しています。

3　第三次嘉手納爆音訴訟第一審判決

2017年2月23日には、国を相手として、飛行差止めと損害賠償を求めて提訴した第三次嘉手納爆音訴訟判決が言い渡されました。

同判決は、米軍機の運航は、日本政府の指揮・命令権が及ばない「第三者の行為」であり、日本政府を被告とする差止め請求は主張自体失当であるとして、米軍機の差止め請求を棄却しました。この判決は、過去の最高裁判例や同種判例を無批判に踏襲したものです。このような裁判所の判断は、住民らが、司法に対し、米軍機の騒音による被害の除去や未然防止を求める途を完全に閉ざすものです。アメリカに対する訴訟を却下し、国に対する差止も認めないのであれば、住民らは誰に求めれば違法な米軍機の飛行を止めることができるのでしょうか。人権の砦であるはずの裁判所は、その責務を放棄したものとしか言いようがありません。

一方で、同判決は、防衛施設庁による航空機騒音区域指定（以下「防衛施設庁騒音コンター」）で75WECPNL以上の地域において発生する米軍機騒音による睡眠妨害、生活妨害、精神的被害等は、受忍限度を超える違法な騒音であるとして、同地域に居住する原告らの損害賠償請求を認容しました。これで、第一次嘉手納基地爆音差止訴訟の一審判決から数えて、5度、司法により、米軍機の爆音は違法であると断罪されたことになります。

さらに本判決は、75W以上の地域において、航空機騒音により、「血圧上昇及び高血圧発症の危険の増加は……決して軽微とはいえない」として、高血圧発症リスクの上昇を認定したうえで、原告らが「このような危険のある環境に置かれていることによる心理的、精神的負担を共通損害」として認めて、金銭賠償の対象とし、過去最高の賠償月額を認めています。このことは、本判決は、米軍機騒音による健康被害の発生を一部認定したものと一定評価できます。

なお、損害賠償額は、W値75地域で月7000円、W値80地域で月1万3000円、W85地域で月1万9000円、W90地域で月2万5000円、W95地域で月3万5000円です。

4　今後の活動

私たちは、第三次嘉手納爆音訴訟でも、控訴を提起し、飛行差止を求めるとともに、国による控訴によって損害賠償の範囲が不当に狭められることのないよう、法廷内外で、引き続きたたかっていきます。

〔3〕第二次普天間基地爆音訴訟・控訴審の報告

弁護士　白　　充

第１　本訴訟について

１　本訴訟が目指すもの－請求の趣旨

2012年3月30日に提起された第二次普天間基地爆音訴訟（以下、「本訴訟」という。）は、2016年3月に一審（那覇地裁沖縄支部）が結審し、同年11月17日、判決が下された。同訴訟は、現在控訴審（福岡高等裁判所那覇支部）に係属している。

改めて、本訴訟が求めているものを確認したい。本訴訟の請求の趣旨は、要旨、以下のとおりである。

【差止め】

１　午後7時から午前7時まで40dBを超える騒音を到達させてはならない。

２　午前7時から午後7時まで65dBを超える騒音を到達させてはならない。

【違憲確認】

１　主位的請求

国が米国との間で締結した普天間飛行場提供協定が、違憲無効であることを確認する。

２　予備的請求

国が普天間飛行場（FAC6051）において、一定レベルを超える騒音到達を放置している行為が、違憲であることを確認する。

【損害賠償】

提訴3年前から結審後1年まで、月額3万4500円を支払え。

２　控訴審の審理について

控訴審で住民側は、原判決の問題点について網羅的に指摘した上で、国側控訴理由書に対する反論を述べたほか、原審でその信用性を全面的に排斥された騒音測定についてそれが十分に信用に値すること、学者意見書を用いて健康被害を伴う権利侵害の差止請求においては予防的観点が必要であること、騒音や睡眠妨害と健康被害との関係などについて主張を補充している。

以下では、住民側の立場から、本稿で特に紹介しておきたい点に絞って、控訴審で提出した主張について述べたい。

第２　控訴審での主張等

１　差止め請求について

一審判決は、人格権の侵害状態を除去、是正しうる立場と言えるか否かを、「直接の侵害行為である合衆国軍隊の航空機の運航等を規制し制限する権限」の有無であると理解し、その上で、国はその立場にないと判示した。

しかし、「合衆国軍隊の航空機の運航等を規制し制限する権限」がなくても、騒音（人格権の侵害状態）を除去、是正することはできる。例えば、国は、「合衆国軍隊の航空機の運航等を規制」することはできないが、安保条約を破棄することによって、騒音を止めることができる。または、日米地位協定２条２項に基づき、普天間飛行場の返還合意を要請することも可能なのである。さらにいえば、国は米軍基地の提供、思いやり予算の提供等により、米軍と共に、住民への権利侵害を惹起している。

このように国は騒音を除去、是正しうる立場にあるばかりか、住民の人格権を米軍と共に侵害している者（いわゆる共同侵害者）として、当然に差止義務を負うのである。

あわせて、立命館大学の吉村良一教授の意見書に基づき、健康被害については、生じた被害の救済ではなく、そのような被害の発生の予防がなされなければならない点に着目し、個別の立証ではなく疫学等により健康被害のリスクが高まっていることが証明できれば、差止め請求を認めるべきとする普天間飛行場周辺においても差止めがなされるべきであることも、住民側は主張している。

２　国が「危険への接近の法理」の主張を撤回したこと

国は、自らの「危険への接近の法理」の主張を補強するため、求釈明を申し立てた。その内容は、個別の原告７名を指摘し、それらの者が当該住所に転居するに至った理由を明らかにすることなどを求めるという驚くべき内容であった。

ここで確認されるべきは、国側が「危険への接近の法理」を認めたものとして引用する大阪空港訴訟最高裁判例は、「（住民が）航空機騒音の存在についての認識を有しながらそれによる被害を容認して居住したものであり、かつ、その被害が騒音による精神的苦痛ないし生活妨害のごときもので直接生命、身体にかかわるものでない場合においては、…その被害は同被上告人において受忍すべきもの」としている点である。

そもそも国側は、沖縄県知事を相手取って起こしたいわゆる代執行訴訟において、普天間飛行場周辺において事故が発生すれば、住民の生命、身体に甚大な被害を及ぼす危険性が高く、その危険は具体的なものとして現に存在している等といった主張をしていた。

このような国側の主張に従えば、普天間飛行場周辺に生じうる被害は、大阪空港訴訟でいうところの「直接生命、身体にかかわるものでない場合」には当たらず、「危険への接近の法理」が適用されないことは明らかである。

住民側がこの点を指摘したところ、弁論期日において国側は、「危険への接近の法理」の主張自体を撤回する旨述べるに至った。

第３　終わりに

住民側は、上記の他、普天間飛行場周辺における検証の申出もしている。

控訴審においても、住民に生じている被害を裁判官に正確に把握してもらえるよう、主張立証を尽くしたい。

（水俣病）

〔1〕ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟弁護団
弁護士　板　井　俊　介

１　すべての水俣病被害者への賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた2004年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、2011年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせずに非該当とされるなど、特措法の非該当処分はおよそ正当性なきものであった。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た。

また、国が、2012年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残された。

さらに、2013年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況にはなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

一方で、熊本における水俣病の原因企業チッソは、水俣病特措法におけるいわゆる分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

2017年5月1日、水俣病は公式確認61周年を迎えた。

原告らは司法の場において、地域や年代での不合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべく、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

２　国、熊本県の暴言

本訴訟の原告には、いわゆる水俣病特措法における「対象地域外」に居住をする原告が数多く含まれている。しかし、国、熊本県は、これら対象地域外に居住する原告の曝露歴を厳しく争っており、この点の立証が大きな問題になる。

この点、熊本県の発表によれば、水俣病特措法の運用において、水俣病被害者と判定された2万2816名のうち、3761名がいわゆる対象地域外であったという。

2015年10月17日の第7回口頭弁論において、村山雅則弁護士による「水俣病の被害状況を明らかにするため、いわゆる水俣病特措法の地域別、年代別の判定結果を公表すべき」との意見陳述に対し、国、熊本県の指定代理人は、「特措法の救済策の判定結果は、水俣病への罹患を示すものではない」から訴訟とは無関係であるとして、その開示を拒否した。

純粋な法的理論の問題は措くとして、少なくとも、水俣病特措法は「水俣病被害者」を救済するための法制度であり、法的な意味においても、その判定結果は原告らの曝露状況を推認させる一つの資料となることは明らかである。にもかかわらず、この国、熊本県側の態度は、水俣病特措法で救済対象となった者であっても水俣病ではない、すなわち“ニセ患者”であるかのような発言であり、暴言というほかない。

このような発言は、原因者負担の原則を盾にして、チッソのみに損害賠償責任を負わせるという構図、すなわち、最高裁判決において水俣病拡大の原因があるとされた国、熊本県であっても法的な責任を負わないとする発想に端を発するものであり、これこそ、判決で断罪され続けた国、熊本県の姿勢である。

原告団らは、鹿児島県阿久根市、長島町、伊佐市などで「行商等により水俣で捕れた魚を運んでいた」として、広く訴え続けている（南日本新聞平成28年1月23日朝刊）。

3　追加提訴

現在、熊本訴訟は、第11陣追加提訴まで終え、原告団は1312名となった。

多くの追加提訴では、その約8割が対象地域外、あるいは、昭和44年以降に生まれたため対象外となる者であり、さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り（平成24年7月31日）後であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点が本訴訟で問われることになる。

4　訴訟の現状

現在、熊本訴訟は第23回弁論まで終えているが、被告国らは、従前と同様、水俣病描像を極めて狭いものと主張し続け、さらに、①原告らのメチル水銀暴露を否定し、②四肢末梢優位等の感覚障害所見を否定し、さらに、③因果関係も否定して全面対決の構図である。これに対して、原告らは、①文献の活用や原告本人尋問等で暴露条件を突破し、②共通診断書及び医師証言で症状を突破し、③疫学に関する学者証人等で因果関係を立証する方針を立て、早期の第一陣判決を求めている。

なお、自民党は、2016年12月9日、熊本・鹿児島・新潟各県選出の議員ら約20名の参加を得て、水俣債務者に関する小委員会（委員長：金子恭之衆議院議員）を開催している。報道では、参加委員から「制度の見直しなどを求める会合ではない」との発言があったとされているが、今後とも、政権与党を含め、幅広い団結の下、最後の一人まで救済する方針でのたたかいが継続する。

関係各位のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げるものである。

〔2〕全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　井　奥　圭　介

1　2011年3月のノーモア・ミナマタ第1次訴訟の勝利和解により、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟においても、300名近い原告が救済を受けることができた。その後は、特措法の申請並びに判定結果を見守る状況が続いたが、その特措法の申請が2012年7月末に締め切られ、近畿においても、申請が間に合わなかった患者や、非該当の通知を受けた患者の存在が明らかになってきた。

2　そして、2013年6月の熊本におけるノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提訴を受けて、近畿においても第2次訴訟提訴に向けての動きが始まり、2013年12月1日には大阪と名古屋において、同月7日には岡山において、裁判を希望する患者に向けた説明会を開催し、3会場合わせて30名以上の患者が出席した。

3　2014年に入ってからは、検診の態勢を整えるために、民医連への要請を行い、5月17日には民医連近畿水俣病集団検診実行委員会が再結成され、6月29に同実行委員会による1回目の集団検診が大阪市西淀川区内ののざと診療所で実施された。その受診者の中から19名が第1陣の原告となり、2014年9月29日に大阪地裁に提訴し、民事9部に係属した。

4　そして、2015年2月6日には、大阪地裁の202号大法廷において初回口頭弁論が開かれ、原告2名が証人席に立って被害を訴えた。これにより、いよいよノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟が動き出した。

5　その後、原告は、2018年1月18日までに9次にわたって追加提訴がなされ、現在、原告総数は130名を数えるに至っている。

また、裁判の口頭弁論も、2017年12月15日に11回目の期日が開かれ、主張立証はこれから本番をむかえようとしている。

6　焦点となる有機水銀暴露の立証に向けて、近畿弁護団は、熊本や東京の弁護団と協力して、2017年2月、4月と11月の三次にわたって、熊本県天草市や鹿児島県長島町の原告出身地域に入り、有機水銀により汚染された魚介類の入手ルート等についての調査を行った。その成果は報告書や準備書面にまとめて提出し、毎回の法廷で現地の写真等をスクリーンに上映するなどして、裁判所の理解を深めるよう努めている。

7　近畿弁護団は、このノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟をてこに、熊本、東京、新潟の他の水俣病訴訟と連携して、「県外被害者を含めた全ての水俣病被害者の救済」という目的を実現したいと考えている。

〔3〕ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい

新潟水俣病弁護団　団長
弁護士　　中　村　周　而

1　新潟地裁が決定した6工場の文書提出命令を東京高裁が取り消す

⑴　ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟で、2017年1月13日、新潟地裁は国に対し、1960（昭和35）年当時、チッソ水俣工場と同様に水銀を使っていた6社6工場の排水分析結果について工場名が墨塗りされてない文書の提出を命じた。これに対し国は即時抗告をしたが、東京高裁は、3月30日、新潟地裁の決定を取り消し、これを不服として最高裁での審理を求めた原告らの許可抗告の申立ても5月16日に却下した。

⑵　問題の文書は、2015年2月に国が証拠として提

出したもので、墨塗りがされた6社6工場の排水溝から1960年12月から61年にかけて4回にわたって採取した排水中にチッソ水俣工場と同程度か高値の総水銀量が検出されている排水分析結果であるが、この6工場には昭和電工鹿瀬工場は含まれていないとする経産省担当者が作成した報告書が付されている。

⑶　東京高裁決定は、6工場の実名入りの文書が公表されれば、今後、企業に任意の協力を得て調査を実施しようとする場合に、調査結果を公表しないという国の約束は信用できないとして国の調査に協力しないという事態も十分起こり得るから、国が行う任意の情報収集活動の迅速かつ円滑な遂行に著しい支障が生ずると判示している。しかし、6工場の排水分析結果に関する文書が作成されてから50年以上が経過しており、新潟地裁も判示するように文書が公表されても、国の調査に一切協力しないといった事態が生じるとは容易に想定されない。今回の高裁決定は国の言い分を鵜呑みにした極めて不当な決定と言わざるを得ない。

⑷　もっとも高裁決定は、本件文書の争点は、国の水質二法に基づく規制権限の不行使が違法か否かであり、アセトアルデヒドの生産実績が全国のトップクラスである昭和電工は、本件調査の対象に入っていないから、鹿瀬工場を調査対象としなかったことの適否を主張すれば足り、6社6工場を具体的に明らかにする必要はないとも判示している。これは、6工場の排水分析結果の内容と、その調査対象から鹿瀬工場を除外した通産省の対応が、国の責任を判断するうえで極めて重要であることを正面から認めたものともいえる。新潟地裁の文書提出命令が高裁で取り消されたのは残念だが、国の責任が否定された訳ではない。何故、鹿瀬工場を調査対象から外したのか、これらの点を含めて、国の責任をさらに追及する必要がある。

2　本年３月末までに全原告の陳述書提出をめざす

⑴　ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟は、2018年1月22日に第17回弁論が開かれた。第17回弁論では、関川医師が作成した第4陣から第11陣までの原告の共通診断書を書証として提出した。原告は早期結審をめざして3月末までに全原告の陳述書の提出に取り組んでおり、このほか地域集積性に関する調査報告書の提出も予定している。国は、次回までに原告の個別立証に対する反証をどのようにするかを明らかにし、昭和電工も個々の原告に対する反論を逐次行うとしており、個別立証をめぐる攻防は大きな山場にさしかかっている。

⑵　2017年11月29日、東京高裁は新潟水俣病行政認定義務付け訴訟で、9人の原告全員を水俣病と認定するよう被告の新潟市に命ずる判決を言い渡した。この高裁判決は、2013年の最高裁判決の趣旨をさらに発展させ、水俣病の病像をめぐる論争や個々の患者が水俣病にり患しているかどうかの判断についても明快な判断を示している。原告は、今回の高裁判決をふまえて、第17回弁論で、以下の点を配慮して迅速な審理を進めるよう意見陳述を行った。

①　高裁判決は、川魚の喫食によるメチル水銀への暴露を中心とする疫学的条件については、認定申請者の供述証拠に依拠する部分が少なくないが、客観的裏付けを欠くというだけで排斥するのではなく、供述証拠その他の資料からこれを認定することができると判示している。原告の陳述書に客観的裏付けを欠く部分があるとしても、是非ともこれを生かして、地域集積性に関する証拠等と合わせて審理の促進に役立てていただきたい。

②　高裁判決が示した水俣病の病像等についての論点については、本件訴訟でも双方の主張がほぼ出尽くされているので、論争が重複しないよう対応していただきたい。

③　個々の原告が川魚を喫食して高度のメチル水銀暴露を受けた可能性があるかどうかの判断をするにあたっては、行政認定患者だけでなく、特措法の一時金該当者や総合対策医療事業該当者等、さらに新潟水俣病被害者の地域集積性に関する資料等の証拠も参考にして判断していた

だきたい。他原因の主張については、それが一般的、抽象的なものである場合には採用されないよう対応していただきたい。

⑶　国は、今回の東京高裁判決について急遽意見書を提出し、「高裁判決は、本件の国家賠償請求訴訟と異なって、公健法に基づく認定が争われた訴訟であり、証拠関係も異なっている。原告らは高裁判決について、自らの都合のよいところを恣意的に誤って引用している」と口頭で意見陳述を行った。

【特別報告】
新潟水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件

新潟水俣病弁護団
弁護士　西　埜　　章

1　事案の概要

新潟水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（以下、「本件訴訟」という）は、新潟市長が一審原告らの水俣病申請を棄却したことに対して、一審原告ら9名が、その棄却処分の取消しと認定の義務付けを求めたものである。一審の新潟地判平成28・5・30は、9名中7名の請求を認容したが、2名については請求を棄却（認定義務付けについては却下）した。

2　控訴審判決の概要

控訴審の東京高判平成29・11・29（以下、「本判決」という）は、原判決が棄却した2名を含めて9名全員の請求を認容した。本判決は、裁判所の審理・判断について、最判平成25年（最判昭和25・4・16民集67巻4号1115頁、最判平成25・4・16裁判集民事243号329頁）を引用した上で、多くの注目すべき判断を示している。その主要なものを、次に取り上げることにする。本判決については、なお批判的に検討すべき説示部分もないではないが、紙幅の制約上、ここでは触れないことにする。

⑴　罹患の有無の判断基準について

①　女性・小児の川魚喫食状況について

女性の川魚喫食状況は、男性と比較した場合に一定の傾向が認められるとまではいうことができず、また、小児であるからといって、水俣病を発症する程度の高度のメチル水銀曝露を受けるだけの川魚の摂食をしなかったとまではいえない。

②　毛髪水銀値と発症閾値について

毛髪水銀値50ppmを下回るメチル水銀の曝露であっても、水俣病を発症することはあり得る。

③　長期経過後の症状の増悪について

水俣病の症候は、不変または改善傾向のものが多いとはいえ、長期間経過後に症状が増悪した例も一定割合で起きているから、水俣病は一般的に長期間経過後に症状が増悪する疾患ではないとまでいうことはできない。

④　水俣病の発症時期について

阿賀野川流域の住民は、昭和48年頃まで水俣病を発症することもあり得た。

⑵　疫学的因果関係について

従来の判例動向を踏襲しつつも、「水俣病の可能性が50パーセントを超えるものであればその対象とするという救済法の趣旨は公健法の運用においても同様に引き継がれているものである」とした上で、「メチル水銀に対する曝露歴等の疫学的条件を具備する者について、メチル水銀曝露に相応する四肢末梢優位の感覚障害が認められ、当該感覚障害が他の原因によるものであることを疑わせる事情が存在しない場合には、当該感覚障害はメチル水銀の影響によるものである蓋然性が高いというべきである」と判示している。

⑶　亡Ａと亡Ａの次女Ｂについて

原判決において請求を棄却された亡Ａと亡Ａの次女Ｂについて、概略次のように述べて請求を認容している。

まず、亡Ａについては、親戚に認定患者がおり、また、亡Ａの同居家族のうち、次女であるＢの水俣病の罹患が認められるほか、妻である一審原告Ｃ及び長女Ｄは、特措法一時金の該当者であることからすると、亡Ａが川魚を喫食したことにより水俣病発症の可能性が想定できる高度のメチル水銀曝露を受けた可能性を否定できない。そして、一審原告Ｃ及び長女Ｄが特措法一時金の該当者となったことは、それ自体から直ちに亡Ａの高度のメチル水銀曝露を推認させるものではないとしても、その余の証拠と相まって亡Ａの高度のメチル水銀曝露を推認させるものではあることからすると、亡Ａが阿賀野川の川魚を喫食したことにより水俣病発症の可能性が想定できる高度のメチル水銀曝露を受けた可能性を否定できない。亡Ａについて、水俣病発症の可能性が想定できる高度のメチル水銀曝露を受けた可能性が否定できないこと、水俣病における最も基礎的ないし中核的な症状といえる四肢末梢優位の感覚障害が一貫して認められたこと、亡Ａの四肢末梢優位の感覚障害が他原因に起因する可能性は一般的抽象的なものにすぎないことからすると、亡Ａの四肢末梢優位の感覚障害は、メチル水銀の曝露に起因するものであったと認められる。

次に、Ｂについては、亡Ａ及びＢの供述等は、魚を喫食した頻度、期間や、喫食した魚の種類についての相違もあるが、数十年も前のことについての供述等が一致しないのもやむを得ないというべきである。Ｂは昭和40年6月時点ですでに8歳であったものであり、その頃の記憶が全くないとまでいうことはできないから、Ｂの供述をおよそ信用できないということはできない。Ｂが、阿賀野川の川魚を喫食したことにより水俣病発症の可能性が想定できる高度のメチル水銀曝露を受けた可能性は否定できない。水俣病発症の可能性が想定できる高度のメチル水銀曝露を受けた可能性があること、水俣病における最も基礎的ないし中核的な症状といえる四肢末梢優位の感覚障害が一貫して認められること、Ｂの四肢末梢優位の感覚障害が他原因に起因する可能性は一般的抽象的なものにすぎないことからすると、Ｂの四肢末梢優位の感覚障害は、メチル水銀曝露に起因するものと認めるのが相当である。

３　本判決の意義等

⑴　本判決の意義

本判決は、一審被告新潟市が上告を断念したため、確定した。本判決が今後の訴訟等に与える影響としては、いくつかのものが考えられるが、水俣病罹患の具体的な判断基準でみれば、その主要なものとしては、①同居家族内に認定患者がいなくても、特措法の一時金該当者がいる場合には、認定され得ること、②毛髪水銀値が50ppmを下回る場合でも水俣病を発症し得ること、③四肢末梢優位の感覚障害は、その所見が変動することもあり得ること、④水俣病を発症してから長期間経過した後に症状が増悪することがあり得ること、⑤加齢説は、医学的に十分に成り立ち得る見解であること、などである。

⑵　新潟水俣病第３次訴訟への影響

新潟水俣病第３次訴訟（民事損害賠償請求訴訟）は、すでに東京高裁で結審しているが、本稿脱稿現在、未だ判決の言渡しはなされていない（先日の裁判所からの連絡によれば、判決言渡しは3月23日に予定されているということである）。行政事件訴訟と民事訴訟とでは制度の趣旨や訴訟要件が異なるとはいっても、両訴訟において原告らは大部分が重なっており、争点も原告らの水俣病罹患の有無ということでほぼ同様であることからすれば、本判決がこの第3次訴訟に与える影響は極めて大きいものと思われる。

⑶　補償協定の履行

本判決確定後、加害企業である昭和電工と補償協定の履行について協議した。その結果、本件訴訟の原告らが第3次訴訟を取り下げることを条件に補償協定が履行されることになり、原告らは訴えの取下げを行った。その結果、第3次訴訟で判決の言渡しを受けるのは、一審判決で請求を棄却された原告ら2名だけとなっている。

⑷　公害健康被害補償不服審査会の機能不全

なお付言すれば、本判決に直接関連するわけではないが、本件原告らの一部については、不服審査会の審査が終了してからすでに5年が経過しているにもかかわらず、未だに裁決が出されていない。いまさら裁決が出されても、全く無意味ではないかと思われる（脱稿後に知り得たのであるが、不服審査会は、今年1月24日付けで本件原告らに、「公害健康被害補償不服審査会に請求されている不服審査請求については、不服審査の必要がなくなったと思われますので、別紙の『審査請求取下書』をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。」との書面を送付し、原告らは「審査請求取下書」を提出したとのことである）。不服審査会の怠慢と機能不全が指弾されなければならない。また、新聞報道によれば、熊本水俣病について、不服審査会側が裁決の見通しを事前に環境省に漏らしていたということである（朝日新聞平成29年12月25日）が、これが事実であるとすれば、極めて憂慮すべきことである。

〔4〕ノーモア・ミナマタ東京第2次国賠訴訟の現状と課題

ノーモア・ミナマタ東京弁護団　団長
弁護士　　尾　崎　俊　之

1　一昨年12月に交替した新裁判長の特異性

⑴　ノーモア・ミナマタ東京第2次訴訟は、2014年8月提訴以来、民事第10部の松村徹裁判長の下で審理され、2016年12月までの11回の審理が行われてきたが、一昨年12月松村裁判長が交代し、新たに鈴木正紀裁判長が担当することになり、昨年3月3日の第12回口頭弁論に初目見した。

⑵　同裁判長の経歴は、昭和36年生まれで現在56才、司法研修所42期で、過去に2度訟務検事を経験し、特に2回目は8年前から3年前までの5年間に及んでいる。

⑶　同人が、進行協議の場で自らの生活ぶりについて語ったところによると、夕方5時丁度に退庁し、帰宅後午後7時には就寝し、午前0時に起き、午前6時まで持ち帰った事件記録を精査し、8時に登庁して、10時までさらに記録を読み、法廷に臨むとのことである。

2　本件における進行にかかわる発言・態度

⑴　当初は、3月の期日で、5月24日には原告側の、7月19日には被告側の各更新弁論を認めるなど、当事者の意見を聞いてくれるかのような振舞であった。

⑵　ところが、その後、夏休み明けに開かれた9月の進行協議期日において、夏休み中に一件記録をすべて読んだ上で、一方的に「本件には『個別各論』はない。原告の主張は不法行為の要件事実からいうと異例で（疫学により各論を立証するもののようだから）、オールオアナッシングになる」と断言

し、今から個別立証を前提とするなら3倍の時間がかかるから、このままの進行で進めてほしい旨を断定的に述べた。

その上で、10月の弁論後の進行協議では、「原告に立証の準備を求める事項」というメモを提示して、早く出すよう求めるものから順に第1群～第3群を具体的に示し、本年1月の弁論では、これらを本年中に出すよう求めている。

しかし、これらの証拠の中には調査に時間を要するものも多数含まれており、それにもかかわらず、この進行を求めるのは、来年中に証拠調を終え、再来年の遅くとも中ころまでに判決を、と裁判長が9月の進行協議で述べたことにこだわっていることの表れである。

3　忌避申立に至る経過と理由

⑴　裁判長の自分の在任中に判決を書きたいというこだわりは、別の形でも顕著に表れてきている。

それは、原告側が昨年4月に新たに提訴した9名（従前の提訴が1～4陣という形で提訴されていたので、これを5陣と称している）の原告を一旦担当した民事42部に10部への併合ができるよう回してもらうよう上申したところ、10部ではこの受け取りを拒否した。

このことに関連して、裁判長は、進行協議の場で、「実は当部は未済事件が多く、これらを早期解決して、身軽にするのが自分の役割だと思っている」「本件では個別原告の曝露の認定に裁判所の負担がかかるので、判決まで継続して居られるのは自分しかいないが、自分が9人を併合して判決を書くのは難しい」旨を述べている。

ここから推測すると、併合した上で分離し、一部原告について判決を書くと未済事件として残ってしまうので、それは避けたいが、9名を加えると自分に（他の事件をさばいていく任務がある中で）負担が少しでも増えるのは避けたいという、実に個人的な事情に重きを置いた態度でしかないといえそうな気もする。

⑵　このような裁判長に再考を求めるため9月の弁論で正式に併合を求め、これを拒否する態度が示されたのを受け、その後弁護団の申入書、10月の弁論での再度の併合要請、原告の申入書、原告の手紙を持参しての要請行動と本年1月まで繰り返した上で、1月17日の弁論には、熊本・近畿の各弁護団からも応援をもらい、再々度の併合要請、拒否に対してはその理由の明示を口々に迫ったが、裁判長は一言「不必要」と述べるだけで（果ては原告・代理人の口を封じる態度まで示した）一切理由を示そうとはしなかった。

そこでやむなく、合議体3人の裁判官を忌避する申立をした。裁判長は簡易却下をせず、進行を停止した。

⑶　次回期日は3月28日に予定されているが、原告団・弁護団としては高裁・最高裁まで争う方針であるが、次回までに結論が出るかどうか不明である。

4　今後の課題

⑴　次回の期日の前か後かは別にしても、忌避が認められるのは困難である。

そこで、すでに述べたような進行期日における裁判長の発言・認識に対して、どう説得的に当方の立場・方針を提示していくかが、当面の課題となる。

⑵　その上で、熊本・新潟の各地裁の同種事件での判決を先行してもらい、東京では、このように公正・公平に欠ける鈴木裁判長の下での判決を可能な限り先送り（?）したいと考えている。

（リニア新幹線公害）

ストップ・リニア訴訟の現状

弁護団　共同代表
弁護士　　関　島　保　雄

第１　ストップ・リニア訴訟の提起

2016年5月20日リニア新幹線沿線住民738名（東京から名古屋までの住民）は、国を被告に、2014年10月17日に国土交通大臣が行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提訴し、まもなく2年を迎えようとしている。

この裁判は、リニア中央新幹線計画が、営業の健全性、輸送の安全性、工事の安全性、環境保全の対策等がいずれも不十分であるにも拘わらず、工事計画を認可したことは、全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事業法並びに環境影響評価法に違反しているとして、その取り消しを求めるものである。JR東海も被告国の参加人として参加し実質的にはJR東海を相手にするたたかいでもある。

これまで世間では、リニア新幹線の問題点があまり意識されてこなかったが、昨年12月以降、大成建設、鹿島建設、清水建設、大林組のスーパーゼネコンによる談合事件として報道され、副社長等幹部級の逮捕に発展したことから世間の注目を浴びることとなった。

しかし、これは単なる談合事件、独禁法違反の事件と理解してはならない。

何故、民間のJR東海が新幹線を建設することになったのか、何故3兆円のも国家の財政投融資を、法律を改正してまでJR東海に年0.8％とい超低利で貸してまで援助したのか、そのからくりが談合事件で暴かれなければならない。それが、この訴訟を通じて問題にしている中心論点である。それは、国会での議論をせずに国民監視をすり抜け、環境影響評価を骨抜きにして、国民の財産である南アルプスの自然を破壊し、国の財政投融資で3兆円も投入しているにも関わらず、公共工事の扱いをせずに様々な規制を免れ、9兆円を超える巨額な工事費という蜜にゼネコンが談合して群がり、強大な消費電力により原子力発電の再稼働と連結した巨大な国家的工事費用を最終的には国民に負担させようとしているのである。

第２　これまでの訴訟の経過

2016年9月23日の第1回弁論から2ヶ月に1回の割合で弁論を行っている。法廷は103号の大法廷を使い、毎回傍聴席が溢れる150名程度が参加している。毎回の裁判の後に司法記者クラブで会見を行い、国会議員会館の会議室で150名程度が参加する報告集会やシンポジウムを行っている。

裁判の口頭弁論は約30分で、毎回、沿線各地の環境被害の予測や環境影響評価の杜撰さを指摘する準備書面を提出し、パワーポイントを使い弁護士及び原告数名の意見陳述を行っている。

これまでの口頭弁論の内容は

第2回弁論では、相模原市緑区鳥屋の巨大な車両基地の建設とそれにより村落が移転され、周辺の自然及び生活環境の破壊、住民説明の杜撰さについて陳述した。

第3回口頭弁論は岐阜でのウラン鉱の問題を中心に岐阜県の環境破壊問題を中心に弁護士1名、原告1名が意見陳述を行った。

第4回口頭弁論は山梨県の実験線の環境アセスが行われていない問題点と、実験線で既に発生している被害及びこれから建設される地域の騒音や日照被害予測等の意見陳述を行った。山梨県はリニア新幹線予定地の中では最も地上部分が多い地区なので、騒音や日照被害、景観被害が多い点を指摘した。それと何よりも

実験線工事や実験走行で環境被害が出ているのでこれらを明らかにした。

第５回口頭弁論では長野県の大鹿村の地下水、景観、騒音被害及び伊那谷の残土捨て場を中心とする被害を意見陳述した。大鹿村の豊かな自然環境をドローンを使った空中撮影の映像を法廷で映しながら自然が壊される危険性を訴えた。

第６回口頭弁論は静岡県における被害と環境アセスの問題点を主張した。静岡県の大井川源流部での毎秒２トンの河川水減少問題と導水路トンネルによる復水計画の問題点及び燕沢を中心とする残土捨場の環境破壊問題を意見陳述した。

第７回弁論は愛知県の被害状況を陳述すると共に、全幹法の適用は違法で鉄道事業法を適用すべきとの準備書面陳述、JR 東海の環境影響評価は対象施設等の特定性を欠くもので違法であるとの準備書面陳述。

第８回弁論は東京、川崎の市街地の被害予測を立証陳述した。残土運搬先が東京湾の企業立地用地として埋め立てられようとしている状況などや住民説明会の杜撰さを陳述。

第９回弁論は 2018 年３月 23 日に町田、相模原地域の工事による生活環境や多摩に残された貴重な自然環境の破壊などを陳述する。

その後法律的な争点と環境被害についての立証活動が予定される。

いずれも東京地裁 103 号という大法廷が使われ、毎回 150 名以上の傍聴希望者で傍聴券が抽選という状況が実現できている。

第３　裁判での法律的争点

一　原告らの主張

１　全幹法の適用は違法で、鉄道事業法の手続きで行うべきと主張

⑴　リニア新幹線の工事計画などの諸手続きは、リニア方式のため既存の新幹線とネットワークを形成できない点、民間の JR 東海が建設を進める点で全国新幹線鉄道整備法（全幹法）の対象である「新幹線」とは言えず、事業の許可も含めて鉄道事業法によるべきで全幹法に基づく手続きは違法である。

乗客の安全性、経営の健全性、需要供給の見通し等本来鉄道事業法に基づく厳格な諸手続きをすべきで、全幹法による手続きはこれらの審査が十分に行われておらず違法である。

⑵　リニア新幹線の安全性の欠如

超伝導方式自体電力喪失対応、トンネル構造が多く地震等によるコンクリート破片落下事故対応、破砕帯が多く工事の安全性が確保されない、直下型地震に対応できない、トンネル内での事故又は事件発生時の乗客の安全性が確保されていない。

⑶　採算性の問題（需要予測が過大）

人口減少の中で、東海道新幹線と競合関係になり、乗客需要の増大が見込めないにも関わらず現状の 1.5 倍の需要増大を見込んでいるが過大見込み。

赤字となることは必至。その付けを国民に押しつける。既に昨年財政投融資で無利子で３兆円を国は JR 東海に融資した。

２　環境影響評価法違反

⑴　環境評価においてルート等において他の複数案の検討がされていない。

⑵　施設など工事計画の具体性を欠いたまま環境影響評価を行われている点で違法

例、駅などの構造、非常口の構造等も抽象的、車両基地、保守基地も抽象的で具体的な構造は不明。工事認可後に具体的な計画を明らかにして事後アセスで済まそうとしている。

具体的事例

ア　相模原市の鳥屋の車両基地の概要を示されたのは認可後。

イ　大井川源流部の河川減水対策は評価書段階はトンネルからの湧水のポンプアップ案と抽象的であったが、工事計画認可後に導水路による自然流下での復水案に変更。

ウ　大井川源流部での 360 万 m^3 の残土置場は、評価書段階は扇沢、燕沢等７か所とするだけでどこにどの程度置くのか不明であった。

工事計画の認可後に高度 2000m の扇沢を中止して燕沢に高さ約 60m、幅 300m、長さ約 600m の盛り土をする案を提示してきた。土砂崩れの多い大井川の源流部の河川敷に巨大な残土を置くことは、洪水による崩壊など下流域の住民への危険増大、自然環境

破壊の危険性が増大する。

二　国やJR東海の主張

1　リニア新幹線は全国新幹線整備法に基づいてJR東海を建設主体及び営業主体に指名し、整備計画を作成しJR東海に建設を指示した過程で、リニア方式の輸送の安全性、経営の健全性、需要見通し等鉄道事業法の営業許可と同種の審査が行われているので問題はない。

2　新幹線の工事計画の認可の段階で要求される施設等の特定性は、鉄道事業法による都市鉄道、地方鉄道と異なり新幹線は数百キロと長大で、施設等の熟度が至っていない段階で計画を認可することから、特定性は鉄道事業法のように詳細なものは要求されていない。

3　環境影響評価においても、施設等の特定性は法律で要求されておらず、環境保全措置に関しても基準は定められていないので国土交通大臣の広範な裁量が認められている。

工事計画の認可は補正後の環境影響評価書、国土交通大臣意見、環境大臣意見を踏まえて、適正な環境保全措置が取られていると判断し認可したもので適正な認可である。

4　原告適格が無い。原告らは、北海道から大阪、四国、九州まで広範囲な者で、本件認可に対する法律的な利益を有しない者であるから原告適格がないので却下すべきである。

第4　今後の裁判での主張及び立証の課題

1　リニア新幹線に全幹法を適用することは誤りであるか否かの争点

ゼネコンの談合問題が東京地検特捜部の捜査となり今後の成り行きが注目される。

私企業のJR東海が新幹線の建設主体になること自体異例である上に、工事費約9兆円は全額JR東海が負担すると言う前提で建設主体に指定したのに、2016年に法改正して財政投融資資金3兆円を国がJR東海に超低金利年0.03％の利息で30年据置後の返済という破格の好条件での融資が行われた。財政投融資で国の工事であることは明確となったが、国の資金が投入され、金はゼネコン各社が談合して分け前を取り合っている実態が明らかとなった。全幹法で税金免除等の都合の良いところを利用し、環境影響評価や情報公開等不利益な部分は私企業の工事ということを前面に出すやり方は全幹法の趣旨に反する。

2　リニア新幹線の採算性、公共交通としての問題点等

リニア新幹線の経済採算性の疑問。東海道新幹線からリニア新幹線へ乗客が移動するだけで、新たな乗客の需要を拡大出来ない。巨額な工事費だけが負担として財政を圧迫する。既にJR東海には3兆円の財政投融資が行われた。今後、JR東海の財務悪化を防ぐため、国の資金が財政投融資という形で国民に巨額な尻拭いを強いる危険性がある。

3

環境影響評価において対象施設等を特定しないまま行った環境影響評価は違法といえるか。鉄道事業法での環境アセスとの違いの比較を通じて環境影響評価の中身が環境保全に適正な対応をしていると言えるか

(1)　地下水への影響に関する評価書の誤りを指摘する。

大井川の減水問題とその対策（導水路による大井川への復水案）の問題点

今後の展開について他の地域（山梨県、長野県、岐阜県等）の水問題をどう取り組むか。

(2)　地震による運航の安全性に対する危惧

①　地盤・地質関係

ア　新幹線ルートと活断層と直下型地震とリニア新幹線の安全性

イ　破砕帯地盤と工事の人命問題

ウ　地質構造・トンネルと地震に対するリニア新幹線の構造的安全性の不安

エ　南アルプス自体の地盤隆起とリニアの安全性

オ　残土処理と崩落の危険性

大井川燕沢の巨大盛り土、伊那谷の残土捨て場と土砂災害の危険性

⑶　岐阜県でのウラン鉱にルートがかかる危険性と放射能汚染対策の不備

⑷　自然環境への影響

⑸　磁力線の乗客や沿線住民の健康への悪影響

４　原告適格の問題

沿線予定地付近の住民以外の広範囲な原告らは、ユネスコのエコパークに指定され国立公園でもある南アルプスの自然保護の権利及びリニア新幹線が完成すると、東海道新幹線はこだま、ひかりが中心で、リニア新幹線に乗らざるを得なくなるので、乗客としての安全の確保を要求する権利があることから、国民であれば沿線住民でなくても原告適格があるという主張をしている。この主張が認められるかと言う点では大変困難が予想される。

しかし、工事から出る残土運搬車両は残土捨て場が決まっていないことから、その運行ルートが特定されていない。その為、沿線から離れている住民でも運行車両が通る地域に居住している原告も多く、その点では、運行ルートが決まらない限り、運行車両の通行による騒音大気汚染等の生活環境の被害者になる可能性があるという主張をしている。

それでも、リニア工事と直接関係ない住所地の原告に原告適格を確保するため、山梨県のルート敷地予定地に立木トラストを行い、土地建物がルート予定に有る原告も含めて物件所有の原告は205名いる。従って、原告全員が原告適格で切られることはない。

５　談合問題から、リニア新幹線工事計画を白紙に追い込む

これまで、マスコミは、JR東海の巨額な広告費のためにリニア新幹線の問題点を報道しない報道自粛を行なってきた。ところが、昨年末からスーパーゼネコン４社によるリニア新幹線工事を巡る談合問題が独禁法違反で捜査され一躍世間の注目を浴びることになった。しかし、談合問題の背後には、JR東海の名誉会長である葛西敬之と安倍首相との深い関係によるリニア工事と公共工事による景気浮揚策など政府の思惑を明らかにする必要がある。リニア新幹線が国民に必要なのではなく、巨額な工事を行うことで、景気浮揚が実現されたように装うのに利用されているのである。それが今回の談合問題を契機に明らかにされつつある。その結果、世界に誇る南アルプスの自然環境や、工事車両が通行する沿線地域の環境が破壊され、残土の捨て場で新たな環境破壊が作られようとしている。9兆円を超える巨額な工事費をゼネコンが利益を分捕りしているのが談合事件の実態である。しかも国土交通大臣の認可以前から国民に知らされないルートなど施設の詳細がゼネコンに流れ談合が始まっていたのである。

この実態を国民に知らせ、明らかにすることで、リニア新幹線計画を白紙に追い込むことが、裁判所でのたたかいと共に重要である。

（薬害裁判）

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟　報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士　　中　島　　晃

1　薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

⑴　1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

⑵　同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明したので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで55名の患者について訴訟を提起している。

2　大津訴訟の昨年1年間の経過

・2017（平成29）年3月27日
第25次提訴の患者1名について和解成立（和解金4180万円）
・2017（平成29）年7月20日
第28次提訴の患者1名について和解成立（和解金4180万円）。これにより提訴済患者は55名全員の和解成立。
・2018（平成30）年1月10日
第29次提訴（患者1名）

3　この1年間のたたかいと今後の課題

⑴　この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねる中で、昨年7月提訴患者55名全員について和解成立をかちとった。しかし、その後も新しい患者が見つかるなど、引き続き、新規患者の掘り起こし・調査に取り組んでいる。

⑵　ヤコブ病は、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワー

クを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

⑶　さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印された以降、肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に800人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

今年は薬害ヤコブ病の確認書調印から14年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきている。

〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟のご報告

薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団　事務局長
弁護士　　阿　部　哲　二

1　薬害ヤコブ病訴訟について

⑴　薬害ヤコブ病訴訟は、クロイツフェルト・ヤコブ病（以下「ヤコブ病」という）という不治の病の病原体に汚染されたヒト乾燥硬膜製品「ライオデュラ」を脳神経外科手術時に移植され、後にヤコブ病を発症した被害者・家族が国やドイツのメーカーBブラウン社などに損害賠償を求めた訴訟です。1996年11月に大津地方裁判所に提訴され、東京地方裁判所には1997年9月に提訴が行われました。

2001年7月に大津、東京の両地方裁判所から和解が勧告され、2002年3月25日、原告団と被告国及び被告企業らとの間で薬害ヤコブ病問題の全面解決に関する「確認書」が調印され、同日、両地方裁判所で患者20名の「第一陣和解」が成立しました。

⑵　その後も、東京地方裁判所では確認書にもとづく個別和解や追加提訴が続いてきましたが、昨年4月に81例目の患者のケースで和解が成立し、20年続いた東京での裁判が一つの区切りを迎えました。

⑶　薬害ヤコブ病は、ヒト乾燥硬膜からヤコブ病発症までの潜伏期間が最長で29年となってきており、まだ、新たな患者が発症して追加提訴となることはありえますが、一つの区切りとして、これまでの東京訴訟の概要を整理して以下のとおり報告します。

2　東京訴訟が続いた期間

東京訴訟：1997. 9. 10（池藤さん・提訴）～ 2017. 4. 24

3　和解が成立した患者数

日本におけるヒト乾燥硬膜の移植歴あるヤコブ病患者は、厚労省のサーベイランス委員会により昨年2月現在で合計152例と報告されています。そのうち東京で81名、大津と合わせると136名が訴訟で救済されたことになります。

4　手術時期

一番古い手術時期は、東京訴訟の患者で1978年12

月１日に左大脳鎌髄膜種の手術を受け、ライオデュラの移植をうけました。

５　最長療養期間

○　14年７月間（東京原告、発症後最初の入院の1999.１～2015.７（死亡）まで）

一般にヤコブ病は発症すると１、２年で亡くなると言われますが、日本では療養体制の整備もあり欧米より療養期間は長く、上記のように長期の療養例も見られます。

６　賠償金額
（生存患者療養手当を除いた和解一時金）

東京訴訟

総賠償金額：　4,448,739,611円（81名）
平均　54,922,711円

＊　和解基準の概要は下記のとおりです。

①　定額部分として被告企業は3650万円、被告国は350万円を支払う。

但し、1987年６月以降に移植手術を受けた患者につき、被告国は和解一時金の３分の１を負担する。

②　定額部分に弁護士費用、年齢加算（被害者の年齢に応じて０～3600万円を加算）、療養加算（和解時に療養期間が２年を超える患者につき、２年を超える期間１月×20万円を加算）を行う。

③　生存患者療養手当：被告Ｂブラウン社は、和解時の生存原告に対し、２年を超える療養期間につき毎月20万円を死亡まで支払う。

〔3〕HPVワクチン薬害訴訟

薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団　事務局長
弁護士　阿　部　哲　二

子宮頸がんはHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によって起こされるとされていることから、このHPV感染を予防するために作られたのがHPVワクチンです。

2006年８月に米国で初めてHPVワクチンが承認され、日本では2009年10月にサーバリックスというワクチンが承認されました。

そして、国は、2010年12月からHPVワクチンを公費助成の対象とし接種を促進する事業を推進し、2013年４月１日からは国が国民に接種の努力義務を課して中学生高校生に対する定期接種を行いました。

しかし、接種後、激しい身体の痛みや失調症状、学習障害等々の多様な症状が、多くの少女に発現しました。

この少女達が原告となって2016年７月27日に東京、名古屋、大阪、福岡の裁判所に国と製薬メーカー２社を被告として提起したのがHPVワクチン薬害訴訟です。

原告数は現在全国で124名となっています。

裁判の主な争点は、このワクチンの有用性、特に国がワクチンを促進事業、定期接種の対象とするには、有効性、安全性がより高く認められなければいけないのに、これを欠いたままでの大量接種を行ったことの責任です。

請求内容は、慰藉料の一部として1500万円を一律に請求、口頭弁論終結時までに請求の拡張を行って行く予定となっています。

これまでに各地裁では、５～６回の弁論が行われており、年内の弁論、そして来年に向けて立証段階へと進んでいくのかというところです。

HPVワクチンは2013年４月に任意接種から定期接種

の対象となったものの、2ヵ月後の6月には積極的な接種勧奨を一時停止する状態となってますが、使用停止となったわけではありません。

現に使用されている医薬品等にかかる責任を問題とする点で、薬害イレッサと同様の困難さがありますが、世界各国で起きている被害者の運動や訴訟とも連携しながら訴訟を進めていくことになります。

（産業廃棄物問題）

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士　高　橋　謙　一

1　九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2　まず、①に関しては、これまで民間業者の設置は認めさせていなかった。しかしここ数年、住民側に高い立証責任を押し付けることにより、敗訴する事例が増えてきた。これに対して、訴訟で勝つためにどのような活動をしていくかを真剣に検討すると同時に、そもそも訴訟で勝てなくても目的を達成するためにどうすればよいかといういわゆる「運動論」も再検討されている。

3　②については、「公共性」の高い壁に阻まれ、設置・操業の差止に成功はしていない。

しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境悪化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。

また、「安全性」の観点に加えて、「必要性」(無駄な公共事業ではないか)という観点から、いくつか住民訴訟を起こしており、新しい切り口として、注目に値する。鹿児島県の公共関与型処分場設置事件の住民訴訟で、当時の知事に対して、2億円以上の返還を義務付ける判決(鹿児島地裁。現在控訴審係属中)が出たことは、その一つの成果である。

4　③については、福岡県旧筑穂町(合併後の飯塚市)の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。その後、福岡県は、専門委員会や住民らの意見を聞きながら、措置命令の実行を行いつつある。住民の意見が十分に反映されているとは言い難いが、それでも以前よりはましであり、その意味で、「住民参加」が実現し、一定の成果を上げている。

（海・川問題）

〔1〕熊本県下のダム問題の動向

川辺川利水訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　森　　徳　和

1　川辺川ダム

⑴　治水問題

2017（平成29）年3月、国、県、流域12市町村により設置された「球磨川治水対策協議会」の第7回会合が開かれ、治水効果が見込まれる6案の組合せを先行して検討することが確認された。治水案の組合せは、川の断面積を拡大する対応A、川の流水量を抑える対応Bの2つであり、流域住民に影響が少ない対応Bを中心に組合せを検討することになった。

全国初の国直轄ダムの中止を受けて、新たな治水対策の策定という歴史的な試みが進められている。しかし、治水案に対するパブリックコメントを求めるにあたり説明会が開催されなかったため、住民団体から疑問の声が上がっており、より丁寧な説明が求められる。

⑵　五木村の振興対策

2017（平成29）年4月、「五木村歴史文化交流館」が開館した。交流館は、山村文化や川辺川ダム計画に翻弄された村の歴史を伝えることを目的として建設された。

また、水没予定地だった頭地地区では、豪華なキャンプ（グランピング）や屋外レジャーが楽しめる施設整備が進められており、2019（平成31）年4月の開業を目指している。

⑶　利水問題

九州農政局は、2018（平成30）年1月、対象農地の縮小と事業の一部廃止に向けた変更計画について、対象農家の同意が、土地改良法が定める3分の2以上に達したと発表した。

変更計画は、川辺川ダムを水源とした農業用のかんがい事業を廃止し、既に工事が終了している農地造成と区画整理をもって事業を終了させる内容である。今後、計画書の公告・縦覧が行われ、異議申立てがなければ変更計画が確定する見通しである。

計画発表から30年以上が経過し、農業を取り巻く環境が激変するなか、川辺川ダムと切り離して、計画の見直しがようやく実現した。

2　荒瀬ダム

2012（平成24）年9月から開始された荒瀬ダムの撤去工事は、2017（平成29）年3月までにダム本体の撤去が完了し、2018（平成30）年3月に一連の工事が完了する見込みである。

全国初の本格的なダム撤去工事は、5年半を要して完了することになり、鮎が遡上する清流が蘇った。

3　瀬戸石ダム

荒瀬ダムの10km上流に位置する瀬戸石ダムは、1958（昭和33）年に完成した発電専用ダムであり、現在電源開発（Jパワー）が所有している。

2017（平成29）年11月、国土交通省が、Jパワーに対し、ダム湖への堆砂で洪水のおそれがあるとして、最も厳しいA判定を通知していたことが判明した。Jパワーが、A判定を受けたのは、2002（平成14）年の初回検査から8回連続となる。

流域住民は、遅々として進まない洪水対策に不信感を募らせている。

4　立野ダム

2015（平成27）年10月には、本体工事に必要な仮排水路トンネルが完成したが、2016（平成28）年4月に発生した熊本地震のため、大規模な斜面崩壊や土石流が起き、本体工事の着工が延期された。

国土交通省は、立野ダム建設に係る技術委員会を立ち上げ、ダム建設に問題はないという結論を下した。2018（平成30）年度は本体工事費として48億9000円を計上し、ダムの安定性を高める地盤整備に入る計画である。

これに対し、建設に反対する住民団体「立野ダムによらない自然と生活を守る会」は、穴あきダムの安全性は確立されておらず、河川改修で治水能力が増しているとして、ダム建設に強く反対している。

住民団体は、これまで8回にわたり公開質問状を提出したが、国土交通省は、ホームページで疑問に答えているとして、1度も回答を行っていない。このような国土交通省の姿勢に対して、2017（平成29）年5月に開催された流域首長との意見交換会（非公開）の席上、大西一史熊本市長は、「熊本地震後の立野ダム事業の安全性について、流域住民に丁寧に説明して欲しい」との発言を行ったと報道された。

また、建設予定地の立野峡谷には、「岩のカーテン」と呼ばれる阿蘇世界ジオパークの見どころの1つである柱状節理があったが、立野大橋の建て替え工事の際に一部が削り取られていたことが判明した。今後ダム建設工事でも柱状節理が削られることが明らかとなり、住民団体以外の住民の反発も招いた。

改正河川法は住民参加を促しており、熊本地震によって流域住民にダム工事の安全性に対する不安が広がっていることを考慮すれば、国土交通省は、一層丁寧な説明を行い、流域住民の理解を得る努力を重ねなければならない。

〔2〕よみがえれ！有明海

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士　　後　藤　富　和

1　国が確定判決を履行しないという異常事態

有明海異変と呼ばれ、有明海全域において深刻な漁業被害をもたらした国営諫早湾干拓事業に対し、佐賀地裁は2008年6月の判決において潮受け堤防排水門の開門を命じた。この判決は2010年12月の福岡高裁判決によって維持され、同月20日には上告されることなく確定した。

ところが、国はこの開門確定判決の履行をサボタージュした。間接強制による強制執行を受けたにもかかわらず、未だに開門確定判決は履行されていない。憲政史上初の異常事態である。

2　国の不当な徹底抗戦と「訴訟の乱立」

開門判決確定後、裁判所には多くの関連訴訟が係属している。こうした「訴訟の乱立」は、国が確定判決をサボタージュし、なりふり構わぬ対応をしたために生じた現象である。

関連訴訟は次の3つのグループに分類される。

第1のグループは、間接強制をめぐる異議申立、間接強制金増額申立、請求異議訴訟の一群である。全て漁民側が勝訴し、現在、請求異議控訴審が福岡高裁に係属している。

第2のグループは,国とともに干拓事業を推進してきた長崎県が支援して提訴された干拓地農業者らによる開門禁止訴訟と仮処分である。開門したくない国を相

手に開門させたくない人々が提訴した訴訟であるため、漁民側は補助参加した。ところが国の主張･立証と矛盾･抵触すると国が主張したため、漁民側の主張・立証は全く顧みられないまま仮処分が肯定され、開門禁止判決が言い渡された。この判決に対して国は控訴せず、それを察知した漁民側は独立当事者参加を申し立てて控訴し、現在,保全抗告と本訴控訴審が福岡高裁に係属している。

第3のグループは、当事者を異にする残りの開門訴訟である。開門確定判決が履行されれば本来不用になったはずの訴訟である。現在、開門確定判決後の請求棄却不当判決の上告審と、長崎地裁で審理中の2つが係属している。

3　まやかしの和解案

一昨年、長崎地裁において、国と漁業者,農業者らの3当事者がテーブルについて和解協議が行われた。国は、100億円の漁業対策基金によって従来から取り組まれている有明海再生事業を加速させるという和解案を提案した。漁業者側は、すでに開門をタブー視する再生事業には10年以上の歳月が費やされ、500億円の国費が投じられているにもかかわらず効果を上げられならなかった歴史があり、それを加速させても再生のゴールにはたどり着けないことを訴えた。そして、真の解決の途は、農業者の不安を払拭する事前準備を十分に行って段階的に開門すると同時に、干拓営農の困難さの中で苦しむ農業者に対しては、農業基金を作って想定外の万一の被害に対しても補償を確実にし、かつ、干拓営農を円滑にすすめるために利用できるようにするという農漁共存の和解案を提示した。

国は、自らの基金案をごり押しするために、想定問答集を秘密裏に作ったり、利益誘導や恫喝などあらゆる手段に訴えたりして漁業者らが所属する訴訟外の各県漁連に働きかけ、外堀を埋めようとした。そうした試みが漁民らの現場におけるたたかいのなかで頓挫すると、漁業者側が提案した農漁共存の和解案には見向きもせず和解を打ち切った。

4　なりふり構わなぬ国の対応

国は、あくまでも開門判決の履行を避けようと、なりふり構わぬ対応を続けている。

福岡高裁の請求異議訴訟において、国は漁業権消滅論や事情変更論、権利濫用論などを異議事由にしているが、最新の期日には事情変更論と権利濫用論を主題にした500頁からなる準備書面を提出した。ご都合主義のデータのとりまとめと、たとえ荒唐無稽でも考えつくことは全て主張するという内容である。

5　干拓地農民の反乱

今年1月、諫早湾干拓地で農業を営む2法人が、国や長崎県を被告として、諫早湾干拓地が農業に適さない不良地であったと損害賠償を求める訴訟を起こした。

これまで優良農地の造成と言い張って来た国と長崎県の主張が内側から崩れ始めている。

6　まとめ

今や、干拓地の営農者からの不満が噴出する諫早湾干拓事業。農業対漁業の対立どころか、このまま国と長崎県に従うならば漁業だけでなく農業をも壊滅してしまう。事前準備を十分に行った上で、諫早湾干拓潮受堤防を段階的に開門することこそ、農業も漁業も共に繁栄する真の諫早湾・有明海再生の道である。基金については開門を諦めさせるために使うのではなく万一の農業被害に対しての補償として備えることで営農者にとっても安心して農業に従事することが可能となる。

【特別報告】
石木ダム事件

弁護団　事務局
弁護士　　平　山　博　久（福岡県弁護士会）

1　事案概要

石木ダム建設事業は、起業者である長崎県・佐世保市が事業認定申請をした事業である。「起業者によれば」この事業は、長崎県東彼杵群川棚町に存在する川棚川の支流である石木川の上流に石木ダムを建設することで、水道用水が不足して度々渇水被害を受けてきた佐世保市へ十分な水道用水を供給する（利水目的）、及び、石木川の流量調整を行い、これまで度々水害を起こしてきた川棚川の氾濫による水害の軽減を図る（治水目的）等を目的とした多目的ダムを建設するというものである。

2　これまでの経過

⑴　石木ダム計画が持ち上がったのは1962年に遡るが、未だ本体工事には着手していない。また、1982年には長崎県が、機動隊を伴った強制測量を実施するも、地権者による強い反対運動によって中止に追い込んだことも本事件を語る上で特徴的な出来事である。現在、ダム建設予定地に居住している人々は13世帯約60名である。

⑵　その後、2009年11月、長崎県・佐世保市が国土交通省九州地方整備局に事業認定の申請を行い、2013年9月、同局は事業認定処分をした。

⑶　2013年12月に石木ダム対策弁護団（弁護団長：馬奈木昭雄弁護士、副団長：板井優弁護士）を結成し、私たちは、居住者13世帯60名のほか、長崎県内外に及ぶ多数の当事者・支援者と共に、多数回に及ぶ公開質問状を起業者に送り、これに対する説明会を開催させてきた。

そして、弁護団は、地権者・支援者・河川・水道等の専門家と連携を取りながら、公開質問内容を詰め、公開説明会の場で起業者を立ち往生させる（質問に合理的な回答をすることができない状況を作り出す。）運動を重ねてきた。

3　多数の裁判

⑴　公開説明会の結果、長崎県・佐世保市は、公開の場での説明会や市民向けの討論集会を実施することを拒否する態度を示すようになり、徐々にたたかいの場所が司法に広がっていくこととなった。

⑵　長崎県による二度の仮処分申立

ア　地権者らは長崎県に対してこれまで説明要求行動を継続していたところ、長崎県は、地権者による説明要求行動が工事の妨害行為であるとして、平成27年8月7日、地権者23名を債務者として妨害行為禁止の仮処分申し立てを行い、平成28年3月、債務者のうち16名に通行妨害禁止を命じ、その余りの7名に対する申立てを却下する仮処分決定がなされた。

イ　さらに、長崎県は、平成28年10月28日、先の仮処分当事者となっていない19名に対して、再度の通行妨害禁止仮処分申し立てをし、平成29年9月29日、10名について通行妨害禁止を命じ、その余9名に対する申立を却下する仮処分決定がなされた。

⑶　私たちによる仮処分、差止本訴、取消訴訟

ア　取消訴訟

私たちは、平成27年11月30日、石木ダムの事業認定を取り消すことを求め、国を被告・相手方として、取消訴訟及び執行停止申立を長崎

地方裁判所本庁に提起した。取消訴訟の原告は110名である。現地進行協議、証人尋問を終え、本年3月で結審予定である。

イ　工事差止目仮処分申立て及び差止本訴

また、私たちは、取消訴訟とは別に、さらなる運動の広がりと強化を目指して、平成28年2月2日、個人の尊厳・人格権等に基づき石木ダムに関する工事の差止めを求める仮処分を長崎地裁佐世保市に申し立てた。債権者数は全国各地から505名に上る。

同申立に対して、長崎地裁佐世保支部は、平成28年12月20日、現在、道路工事の一部に着手したに過ぎず、土地の取得や本体工事もなされていないなどとして、保全の必要性がないことを理由とする却下決定をした。

そこで、私たちは、上記決定を受け、改めて工事差し止めの本訴を提起した。原告は、仮処分申し立てを超える600名余に及んでおり、現在、長崎地方裁判所佐世保支部に係属審理中である。

4　今後の展開と総括

これまで私たちは、各手続きの段階で、考え得る様々なたたかいを展開してきた。

今後も、公共性が認められない本事業によって地権者の生命、生業、財産他各種権利が侵害されることを防ぐとともに、公共性の有無は行政でも裁判所でもない、有権者が決める世の中を目指して、地権者･支援者･専門家と一体となって、勝つまで運動を展開していく決意である。

【三】特　別　報　告

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長　　中　山　裕　二

1　はじめに

昨年は、福島原発事故被害をめぐる判決が３つ（前橋地裁、千葉地裁、福島地裁）、建設アスベストをめぐる判決が２つ（横浜地裁、東京高裁）出されました。また、米軍基地訴訟では、第２次新横田基地訴訟の東京地裁立川支部の判決を乗り越えるたたかいが始まり、大気の新しい医療費救済制度設立にむけた署名を 14 万筆余集め、これを支持する地方議会の決議も相次いでいます。

被害にふさわしい解決と補償のしくみを作るうえで、いよいよ今年は正念場のたたかいとなります。私たちは、これまでに経験したことのないたたかいの領域に突入せざるを得ない情勢のなかで、精一杯の奮闘をしなければならないと思います。

2　第 42 回全国公害被害者総行動（2017 年６月７日～８日）

第 42 回総行動は、いくつかの課題を残しつつも、情勢を反映した規模と内容で成功をおさめ、これまでの歴史と伝統を引き継ぐことができたと総括しています。

事前準備の段階で、重要な申入れ先である原子力規制庁が交渉拒否を通告してきました。総行動の 40 年以上にわたる歴史の中でも初めてのことでした。しかし、被害者の声すら聞かない役所はありえないと粘り強く交渉し、これを撤回させました。この経緯のなかで、環境省は、私たちと同じ立場で交渉実現のために動きました。

この環境省との距離感は、環境大臣交渉冒頭の代表委員の高木勲嗣イタイイタイ病対策協議会会長のあいさつに集約されています。

「先人から連なる私たちのたたかいの大部分は環境省の歴史と重なります。この 40 年余り、紆余曲折はありましたが、環境大臣はじめ環境省のみなさまと私たちは、この国の公害、環境問題に取り組んでまいりました。

私たちは、今、地球規模の気候変動、また福島原発事故という最大、最悪の公害に直面しています。世界の英知を結集し、諸課題を解決しなければ、人類の存亡にかかわる事態であると思っております。

本日のこの場を契機に、環境省が公害被害者はもとより、国民の要請に応えていただくことを心から期待するものです。」（抜粋）

引き続き、緊張感を持ちつつ信頼関係をもっていかなければならないと考えています。

また、温暖化や原発問題など複数の団体が共同しておこなった交渉は、事前の打ち合わせを行ったことにより、進行など改善をみましたが、さらに円滑な交渉となるよう、要求項目のすり合わせ、事前打合せ、相手方との事前協議などよく準備する必要があります。

重要な課題は、国民署名が近年では最低数（3 万 9 千余）にとどまったことです。今年は、目標を５万筆として取り組んでいきたいと思っています。

3　第 43 回総行動にむけて

今年は、6 月 6 日（水）、7 日（木）の両日にわたって行います。総決起集会は 6 日午後 6 時からニッショーホール（虎ノ門）です。

ところで、今年は、6 月までのたたかいが、いつになく重要になっています。

原発関係訴訟は 3 月に判決が相次ぎます。原告団間の団結、情報交換がこれまで以上に求められますし、国民世論を巻き起こす全国的な支援体制をどう構築し

ていくか、原発の差止めを求めてたたかっておられるみなさんとの連携も必要です。アスベストも3月には高裁段階の判決が続きます。

大気汚染公害は、公健法の認定患者補償の財源確保が引き続き重要ですが、新たな救済制度確立のめどをつけるときでもあります。有明、水俣病もともに正念場です。

多くのたたかいが、総行動を迎えるまでのたたかいが、今後の展開を左右すると言っても過言ではありません。

温暖化の取組みでもパリ協定遵守、2030年目標の引き上げなど、CASAや公害地球懇のこれまで以上の役割が大きくなっており、まさに出番の情勢です。この点では、今後提起される温暖化署名運動に取り組んでいかなければならないと考えています。

4　おわりに

私たちの要求は、「元の身体を返せ、あおぞらを返せ、静かな空を返せ、大地を返せ、海を、川を、山を、返せ、ふるさと・生業を返せ」といった、極めて当たり前なものです。当たり前ではありますが、人間が人間としての尊厳を保ち、生きていくうえで欠かすことのできない要求ばかりです。

この要求こそが多くの国民のみなさんとの接点であり、協力･共同の関係を築いていけると確信しています。しかも私たちの運動は、それぞれが、「この苦しみは私たちだけでいい」と次世代に渡さないために人生をかけています。ここに私たちの運動の最大の強みがあり、推進力となっています。

今年も実行委員会の団結を強め、奮闘していく決意です。

【資　料】

2017年第42回公害被害者総行動デー概要報告

第1日　6月7日（水）

◆第1行動＝環境大臣交渉　11：00

・国民署名提出数39,059筆（昨年　41,134筆）

①実行委員会側出席者

・代表委員（高木、大石、大野、袖野、早川篤、中島）中山事務局長、JNEP代表（鈴木堯弁）、泉南アスベスト（村松弁）、全国大気事務局長（増田）、全国大気代表（秋元）、新潟ミナマタ（山崎）、カネミ油症弁護団（吉野）、よみがえれ！有明海（國嶋弁）、ミナマタ弁護団（園田弁）、大気全国連（西村弁）、

・被害者の訴え（神奈川建設アスベスト 栗田、原発被害津島地区 石井、全国公害患者の会連合会 角田）

②環境省側出席者

・山本環境大臣、小林事務次官、森本大臣官房長、鎌形地球環境局長、亀澤自然環境局長、梅田環境保健部長、奥主総合環境政策局長、高橋水・大気環境局長、中井廃棄物・リサイクル対策部長

◆第2行動＝デモ前行動　12：00　宣伝カー（全労連カー）

・司会　　：昼間、 補佐　大島、 トランペット　松平　晃

・主催者あいさつ：昼間　実行委員会事務局次長

・連帯あいさつ　：長尾（全労連）、植松（東京国公）、小林（千代田区労協）

・決意表明　　：内藤（首都圏アスベスト統一本部事務局次長）

◇デモ　12：20　出発

・宣伝カー　先頭（全労連カー）、中間（川崎カー）、後方（千代田カー）

・参加者数　　800人

・デモ終結点　中山事務局長

◆第３行動＝政府各省庁交渉　　13：30 ～東電・政府合同交渉／ 14：00 ～省庁交渉

６省、20 部局の一斉交渉と東電・政府合同交渉

・環境省総合政策局長	責任者	増田（大気）	・環境保健部長	責任者	上田（大気）
・水・大気環境局長	責任者	大場（大気）	・環境保健部長	責任者	高木（イ病）
・水環境閉鎖性海域対策室	責任者	塩飽（瀬戸内）	・自動車環境対策課	責任者	中島（基地）
・自動車環境対策課	責任者	高木（名古屋新幹線）	・特殊疾病対策室長	責任者	元島（水俣）
・環境リスク評価室	責任者	山本（化学兵器）	・厚労省薬務局長	責任者	中西（ス全協）
・労働局総務課石綿対策室	責任者	村松（アスベスト）	・食品安全部	責任者	高木（カネミ）
・農水省生産局長	責任者	吉野（カネミ）			
・水利整備課国営第１班	責任者	茂吉（川辺川）			
・農村振興局農地資源課	責任者	馬奈木（有明）	・国交省道路局	責任者	橋本（道路）
・国交省航空局	責任者	中島（第２次横田）	・鉄道局施設課	責任者	高木（新幹線）
・防衛省	責任者	中島（第２次横田）			
・外務省日米安保条約	責任者	中島（第２次横田）			

◇東電・政府合同交渉　　責任者　中山（総行動）　衆議院第一議員会館多目的ホール　参加者　250 人

◇農林水産省前抗議行動　よみがえれ！有明海訴訟　14：00

◆第４行動　総決起集会　17：30 ～ 20：00　虎ノ門　ニッショーホール（2F ホール）

・参加　団体　60 団体　800 人（舞台上に 60 人）

・司会　　：斉藤園生（ミナマタ東京訴訟弁）、服部浩幸（原発）

・責任者　　：尾崎俊之　演出：大門高子　パワーポイント：大越

・基調報告　　：中山事務局長

・連帯あいさつ：本間慎　（科学者会議・フェリス女学院大学元学長）、山田博子（婦人民主クラブ事務局長）

・オープニング　①松平晃　トランペット演奏　②おしどり　トーク

・全実行員会参加団体の紹介

・発言：①建設アスベスト（栗田、西村弁）　②ノーモアミナマタ（森、皆川）③有明（國嶋弁、大鋸）
④大気（浜島、増田）　⑤薬害（阿部弁）⑥カネミ（森田）⑦基地（平良）
⑧全国道路（大川、大塚／天狗）⑨化学兵器（大谷）⑩福島原発（伊東、中島、今野、米倉弁）

・政党からのメッセージ　　民進党、日本共産党、社民党

・集会アピール、プラスターアピール、フィナーレ「一人の手」

第２日目　６月８日（木）

◆第５行動　早朝宣伝　8：30 ～ 9：30

・チラシ　3000 枚印刷（やや不足）

・場　所　①大手町／経団連前　300 枚（千代田労協カー）、 チッソ本社前 300 枚（北区労連カー）
②官邸前／ 300（ハンドマイク）、
③霞が関／ 1600 枚（環境省　200 枚（川崎カー）、農水省　300 枚、国交省　250 枚、
外務省　250 枚、 経産省　300 枚、文科省　300 枚）
④東電前／ 500 枚（東京地評カー）

・参加者　160 名

◆第６行動　東電前抗議行動、経団連交渉、企業・各省交渉　9：30～11：00

◇東電前抗議行動

・司会：有坂　　責任　土田　　・トランペット、多摩川太鼓　　・実行委員会挨拶：中山、

・怒りの発言：生業　村松、いわき　松崎、公害弁連　板井弁、

・連帯あいさつ：地評　森田、農民連　斎藤、アスベスト　吉田　唐沢、　国公労連　笠松、

・リレートーク：ミナマタ　本田、有明　平方

◇７省10部局　６財界・企業交渉

財界	・日本経団連	責任者　鶴見
	・電事連	責任者　中杉
	・石油連盟	責任者　黒岩
	・自工会	責任者　増田
企業	・チッソ	責任者　大石
	・昭和電工	責任者　高野
省	・内閣官房	責任者　布施（川村）
	・環境省　地球環境局長	責任者　橋本、早川、鈴木
	・文部科学省	責任者　昼間
	・厚生労働省　薬務局長	責任者　阿部
	・経産省　産技環境局	責任者　児玉
	・外務省　地球規模問題課	責任者　長谷川
	中国・モンゴル課	責任者　大谷
	・国交省　道路局	責任者　上田
	水管理・国土保全局	責任者　伊藤
	＊環境省原子力規制庁	責任者　橋本　11：30の開催となった。

◆第７行動　まとめ

◇まとめ行動の準備　11：30　環境省前　東京土建カー

司会：大島　　補佐：池田　大越

リレートーク：いわき・菅家、大阪公害・上田

◇まとめ行動　12：00　環境省前　東京土建カー

司会：増田　　補佐：池田　大越

①経団連交渉報告　鶴見（弁）、　②大臣交渉報告　中山、　③東電交渉報告　佐藤三

④まとめの挨拶　中山

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 理事長・一橋大学名誉教授
寺　西　俊　一

日本環境会議（JEC）は、1979 年 6 月、(1) 開かれた「学会」、(2) 学際的な「学会」、(3) 提言する「学会」として発足し、その後、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで 39 年にわたり、地道な活動を続けています。

2016 年の 10 月下旬に「第 33 回日本環境会議沖縄大会」（於・沖縄国際大学）を開催しましたが（参加者は、国内外から 400 名余）、後述のとおり、次回（第 34 回）は、「第 4 回『原発と人権』全国研究・交流集会 in 福島」に合流する形で、2018 年 7 月下旬に開催する予定となったため、2017 年度には JEC 大会は行われませんでした。

2017 年度における JEC の主な活動は、以下のとおりです。

① 2011 年 5 月からスタートしてきた「JEC 東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（略称・JEC 検討委員会）は、これまでに計 32 回の全体会合、3 つの検討部会での調査研究活動等を精力的に積み重ねてきましたが、2012 年 10 月からの農林中金総合研究所による委託調査の形での助成期間が終了したことを受け、2017 年 4 月 24 日（月）午後、その研究成果報告会（於・農林中金総合研究所会議室）が行われました。これらの活動の概要については、JECHP の該当サイトに掲載してありますので、ご参照ください。

② また、2017 年には、福島原発事故関係訴訟のうち、3 月 17 日に群馬訴訟判決、9 月 22 日に千葉訴訟判決、10 月 10 日に福島生業訴訟判決が出されたことを受けて、まず 4 月 2 日（日）の午後、東京（四谷）の主婦会館にて、JEC と全国公害弁護団連絡会議の共催によるシンポジウム（「福島原発事故賠償訴訟の現段階と課題～群馬判決を受けて」）を開催しました（参加者約 200 名）。さらに 12 月 2 日（土）の午後には、明治大学にて、JEC と日本弁護士連合会との共催によるシンポジウム（「福島原発事故被害の賠償と回復−その原状と課題」）を開催しました（参加者約 250 名）。今後、2018 年 3 月には、東京地裁（東京訴訟）、京都地裁（京都訴訟）の判決も予定されていますので、JEC としては、これらの原発損害賠償訴訟の動向に注目しつつ、引き続き、様々な支援の取組みを進めていきたいと考えています。

③ 上記①の調査研究や②のシンポジウムの成果等については、JEC の準機関である『環境と公害』誌（岩波書店刊）の〈特集：東日本大震災と原発事故〉シリーズのなかで関係論文等を順次掲載していますので、ご参照いただければ幸いです。

④ 前述のとおり、次回（第 34 回）の JEC 大会は、「第 4 回『原発と人権』全国研究・交流集会 in 福島」（以下、福島集会）（於・福島大学）に合流する形で、2018 年 7 月 28 日（土）～ 29 日（日）に開催する予定のため、2017 年 8 月下旬、JEC 事務局として上記の福島集会実行委員会の発足に関与し、以降、毎月 1 回程度の実行委員会会議を積み重ねてきています。追って、この開催要綱や開催プログラム案などを、「JEC ニュースレター」、JEC 会員 ML、JECHP 等でお知らせしますので、多数、ご参加くださるよう、よろしくお願いいたします。

最後に、JEC は 2019 年には「発足 40 周年」を迎えます。それに向けて、ぜひとも、600 名以上の JEC 会員を実現したいと考えております。皆様の周りにおられる関係者に JEC 入会を積極的にお勧めいただければ幸いです。JEC 入会の申し込みは、JEC の HP（http://www.einap.org/jec/）から行っていただくよう、お願いします。

今後も引き続き、JEC の諸活動に対する皆さまからの多大なご協力・ご支援を切にお願い申し上げる次第です。

道路住民運動全国連絡会報告

～旧来型大型公共事業からの転換を～

道路住民運動全国連絡会（道路全国連）
事務局長　　橋　本　良　仁

1　国際競争力強化とオリンピックを口実に予算増額 三大都市圏環状道路建設前倒しに 財政投融資 1.5 兆円を投入

・ 2018 年一般会計予算、97 兆 7128 億円（2017 年当初予算比 0.3% 増）
・ 国土交通省の公共事業関係費、5 兆 9789 億円（2017 年比 26 億円増）
・「効率的物流ネットワークの強化」三大都市圏環状道路整備や拠点空港・港湾へのアクセス道路整備など（2283 億円、5% 増）
・ 国際コンテナ戦略港湾の機能強化（855 億円　2% 増）
・ 首都圏空港の機能強化（155 億円　1% 増）
・ 5 区間の整備新幹線推進（755 億円、17 年同額）
・ JR 東海単独事業費のリニア中央新幹線に財政投融資を計 3 兆円投入
・ 2017 年度に 1.5 兆円を投入済
・ 国土交通関係の財投活用は 3 兆 3981 億円、リニアだけでなく、凍結されてきた大規模開発の復活と継続事業の前倒しを加速させる。

2　新たな事業をおこなう余裕ない

道路や河川管理施設などの社会資本は建設後 30 年経過し老朽化したものが多い。

今後 50 年間に必要な維持･管理･更新費は 250 兆円(年 5 兆円）必要とされる（国土交通省試算)。

2018 年度予算はインフラの老朽化対策に対し、わずか 4472 億円

3　決めた計画は変更せず、さらに……

国民の批判により、道路政策や道路行政は徐々に修正されてきた。国民との合意形成や説明責任を果たす目的で PI（パブリックインボルブメント）や PC（パブリックコメント）が導入され、環境アセスメント実施前に住民意見を取り入れる目的で計画段階評価が開始された。しかし、ほとんど機能せず、住民の意見は聞きおくだけで、一旦決めた計画の変更や中止は行われない。

〝二階道路〟と揶揄される紀伊半島一周道路に 4600 億円、〝安倍道路〟と言われる山陰自動車道には 4500 億円、〝石破道路〟の山陰近畿自動車道は 6000 億円、第二関門橋（関門海峡道路）は 3000 億円の予算が見込まれている。東京湾横断道路をさらに 1 本つくる計画もある。

4　道路住民運動と公共事業改革市民運動のたたかい

横浜環状道路南線（圏央道)、東京外環道路千葉は土地収用とのたたかい､東京外環､東京の都市計画道路（外環ノ 2、板橋大山 26 号線、北区志茂 86 号線、世田谷 23 号線、小平 3・2・8 号線）や大阪の淀川左岸線などの住民団体は、公害調停や訴訟を提起している。

毎年 6 月開催の全国公害総行動における道路局交渉では、事業評価や事業再評価時に重要な指標となる B／C（費用便益比）に必要な将来交通需要予測に H22 年交通センサスが未適用で早急な適用を求めてきたが、実行されていない。

2013 年 1 月に発足した公共事業改革市民会議は、ダム、道路、湿地･干潟、スーパー堤防、沖縄の米軍基地、リニア中央新幹線とたたかっている市民・住民運動団体が集まり、公共事業チェック議員の会と共同の運動を行っている。

5　旧来型公共事業からの転換を

アベノミクスは、東京―大阪を１時間で結ぶ、人口7000万人のスーパー・メガリージョンを形成するため、リニア中央新幹線、4つの国際空港、2つの国際戦略港湾、高速道路ネットワークの充実をはかる。アベノミクスは旧来型の経済界と建設業界が潤うだけ、古い経済界の救済プロジェクトにほかならない。

旧来型大規模公共事業から再生可能エネルギーなどの地産地消、小規模分散ネットワーク型社会を実現する、持続可能な社会への転換が求められる。

第43回　道路全国連全国交流集会アピール

第43回道路全国連全国交流集会は、「住民主体のまちづくりで、道路交通政策の見直しを」の大会スローガンのもと、千葉県市川市文化会館で開催され32団体、114人が参加した。

開催地市川市では環境問題をはじめ、多くの問題点をのこしたまま外環道路（東京外かく環状道路）の建設が進められ、既に一部の区間では供用が行われている。交流会１日目の現地見学では、こうした市川市の現状とともに、東京都江戸川区内のスーパー堤防事業、千葉県が第二湾岸道建設に固執している東京湾奥に残された最後の干潟、三番瀬、事業化に向け動きだした北千葉道路計画地、昨年11月に供用が開始された市川市都市計画道路3・4・18号線などを見学した。2日目の全体集会では、岩見良太郎・埼玉大学名誉教授による記念講演「住民主体のまちづくりへの課題」をうけ、全国各地区で道路問題に取り組む運動の紹介や成果、問題点などの報告がなされるとともに、大気汚染によるぜん息等の患者への医療費助成を求める運動、リニア中央新幹線建設阻止を求める運動から、集会参加者への訴えがあり、これらの運動との連携を深めた。

高速道路など巨大プロジェクト中心の公共事業は自然を破壊し、住民の住み慣れた街を奪い、大気汚染や騒音被害をもたらしてきた。しかもこうした巨大プロジェクトは莫大な予算を伴うため、公共事業の在り方を見直すべきだとの指摘は多い。しかし巨大プロジェクト、なかでも高速道路建設の動きは止まらない。1987年の四全総で計画された1万4000kmの高規格道路は既に1万1260km整備され、今後、計画路線すべてが整備対象となろうとしている。しかし高度経済成長期に造られた多くの社会資本は老朽化しており、今後50年間に必要な維持、管理、更新の費用は250兆円とされている。新たな巨大道路を建設する財政的余裕はない。

巨大公共事業は、関係する住民が知らないところで決められ、一度決まった計画が見直されることはまれである。計画段階で住民意見を取り入れることが目的で国が導入したはずの「計画段階評価」や、事業化された公共事業を見直す「事業再評価」などの制度は機能していない。

このような状況の中で全国の道路住民運動団体は国、自治体、道路会社などを相手に粘り強い交渉を継続し、さらには公害調停や訴訟を提起し、成果を獲得する団体も出てきている。こうした運動をさらに前に押し進めなければならない。

クルマの排気ガスによる大気汚染とぜん息の因果関係は、2011年5月に環境省が公表した大規模健康影響調査の結果からも明らかになっている。国は一刻も早くぜん息患者等の救済制度を創設すべきである。

騒音に関し、環境基準が幹線道路近傍地域の特例として設定している値は、国道43号線最高裁判決や国道2号線広島高裁判決が示した住民の受忍限度を上回る値であり、このような特例措置は直ちに廃止されるべきである。

福島原発事故の被害者は全国30カ所以上で裁判を起こし、原告数は1万人を超える。アスベスト被害者も国や事業者の責任と賠償を求め訴訟を行っている。私たちはこうした公害被害者とも連携し、共同の運動を進めていく。

安倍政権はこれまで数々の場で憲法をないがしろにする政策をとってきたが、いよいよ改憲に向け、大きく踏み出そうとしている。憲法は私たちの運動の最も重要なよりどころであり、平和憲法を守る幅広い運動によって、改憲への動きをストップさせなければならない。本集会の最後にあたり、私たちはこのことを強く訴える。

2017年11月12日

第43回 道路全国連全国交流集会参加者一同

＜JNEP 活動報告＞
「パリ協定」実行と日本のエネルギー政策の転換をめざして

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）
事務局長　清　水　　瀞

＜はじめに―私たちが直面している危機＞

地球温暖化による気候変動は誰一人逃れることのできない人類生存の危機をもたらしています。この共通認識がCOP21の合意を成立させ、歴史的な「パリ協定」を締結させました。1992年のブラジル「地球サミット」から1997年のCOP3の「京都議定書」締結、そして2009年のCOP15（コペンハーゲン）からCOP21（パリ）まで代表団を送り、取り組んできた公害・地球懇（JNEP）としては大きな歓びと確信を得ることができました。世界の流れは決まりました。21世紀後半には化石燃料ゼロ、再エネ100%をめざす「パリ協定」の実行が人類生存の危機を回避できる唯一の方向です。

「アメリカファースト」のトランプ大統領は「パリ協定」離脱を表明、「トランプファースト」の安倍政権は「パリ協定」と相容れない原発・石炭推進をベースロード電源とするエネルギー政策にしがみつき、原発再稼働・石炭火発建設と原発・石炭火発輸出をすすめています。世界の流れに逆行するトランプ大統領と安倍政権は孤立しています。

いまこそ「パリ協定」の実行、日本のエネルギー政策の転換を迫る運動が緊急の最優先課題と考えます。

1　この一年間の活動経過
―温暖化署名運動をよびかけ

公害・地球懇（JNEP）は昨年5月13日に「2017年総会」を開き、その活動方針を2回の幹事会（7月22日、11月18日）で具体化をはかり、①温暖化対策②福島原発問題を中心課題にすえ活動をすすめてきました。さらに先日、2月17日に第3回幹事会を開き、5月12日の「2018年総会」まで3ヶ月間の集中的な取り組みとして、①温暖化署名の推進②原発被害者訴訟の三連続判決行動、を決定しました。そして総会では、シンポジウム「これがすべてを変える―原発・石炭から再エネ・省エネへの転換を」（仮称）を企画します。

2　2018年の重点課題

⑴　地球温暖化対策・エネルギー政策の転換を求める活動

「地球温暖化（気候変動）」の取り組みにあたり、いま話題の「これがすべてを変える」（ナオミ・クライン著）が問いかける「気候変動による人類の危機とたたかう歴史的なチャンス」の視点をふまえ活動します。「パリ協定」実行と相容れない、世界の流れに逆行する原発・石炭をベースロード電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、再エネ・省エネを最優先とするエネルギー政策への転換を求める運動をすすめます。

① 国民世論を形成する温暖化署名運動（目標7万筆）をよびかけ、いつでも、どこへでも講師を派遣する「出前講座」に取り組み、署名運動を推進します。

② 「エネルギー基本計画」見直しを求める政府交渉・院内集会等の共同行動をeシフト中心に取り組みます。

③ 次の節目を設け2018年末まで具体的な運動を展開します。

＜第一節＞
3月から6月の第43回公害総行動まで。
（エネ基見直し審議の時期）

＜第二節＞
その後年末まで。（COP24にむけての時期）

⑵　第43回公害総行動とフクシマ現地調査の取り組み

60年余にわたっていまなお解決をしていない水俣

病をはじめ多くの公害被害者が苦しんでいる被害実態や被害切捨てと必死にたたかう姿は国民全体に十分に伝わっていません。

被害の切捨ては許さない！加害責任を明確にして、きちんと被害救済の制度をつくり責任をとらせることなしには、同じ誤りをくり返します。この根源的な変革を求める活動がカギとなると考えます。

「見えない公害を見える希望へ。―すべての被害救済を」の第43回公害総行動スローガンにそった取り組みを共にすすめます。

具体的には、3・11からまる七年目の3月には福島原発被害訴訟が三連続判決をむかえます。この3月段階のたたかいを第43回公害総行動前段の大きなヤマ場として全力で取り組みます。2月20日に結成された原発避難者訴訟支援「東京・首都圏連絡会」と共に活動をすすめます。

6月の第43回公害総行動では、福島原発事故被害に関する「東電・政府交渉」及び「温暖化対策・エネルギー政策に関する「政府・経団連・電事連交渉」の要求作成・交渉設定等の事前準備をおこない、交渉の前進をめざします。

松川事件、水俣病支援の運動に学び、被害現地と結ぶ現地調査を運動のキーポイントとして「フクシマ現地調査」に取り組んできました。この7月には第7回フクシマ現地調査（7/29～30）を第4回「原発と人権」集会（7/28～29）と結んで取り組みます。

3　2020年にむけて

歴史的な分岐点ともいえる2020年のまであと三年。①東京オリンピック・パラリンピックにむけて福島原発事故は「解決したことにしよう」と被害切捨ての攻撃が強まっています。すべての公害の被害切捨ては許さない！との決意が問われます。②「パリ協定」の実行段階に入り、削減目標達成の責任が問われます。③JNEPは結成30年の節目をむかえます。2018年は勝負の年――世界の流れと逆行する日本の政治・経済を変えるたたかいを力強く展開する決意です。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議　事務局長（第９次横田基地公害訴訟原告団）
福　本　道　夫

１　はじめに

2008 年 12 月に「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」を結成して、9 年余が経過した。

この間、（初めての岩国を除いて）各地の基地爆音訴訟団は、高裁や最高裁で判決が確定した後に新たな訴訟を立ち上げ、裁判を中心とした運動の中で様々な成果を挙げてきた。また、昨 2017 年 12 月には宮崎県・新田原基地の被害住民が初めての訴訟を立ち上げた。

私たちは、現在、新田原基地訴訟を入れて、全国 7 基地で 8 つの訴訟・約 3 万 7 千人の原告が、軍事基地被害根絶のために様々な運動に取り組んでいる。

２　軍事基地をめぐる情勢・動き

沖縄県では、辺野古新基地や東村高江ヘリパッド建設をめぐる緊迫した状況がいまだに続く一方、米軍用機の事故・故障が相次いでいる。沖縄で基地訴訟を続ける 2 つの原告団は、これらの問題に対する活動にも積極的に取り組んでいる。

普天間基地では、相変わらず日米合意を無視した MV−22 オスプレイ（海兵隊仕様）の訓練が行われているが、特記すべきは MV−22 オスプレイの事故やその他のヘリの事故や故障の多さだ。いずれも事故原因の追究が不十分なままで訓練が再開され、基地周辺住民の不安をますます募らせている。

嘉手納基地では、相変わらず外来機も含め飛行騒音を中心とした被害が多い。一方、国は約 22000 名の原告を有する裁判結果を想定し、うるささの度合いに応じた地域を示すコンターを狭くするための引き直しを画策している。また、2017 年には、日米合意により 2011 年以来禁止されてきたパラシュート降下訓練が強行され、ステルス戦闘機 F−35A が新たに 12 機配備された。

新田原基地では、通常の空自戦闘機の訓練以外に米軍を交えての日米共同訓練が時々計画されている。昨 2017 年 11 月の三沢基地 F−16 部隊との訓練は強行され、中止にはなったが今年 2018 年 1 月に嘉手納基地 F−15 部隊との訓練は計画されていた。米軍傘下の自衛隊の姿がより明らかになってきている。

山口県・岩国基地では、艦載機移駐の先駆けとして E−2D と F−35B の配備があった。そして、2017 年には厚木の艦載機部隊が配備された。困ったときの米軍機の受け入れ先として重宝がられている状況で、いずれ嘉手納基地を超える日本最大の基地になりつつある。滑走路の沖合移設の目的が現れてきたかのようになっている。

石川県・小松基地では宮崎県・新田原基地所属の F15 戦闘機 10 機と要員約 170 名の移転がなされ、被害が拡大されている。

神奈川県・厚木基地では、基地周辺住民（300 万人）に深刻な爆音被害をもたらしている主な原因は、米空母ロナルド・レーガンの艦載機によるものだった。2017 年より艦載機の岩国移駐が開始されたが、移駐後も厚木基地への飛来が繰り返されており、オスプレイや岩国所属の海兵隊機など、他基地からの外来機の飛来も増加している。このため周辺自治体や市民の間では、岩国移駐後の米軍機の運用に対する不安や疑念が高まっている。

東京都・横田基地では、2014 年から MV−22 オスプレイの飛来が続いているが、離着陸 + 通過回数は 2017 年には約 150 回、2018 年は 1 月だけで約 60 回を記録している。増加原因は、訓練地への中継地・起点としての使用だけでなく、訓練地としても使用するようになったこと、飛来回数･機数が多くなっていることだ。なお、2017 年末の配備としていた CV−22 オスプレイは、要員不足や部品調達の遅れで 2019 年秋以降まで延期となった。その他、基地運用の動きは、実戦部隊のパラシュート降下・物資投下などの訓練の恒常化、戦闘機の大量集結などがあり、輸送中継基地主体という性格は変容している。

全体的に、在日米軍基地や自衛隊基地は、基地機能及び軍事力強化の方向が依然続いており、爆音被害や軍用機墜落の危険が全国各地へ拡大されているといえる。

一方、各基地周辺住民に行われていた NHK 受信料の助成は、会計検査院の指摘によって防衛省が一方的に

打ち切る方向（沖縄県を除く）で動き出し、被害地域の移転跡地利用制限の強化など、被害地に暮らす住民への新たな締め付けがなされようとしている。

３　全国の裁判をめぐる情勢と主な争点

全国の爆音訴訟は、岩国基地訴訟、普天間基地訴訟、嘉手納基地訴訟、第２次新横田基地訴訟の４訴訟が高裁段階、小松基地訴訟と第９次横田基地訴訟が地裁段階、第五次厚木基地訴訟と新田原基地訴訟が地裁の第１回弁論を待っているところという状況だ。（以下、各訴訟原告団名は、便宜上「〇〇基地訴訟」と記載する。）

第五次厚木基地訴訟は、第四次厚木基地訴訟の訴訟結果を踏まえて立ち上げ、2017 年８月に地裁に提訴、その後 12 月の追加提訴で原告数は 8000 人超となった。原告数１万人と飛行差し止めや将来請求の獲得を目指している。

岩国基地訴訟は、2015 年の山口地裁岩国支部の判決は、不当で乱暴なものだったが、その後の岩国基地が基地機能強化＝被害増大の方向にすさまじく変貌していることから、これらも踏まえて広島高裁での控訴審を展開している。

普天間基地訴訟は、2016 年 11 月に那覇地裁沖縄支部で判決が示された後、原告と被告国が双方控訴し、2017 年 12 月で第３回の弁論が開かれている。控訴審は早い展開になりそうで、2018 年夏にも結審という可能性がある。

第三次嘉手納基地訴訟は、約２万 2000 人という国内裁判史上最大規模の原告による裁判だが、2017 年２月に那覇地裁沖縄支部で判決が示された後、高裁で審理中だ。2019 年１月には結審予定という早い展開になりそうだ。

小松基地訴訟では、裁判所は被告国が申請してきた「危険への接近論」についての質問権を一定程度尊重する必要があると認め、該当する原告 11 名（内１名死亡）の意見聴取が決定された。さらに、軍事評論家の前田証人等の証言が予定されている。また、今後は原告側として所在尋問を請求。2030 年３月に予定されている結審に向けて、審議が継続中である。

同基地で２つの訴訟が行われている横田基地訴訟の１つ、第９次横田基地訴訟は、2018 年の原告本人尋問を終えた後に結審となり、2018 年度内での判決が予想されている。

第２次新横田基地訴訟は、2017 年 10 月に判決があった。主目的とした米軍機・自衛隊機の「夜間早朝の飛行差し止め」と「将来の損害賠償」請求は認められなかったが、「過去の損害賠償」で過去認容額を増額させた。また、防音工事による賠償額減額率で工事室数に関わらず一律 10% とし、健康被害についても前進した判決となった。

新田原基地爆音訴訟は、昨 2017 年 12 月に原告 122 名が宮崎地裁に提訴を行った。今後は、１次提訴をばねにして、さらに原告を増やし、追加提訴の予定だ。

裁判結果は、総じて過去分損害賠償は認容、将来分損害賠償と飛行差し止めは認められないというものだが、被害内容の認定や賠償額で各訴訟判決に差が出ている。各弁護団や各原告団が協力し合う中で、より被害者の目線に合わせた判決を目指したい。

４　政府への要請行動

全国基地連としての政府交渉は、関係省に対し基地被害の解消を目的とした要求をまとめ・交渉することであるが、過去の政府側の対応がおざなりであることから、いかに実のある交渉にしていくかが課題となっている。

この交渉・行動は、原告団や住民を中心とした政府交渉を行うことで、弁護士中心の裁判と本来の住民運動が、車の両輪のように機能できることも目的としている。

2017 年は、６月に外務・防衛・環境・国土交通の各省との交渉を行った。

国側の対応は、相変わらず住民との隔たりを埋めようという努力が見られないばかりか、担当者が毎年変わるばかりで、従来の申し入れ・交渉の積み重ねが全く感じられないものであった。

５　まとめ

私たちは、40 年に及び基地被害と向き合ってきた住民運動の歴史を踏まえつつ、各原告団の経験を全国の経験として共有することで、各原告団の弱点をカバーし合いながら、巨大な相手（国や米軍）と対峙している。

また、私たちは、全国の米軍機・自衛隊機飛行訓練エリアの被害住民との連携や、基地問題に取り組んでいる諸団体との交流を深め、基地爆音訴訟原告団の枠を超えた全国レベルでのたたかいに拡げていくことを課題としてきた。そして、2018 年になって、新田原基地爆音訴訟団が私たちの仲間として加わったことは、その１つの成果だといえる。

最近の環境アセス法の動向

弁護士　藤　原　猛　爾

1　2017年3月末現在のアセス法の実施状況

環境省資料によると、2017年3月末現在で2016年度内に手続を実施した事業は、道路85例、河川11例、鉄道18例、飛行場11例、発電所281例、処分場7例、埋立・干拓20例、面整備21例で合計447例であった。このうち手続を継続実施しているのが176例、手続完了が221例、手続中止が50例となっている。

手続実施例のなかで発電所が281例と多いが、大半は風力発電所の事例である。この要因は、法改正による配慮書手続の導入、風力発電所の設置等を対象事業としたこと、震災の影響、原発稼働停止等による火力発電所設置案件が増加したことにある。

2　発電所については、大規模な火力（石炭･天然ガス）発電所設置が計画・建設が進行していることに注目すべきである。

具体的には、北海道・名寄天然ガス発電所（31.5万kw）、室蘭製鉄所中央発電所リプレース（12.5万kw）、宮城県・石巻雲雀野発電所（14.9万kw）、千葉県内の五井天然ガス発電所（234万kw）、袖ヶ浦石炭火力発電所（200万kw）、姉崎天然ガス火力発電所（195万kw）、蘇我石炭火力発電所（117万kw）、神奈川県･横須賀石炭火力発電所（130万kw）、静岡県・清水天然ガス発電所（170万kw）、大阪府・夢州天然ガス発電所（300万～1000万kwの計画）、兵庫県内の神戸製鉄所石炭火力発電所（130万kw）高砂石炭火力発電所（120万kw）、広島県・福山共同発電所（23万kw）、島根県・三隅発電所（100万kw）、山口県・西の沖山石炭発電所（120万kw）、愛媛県・西条石炭発電所（75万kw）、福岡県･ひびき天然ガス発電所（164万kw）等である。

3　大規模火力発電所である発電所については、天然ガス、石炭火力を問わず手続の配慮書、方法書、準備書の各段階で環境大臣が意見書を提出する例が多い。各発電所建設計画に対する環境大臣意見の趣旨・骨子は以下のようなものである。

①　わが国は、パリ協定に基づき2030年度に2013年度比26.0％減（2005年度比25.4％減）の温室効果ガス削減目標を掲げている（平成28年5月13日閣議決定）。また、長期的目標として2050年度までに80％の温室効果ガスの排出削減を目指して戦略的に取り組むことが必要である。

②　発電事業が、国の目標・計画と整合を図るためには、電力業界全体でCO_2排出削減に取り組む実効性のある枠組みが必要である。平成27年7月17日に電気事業分野の『自主的枠組みの概要』が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組みには課題がある。

③　2015年に決定された温暖化対策では、2030年度の電力由来CO_2排排出量は全体で3.6億トン、石炭火力発電所から排出されるCO_2排量は2.2～2.3億トンと推計されるが2015年度の石炭火力発電のCO_2排排出量実績は2.68億トンで、すでに上記排出量推計値を上回っている。

④　他方、平成29年10月現在、約1850万kwの石炭火力発電所の新設・増築計画があり、このままだと2030年度の石炭火力発電所からのCO_2排排出量は約3億トンと推計され同年の温室効果ガス削減目標を超過する可能性がある。

⑤　その他大気環境、水環境、廃棄物等に対する適正の環境保全措置を講じること。

以上の状況にある発電所設置計画について環境大臣は、温暖化対策の観点からかなり厳しい姿勢で臨んでいるようにみえる。しかし、建設予定地の住民らとしては、温暖化対策の観点に限らず、地域の全般的な環境保全を確保する観点から、現

在進められている環境影響手続に参加し、手続の監視や意見提出をしていくことが必要である。

4　昨年度総会報告でも指摘したが、アセス法手続を潜脱しようとする中小規模の石炭発電所の新設・増設計画が増加している。

①　アセス法対象規模に達しない小規模発電所の環境影響は、1基当たりでは影響が小さくとも重畳的な影響の懸念がある。環境施策の原点である「予防的な取組方法」を踏まえて追加的な施策を検討することが必要である。具体的には、条例アセスの対象とすること、公害防止協定の締結、事業者による自主的なアセス等がある。

②　アセス手続逃れを許すべきではない。また、事業者の自主的取り組みは実効性を確保できない。

　発電所の設置・増設に限らず、環境影響の疑いがある開発行為についてアセス法の対象事業範囲を拡大し、規模等を考慮した「簡易アセス」手続の導入すること、地域的（空間的）・時間的にみて、計画事業による重畳的、複合的な環境影響が予測される場合に関連事業計画をアセス対象にすることができる等のアセス法改正が必要である。

5　現在、辺野古埋立差止訴訟、リニア建設をめぐる訴訟、各地のダム・河川工事の差止訴訟、その他各種公共事業をめぐる争訟でアセス法（アセス条例）違反が争点とされている。

　ところが、アセス法は実体的な環境保全目標や基準を定めるものではなく、事業者実施者による自主的環境配慮のための手続法であるという性格を有していることから、実際の訴訟では、アセス手続を実施したか、手続が適正であったかについてはアセス法が裁判規範とされるが、当該事業計画が予定する環境配慮措置の有効性、環境保全の実行性確保等については、関連項目にかかる実体環境法の規制要件、開発根拠法が定める認認可要件の解釈、適用に委ねられており、かつ、環境保全及びその実行性確保に向けられた規制要件は不十分な状況にある。

　このことから、各地の争訟案件で明らかになった環境関連項目に関する事実、アセス手続違法の手口・実態を解明し、その知見を各地の争訟の関係者が共通の知見にすることが重要であり、また、不十分な環境実体法・手続法の改正に向けた提言をしていくことも必要である。

【四】2017年度　組　織　活　動

1　活動の概要

⑴　総会と人事変更

2017年4月2日、東京四谷プラザエフにおいて、公害弁連47回総会が開かれた。同総会では、「福島原発事故賠償訴訟の現段階と課題～群馬判決を受けて」と題するシンポジウムを日本環境会議と公害弁連の共催にて開催した。

これは、2017年3月17日に前橋地裁で言い渡された群馬判決を踏まえ、その後、千葉地裁（同年9月）、福島地裁（同年10月）で言い渡される各判決で責任論を確定させ、すべての被害者の救済に役立ちうる損害論を構築するために研究者を講師に迎えて実施したもので、今後の原発訴訟のたたかいを理論面から大きく支える位置づけとなった。

シンポジウムは、鈴木尭博代表委員の開会挨拶に始まり、2017年3月17日、前橋地裁で初めての国の断罪判決を勝ち取った群馬弁護団団長の鈴木克昌弁護士からの勝利報告があった。

その後、3・17群馬判決の分析として、責任論について下山憲治名古屋大学教授による講演、損害論については吉村良一立命館大学教授による講演があった。

続いて、原発被害京都訴訟、原発被害首都圏訴訟、生業を返せ！福島原発被害訴訟などからの報告があった。

最後に、淡路剛久立教大学名誉教授による挨拶で締めくくられたこのシンポジウムは170名を超える参加を頂き、存在意義を問われている公害弁連として大変有意義な催しとなった。

その後の総会では、篠原義仁代表委員の挨拶で始まり、懇親会には47名の参加を得た。

⑵　公害被害者総行動実行委員会との共同

また、例年同様、公害被害者総行動実行委員会との協働として、2017年6月7日から8日にかけて総行動を、2018年1月12日に旗開きを実施した。

2　活動報告等

⑴　事務局の動き

2017年5月　9日　第1回事務局会議（スモン）
6月　8日　第1回幹事会　（スモン）
8月18日　第2回事務局会議（スモン）
10月28日　第2回幹事会　（スモン）
11月　2日　第3回事務局会議（スモン）
12月13日　第4回事務局会議（スモン）
2018年1月12日　第3回幹事会　（スモン）
2月　9日　第5回事務局会議（スモン）
3月　9日　第6回事務局会議
（渋谷法律事務所）

概ね、中杉喜代司幹事長、津田二郎事務局次長、及び、事務局長板井の3名の参加で事務局会議を行ったが、原発訴訟からの参加がないことをどう考えるか、また、各弁護団からの参加がないため、公害弁連の運動体としての存在意義を真剣に検討する一年となった。

原発、アスベスト、基地、水俣は、それぞれ全国弁連が存在しており、とりわけ公害弁連の存在に頼ることが必須というわけではないが、それ以外の訴訟も含め、当該弁連や原告団のみでなく国民的運動なくして前進はあり得ないのであり、公害弁連がそのような位置づけで継続的に活動する意義はやはり大きなものがあると思う。

ただし、本来、将来を担うべき若手弁護士にとって経済的な問題は無視しえず、遠方から事務局会議等に参加する事務局次長には交通費を支出すべきとの意見で一致した。

今後、原発、アスベストを含め、複数の事務局次長の参加を得たいところであり、そのためには幹事による勧誘は必須である。

⑵　発行物

ホームページについては、外部委託を実施してメンテナンス等も依頼している。今後は、リンク先等の充実、情報のアップに取り組みたい。

ニュース182～184号を発行した。ただし、多くの傘下弁護団の活動を余すところなく報告するには、年4度の発行が望ましいところである。

情報と通信（377～382）を発行した。

⑶　協北印刷様よりカンパを頂いた。心より感謝申し上げる次第である。

【五】2018年度　活　動　方　針

⑴　大気汚染公害被害者のたたかいを発展させ、裁判闘争の成果を被害者のたたかいに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。

①　大阪西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気裁判での和解を梃子に、自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、㋐医療費救済と㋑障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立のたたかいを進める。

②　公害認定患者の等級切り下げ、自動車重量税の廃止などの現行補償法改悪の動きに対しては、断固として反対してたたかう。

③　全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組み、東京都・川崎市での現行救済制度維持に全力を尽くすとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。

④　PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を追及する。

⑤　東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車NOX・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。

⑥　各地「道路連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通規制、ロードプライシングの強化などの、大型車の交通総量削減対策を実現するたたかいを進める。

⑦　裁判闘争の成果をふまえて、進路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。

⑧　環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求現実行動にも取り組む。

⑵　公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

①　各地の大気汚染裁判の前進を梃子に、全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のためのたたかいに取り組む。

②　圏央道・広島国道2号線高架道・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐるたたかいを強め、道路計画の見直しを迫る。

③「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対するたたかいを強化する。

④　圏央道高尾山裁判の成果と経験を活かし、豊かな自然環境を破壊する無駄な公害道路を許さないため、取り組みを強める。

⑤　国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境基準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。

⑶　基地･空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。

①　平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。

②　基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。

③　現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。

④　国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。

⑤　低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の

訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強める。

⑥　名古屋新幹線訴訟でかちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。

⑦「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかい、新たな基地建設を許さないたたかいを支援する。

⑧　在日米軍再編、安全保障関連法施行など、日米同盟関係の強化を口実とした基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

⑷　不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む

①　全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。

②　加害企業チッソが保有する子会社JNCの株式の譲渡を阻止するためのたたかいを継続する。

③　水俣病被害者が最後の１人まで補償を勝ち取るためにたたかいを継続する。

④　他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。

⑤「総合対策医療事業」及び「水俣病被害者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。

⑥　不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街つくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。

⑦　全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。

⑸　カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。

①　薬害ヤコブ病の被害者全員の救済をかちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。

②「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症被害者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。

③　スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。

④　カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。

⑤　独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。

⑥　抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。

⑦　食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

⑹　神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。

①　神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。

②　安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。

③　イタイイタイ病患者の認定及び要観察者の判定について認判定行政の適正化を求め、また、原因企業が運用するカドミウム腎症患者救済制度の積極的な活用をはかる。

　カドミウムによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。

④　重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。

⑤　市街地土壌・地下水汚染問題に取組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

⑺ 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。

② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。

③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

⑻ 韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。

② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

⑼ 官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

① 公害等調整委員会が行政追随の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。

② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。

③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。

④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。

⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。

⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。

⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。

⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

⑽ 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。

① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。

② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25％の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。

③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。

④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。

⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。

⑥　公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。

⑦　知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。

⑾　廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。

⑿　アスベスト問題を史上最大の労災公害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。

①　建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。

②　被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。

③　アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。

④　シンポジウムなどの開催、全国各地での被害者の掘り起こしなど、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。

⑤　建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。

⑥　建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。

⒀　原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかい、脱原発を進めるたたかいに取り組む。

①　最大公害というべき福島原発事故による汚染地域の原状回復と被害者の完全救済を求めるたたかいに取り組む。

②　被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。

③　低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。

④　脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。

⒁　最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。

①　米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。

②「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。

⒂「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。

⒃　公害弁連の組織、体制など

①　幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。

②　各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。

③　公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。

④　新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。

⑤　役員・事務局体制を充実させる。

イ　幹事会の充実

ロ　事務局会議の充実

【六】公　害　関　係　資　料

日本環境会議・全国公害弁護団連絡会議　共催

シンポジウム
福島原発事故賠償訴訟の現段階と課題
～群馬判決を受けて

各地の原発被害損害賠償事件が大詰めを迎えています。

2017年3月17日の前橋地裁（原子力損害賠償群馬訴訟）の判決言渡を皮切りに，9月に千葉地裁（千葉訴訟），福島地裁（生業訴訟）も年内判決が見込まれ，2018年には東京地裁（東京訴訟），京都地裁（京都訴訟）の判決言渡が見込まれています。

そこで，日本環境会議（JEC）と全国公害弁護団連絡会議の共催で，前橋判決の解説等を中心にしたシンポジウムを行うことになりました。

◆日時　２０１７年４月２日（日）開場　午後１２時３０分
開演　午後１時　終演　午後４時（予定）

◆会場　一般財団法人主婦会館　７Ｆカトレア
（千代田区六番町 15　JR　四ッ谷駅 麹町口から徒歩１分・東京メトロ 四ッ谷駅から徒歩３分）下記地図参照

◆参加費　無料

◆講演　①　下山憲治名古屋大学教授「国等の責任について」

②　吉村良一立命館大学教授「損害論その他について」

◆報告　各地原発損害賠償弁護団

◆まとめ　淡路剛久立教大学名誉教授

シンポジウム終了後，公害弁連総会・懇親会（参加費5000円）を行います。

あらかじめ懇親会参加人数を把握したいので，3月17日（金）までに下記までご連絡ください。

熊本中央法律事務所（担当　板井俊介弁護士）
電話　096－322－2515　fax　096－322－2573

【七】2017年度　活　動　日　誌

公害弁連をめぐる動き			
2017		2018	
4. 2	公害弁連第47回総会・シンポジウム（四谷）	1.12	公害弁連幹事会（第3回） 公害合同旗開き
4. 3	公害総行動事務局会議	1.26	じん肺新春のつどい
4. 6	「よみがえれ！有明」院内集会	1.27	原発被害者訴訟原告団全国連絡会総会
4.22	福島原発事故賠償問題研究会（JEC原賠研）	1.28	JEC原賠研
4.24	「よみがえれ！有明」院内集会 公害弁連事務局会議（第1回）	2. 8	「よみがえれ！有明」院内集会
5.12	公害総行動事務局会議	2. 9	公害弁連事務局会議（第5回）
5.13	公害地球懇談会総会	2.20	福島原発支援東京・首都圏連絡会結成大会
5.16	「よみがえれ！有明」院内集会	3. 1	水俣病院内集会
5.19	アスベスト全国決起集会	3. 8	原発群馬訴訟控訴審第1回
6. 6	公害総行動実行委員会	3. 9	公害弁連事務局会議（第6回）
6. 7～ 8	公害総行動デー	3.14	首都圏建設アスベスト東京訴訟判決行動
6. 8	公害弁連幹事会（第1回）	3.15	原発京都訴訟判決行動
7. 8	東京大気公害裁判和解10周年	3.16	原発東京訴訟判決行動
7.14	公害総行動事務局会議	3.22	原発いわき避難者訴訟判決行動
8.18	公害弁連事務局会議（第2回）	3.23	「よみがえれ！有明」院内集会
8.31	公害総行動実行委員会	3.27	原発院内集会、東電・経産省交渉
9. 2	原発被害訴訟千葉判決前決起集会		
9.22	原発千葉訴訟判決行動		
9.28	原発千葉訴訟判決報告院内集会		
9.29	原発京都訴訟結審行動		
10. 4	公害総行動事務局会議		
10.10	原発生業訴訟判決行動		
10.11	第2次新横田基地公害訴訟判決行動 原発いわき避難者訴訟結審行動		
10.24	首都圏建設アスベスト神奈川2次訴訟判決行動		
10.27	首都圏建設アスベスト神奈川1次訴訟判決行動		
10.28	公害弁連幹事会（第2回）		
11. 2	公害弁連事務局会議（第3回）		
11. 4	JEC原賠研		
11. 8	原発（生業・千葉）東電・経産省交渉		
11.15	首都圏建設アスベスト東京訴訟結審行動		
11.26～27	公害総行動箱根合宿		
12.13	公害弁連事務局会議（第4回）		
12.27	原発いわき避難者訴訟要請行動		

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代表委員					幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第1回 1972 （東　京）	正力喜之助 （イ病）	北村利弥 （四日市公害）	渡辺喜八 （新潟水俣病）			近藤忠孝 （イ病）				豊田　誠 （イ病）					
第2回 1973 （大　阪）	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八			近藤忠孝				豊田　誠					
第3回 1974 （名古屋）	正力喜之助		渡辺喜八			坂東克彦 （新潟水俣病）				豊田　誠					
第4回 1975 （横　浜）	正力喜之助	東　敏雄 （熊本水俣病）	山本正男 （名古屋新幹線）			木村保男 （大阪国際空港）				豊田　誠					
第5回 1976 （北九州）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄 （カネミ）		木村保男				豊田　誠	篠原義仁 （川崎・安中）	林　光佑 （新幹線）	石橋一晁 （空港・イ病）		
第6回 1977 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄		野呂　汎 （四日市公害 新幹線公害）	滝井繁男 （大阪空港）	鬼迫明夫 （多奈川火電）	豊田　誠 （東京スモン）	篠原義仁	長谷川正浩 （新幹線）	白川博清 （東京スモン）	犀川季久 （安中）	能勢英樹 （イ病）	
第7回 1978 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	野呂　汎	滝井繁男	鬼迫明夫	豊田　誠	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	犀川季久	能勢英樹	中村雅人 （東京スモン）
第8回 1979 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	野呂　汎	久保井一匡 （大阪空港）	井関和彦 （西淀川）	石橋一晁 （北陸スモン）	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 （西淀川）	中村雅人	
第9回 1980 （川　崎）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎			豊田　誠	水野武夫	井関和彦	石橋一晁	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	鈴木堯博 （東京スモン）
第10回 1981 （北九州）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎			豊田　誠	水野武夫	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	

決定総会	代表委員				幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第11回 1982 （東　京）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 （大　阪）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 （東　京）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄 (西淀川)	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木　守 (千葉川鉄)
第16回 1987 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 （大　阪）	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄		高橋　勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 （神　戸）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平 (川崎)	高橋　勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 （熊　本）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晁 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井　優	
第20回 1991 （東　京）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晁 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	宮田　学	関島保雄	板井　優	

決定総会	代表委員	幹事長	副幹事長	事務局長	事務局次長
第21回 1992 (大　阪)	内田茂雄 梨木作次郎 斉藤一好 矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清 石橋一晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊 宮田　学 関島保雄 板井　優
第22回 1993 (川　崎)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清 石橋一晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊 宮田　学 関島保雄 板井　優
第23回 1994 (岡　山)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄 鈴木堯博 白川博清 鈴木　守 関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 村松昭夫 白井　劍 森　德和
第24回 1995 (大　阪)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄 鈴木堯博 白川博清 鈴木　守 関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 村松昭夫 白井　劍 森　德和
第25回 1996 (熊　本)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄 鈴木堯博 白川博清 鈴木　守 関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 村松昭夫 白井　劍 森　德和 松野信夫 籠橋隆明 中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東　京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 西村隆雄 白井　劍 森　德和 松野信夫 籠橋隆明 中杉喜代司 原希世巳
第27回 1998 (神　戸)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康 西村隆雄 久保博道 牛島聡美 白井　劍 森　德和 山本　孝 松野信夫 籠橋隆明 原　和良 中杉喜代司 原希世巳
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康 西村隆雄 久保博道 牛島聡美 白井　劍 森　德和 山本　孝 松野信夫 籠橋隆明 原　和良 中杉喜代司 原希世巳
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生 豊田誠 榎本信行	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜 鈴木堯博 鈴木　守 板井　優 白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康 西村隆雄 久保博道 加納　力 白井　劍 森　德和 山本　孝 松野信夫 籠橋隆明 大江京子 中杉喜代司 原希世巳
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田誠 榎本信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木　守 板井　優 鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫 白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平 白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹 森　德和 原希世巳 大江京子 松野信夫 久保博道 岩井羊一
第31回 2002 (東　京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田誠 榎本信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木　守 板井　優 高木健康 鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫 白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平 白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹 森　德和 原希世巳 大江京子 松野信夫 久保博道 岩井羊一

決定総会	顧　問	代　表　委　員			幹事長	副　幹　事　長			事務局長	事　務　局　次　長			
第32回 2003 （人　吉）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田　誠	榎本信行 中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸		板井　優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木　守 村松昭夫	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平	白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹	森　徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 （熊　本）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	板井　優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木　守 村松昭夫	西村隆雄	白井　劍 森　徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納　力 大江京子 岩井羊一	高橋　徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 （東　京）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫	鈴木　守 早川光俊	西村隆雄	白井　劍 森　徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納　力 大江京子 岩井羊一	高橋　徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 （大　阪）	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木　守 早川光俊	中杉喜代司	白井　劍 加納　力 後藤富和	森　徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 （東　京）	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木　守 早川光俊 宮田　学	中杉喜代司	白井　劍 加納　力 後藤富和	森　徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 （諫　早）	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 後藤富和	白井　劍 大江京子 島戸圭輔	森　徳和 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 （東　京）	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 島戸圭輔	白井　劍 伊藤明子 板井俊介	森　徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第39回 2010 （沖　縄）	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 島戸圭輔	白井　劍 伊藤明子 板井俊介	森　徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第40回 2011 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	阿部哲二	白井　劍 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森　徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	松浦信平 後藤富和 津田二郎	加納　力 板井俊介 長瀬信明
第41回 2012 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田　誠 榎本信行	中島　晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	馬奈木昭雄 篠原義仁 板井　優		村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学 白井　劍 南雲芳夫	鈴木　守 高木健康 原希世巳 森　徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	阿部哲二	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木厳太郎	加納　力 板井俊介 長瀬信明	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充

決定総会	顧　問	代　表　委　員			幹事長	幹　事			事務局長	事　務　局　次　長			
第42回 2013 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田　誠 榎本信行	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		村松昭夫	白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田　学	原希世巳 中杉喜代司 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 後藤富和 板井俊介	中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世	馬奈木厳太郎 秋元理匡 深井剛志	
第43回 2014 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	
第44回 2015 （福　島）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	
第45回 2016 （熊　本）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	板井俊介	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	
第46回 2017 （東　京）	花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田　学	原希世巳 白井　劍 森　徳和 東島浩幸 中川素充	広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之 吉野隆二郎 金高　望	板井俊介	伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 中村輝久	津田二郎 馬奈木厳太郎 深井剛志 東　圭介		

【九】公　害　弁　連　規　約

1.（名　称）　本会は全国公害弁護団連絡会議（略称、公害弁連）といい、事務局を東京都におく。

2.（組　織）　本会は公害根絶のために活動している弁護団（調査団を含む）により組織する。

3.（目　的）　本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。

4.（運　営）
⑴　本会は総会を年１回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
⑵　本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。

5.（役　員）
⑴　本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事１名を選出する。
⑵　幹事会の互選により幹事長１名を選出する。
⑶　事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。

6.（財　政）　本会の財政は会費その他の寄付金による。
会費は、各弁護団あたり年１口（10000円）以上とする。

7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。